令和5年 第3回定例会

南種子町議会会議録

令和 5年 9月 7日 開会

令和 5年 9月 15日 閉会

南種子町議会

令和5年第3回南種子町議会定例会会議録目次

第1号(9月7日)(木曜日)	
1. 開 会	5
1. 開 議	5
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
1. 日程第2 会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1. 日程第3 議長諸報告	5
1. 日程第4 町長行政報告	6
1. 日程第5 提案理由の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
町長説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
1. 日程第6 請願陳情委員会付託	11
1. 日程第7 一般質問	11
6番 柳田 博君	11
1. 本町の農業政策について	
2. 本町の観光地の整備について	
3. 婚活イベントについて	
4. 南種子町公共施設について	
1. 休 憩	22
9番 濱田一徳君	22
1. 人事・業務管理について	
2. 旅費規程について	
3. イベント等でのシャトルバス運行について	
1. 休 憩	37
8番 上園和信君	38
1. 有機農業の普及・拡大と農業振興策について	
2. 会計年度任用職員の待遇改善について	
3. 公立中学校における休日の部活動の地域移行について	
1. 休 憩	52
4番 福島照男君	52
1. 介護施設入所待機者解消対策について	
2. 肉用子牛価格低迷に関する生産農家への対策について	
1	62

第2号(9月8日)(金曜日)

1. 日程第1 議案第31号 南種子町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
総務課長説明 質疑・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
質疑・ 対論・ 採決・ 1. 日程第2 議案第32号 南種子町定住促進空き家活用住宅の設置 及び管理に関する条例の一部を改正する 条例制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
対論・
採決 1. 日程第2 議案第32号 南種子町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について 企画課長説明 質疑 討論 採決 1. 日程第3 議案第33号 財産の取得について 企画課長説明 質疑 8番 上園和信君 6番 柳田 博君 9番 濱田一徳君 討論 採決 1. 日程第4 議案第34号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更について
1. 日程第 2 議案第32号 南種子町定住促進空き家活用住宅の設置 及び管理に関する条例の一部を改正する 条例制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
条例制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
全画課長説明・ 質疑・ 計論・ 探決・ 1. 日程第3 議案第33号 財産の取得について・ 企画課長説明・ 質疑・ 8番 上園和信君・ 6番 柳田 博君・ 9番 濱田一徳君・ 討論・ 探決・ 1. 日程第4 議案第34号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する 地方公共団体の名称の変更及び同組合規 約の変更について・
質疑・ 計論・
対論 採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
採決・
1. 日程第3 議案第33号 財産の取得について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
企画課長説明・ 質疑・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
企画課長説明・ 質疑・ 8番 上園和信君・ 6番 柳田 博君・ 9番 濱田一徳君・ 討論・ 採決・ 1. 日程第4 議案第34号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する 地方公共団体の名称の変更及び同組合規 約の変更について・
8番 上園和信君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6番 柳田 博君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6番 柳田 博君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
討論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
討論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
地方公共団体の名称の変更及び同組合規 約の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
地方公共団体の名称の変更及び同組合規 約の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
約の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
総務課長説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
質疑·····
計論·····
採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1. 日程第5 議案第35号 令和5年度南種子町一般会計補正予算
(第4号)
総務課長説明······

	質疑			73
	4番 福島照男	雪		73
	8番 上園和信	雪		75
	4番 福島照男	雪		75
	9番 濱田一徳	雪		77
	4番 福島照男	<u> </u>		77
	8番 上園和信息	<u> </u>		78
	4番 福島照男	<u> </u>		79
	6番 柳田 博	<u> </u>		80
	4番 福島照男	<u> </u>		81
	8番 上園和信息	<u> </u>		81
	4番 福島照男	<u> </u>		82
	9番 濱田一徳	랔		84
	討論			85
	採決			85
1.	休 憩			85
1.	日程第6 議案第3	6号 令和5年度南種子町国民健康保険事	業勘	
		定特別会計補正予算(第3号) ····		85
	くらし保健課長説明	月		86
	質疑			87
				87
	採決			87
1.	日程第7 議案第3	7号 令和5年度南種子町介護保険特別会	計補	
		正予算(第3号) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		87
	くらし保健課長説明	月		87
	質疑			88
	討論			88
	採決			88
1.	日程第8 議案第3	8号 令和5年度南種子町後期高齢者医療係	呆険	
		特別会計補正予算(第1号) · · · · ·		88
		月		89
	質疑			89
	討論			90
	採決			90

1.	日程第9 議案第39号	令和5年度南種子町水道事業会計補正予	
		算 (第 2 号) ·····	90
	水道課長説明 · · · · · · ·		90
	質疑		91
	4番 福島照男君・・・		91
	討論		92
	採決		92
1.	日程第10 同意第17号	教育委員会委員の任命について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
	町長説明・・・・・・・・・・・		92
	質疑		92
	討論		92
	採決		92
1.	日程第11 諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求める	
		ことについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
	町長説明・・・・・・・・・・・・		94
	質疑		94
	討論		94
	採決		94
1.	散 会		94
第3号	号(9月15日)(金曜日)		
1.	開 議		98
1.	日程第1 提案理由の記	说明 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	98
	町長説明・・・・・・・		98
1.	日程第2 議案第40号	南種子町移住定住促進住宅条例制定につ	
		NT	98
	総務課長説明		98
	質疑		100
	6番 柳田 博君…		100
			100
	8番 上園和信君・・・		102
	2番 野首久教君・・・		103
	6番 柳田 博君…		104
	4番 福島照男君・・・		105

	5番 名	宮越多喜子さん	v······	107
	4番 ネ	畐島照男君・・・		108
	討論			108
	採決			108
1.	日程第3	議案第41号	令和5年度南種子町一般会計補正予算	
			(第5号) ·····	109
	総務課長記	兑明·····		109
	質疑			110
	6番 柞	卯田 博君・・・		110
	4番 ネ	畐島照男君・・・		110
	討論			111
	採決			111
1.	日程第4	認定第1号	令和4年度南種子町一般会計歳入歳出決	
			算認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	111
1.	日程第5	認定第2号	令和4年度南種子町国民健康保険事業勘	
			定特別会計歳入歳出決算認定について・・・・・・・	112
1.	日程第6	認定第3号	令和4年度南種子町介護保険特別会計歳	
			入歳出決算認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	112
1.	日程第7	認定第4号	令和4年度南種子町後期高齢者医療保険	
			特別会計歳入歳出決算認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	112
1.	日程第8	認定第5号	令和4年度南種子町水道事業会計決算認	
			定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	112
	総務課長詞			112
	くらし保修	建課長説明・・・		115
	水道課長詞			117
	質疑			119
1.	休 憩・			120
1.	日程第9	委員長報告	(総務文教委員会・陳情審査) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	120
	総務文教	委員会委員長幸	设告·····	120
	質疑			121
	討論			122
	採決			122
1.	日程第10	発委第4号	義務教育費国庫負担制度負担率の引上げ	
			をはかるための、2024年度政府予算に係	

		る意見書の提出について・・・・・・・・・・・・・・・・・	122
	総務文教委員会委員長幸	B告·····	122
	質疑		123
	討論		123
	採決 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		123
1.	日程第11 発委第5号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を	
		はかるための、2024年度政府予算に係る	
		意見書の提出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	124
	総務文教委員会委員長韓	B告·····	124
	質疑		124
	討論		124
	採決 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		124
1.	日程第12 閉会中の継続	売調査の申し出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	125
1.	日程第13 議員派遣…		125
1.	閉 会		125

令和5年第3回南種子町議会定例会会期日程

9月7日開会~9月15日閉会 会期9日間

月	日	曜	日程	備
9	7	木	本 会 議 (開 会)	 議長諸報告 町長行政報告 提案理由の説明 請願陳情委員会付託 一般質問(4名)
	∞	金	本 会 議	1. 議案審議 (1)条例 2件(議案第31号~第32号) (2)事件 2件(議案第33号~第34号) (3)予算 5件(議案第35号~第39号) (4)人事 2件(同意第17号·諮問第1号)
	9	\oplus	休 会	
	10		休会	
	11	月	休 会	
	12	火	休 会	
	13	水	休会	
	14	木	休 会	

15	金	本 会 議	1. 提案理由の説明						
		(閉 会)	2. 議案審議						
			(1)条例 1件(議案第40号)						
			(2)予算 1件(議案第41号)						
			(3)決算 5件(認定第1号~第5号)						
			3. 委員長報告						
			4. 発委(意見書 2件)						
			5. 閉会中の継続審査・調査(所管事務調査)						
			6. 議員派遣						

令和5年第3回南種子町議会定例会

第 1 日

令和5年9月7日

令和5年第3回南種子町議会定例会会議録

令和5年9月7日(木曜日) 午前10時開議

- 1. 議事日程(第1号)
 - ○開会の宣告
 - ○日程第1 会議録署名議員の指名
 - ○日程第2 会期の決定
 - ○日程第3 議長諸報告
 - ○日程第4 町長行政報告
 - ○日程第5 提案理由の説明
 - ○日程第6 請願陳情委員会付託
 - ○日程第7 一般質問
- 2. 本日の会議に付した事件
 - ○議事日程のとおり
- 3. 出席議員(10名)

1番	JIIP	勺田	行	博	君		2番	野	首	久	教	君
3番	平	畠		強	君		4番	福	島	照	男	君
5番	名	越	多喜	\$子	さん		6番	柳	田		博	君
7番	大	﨑	照	男	君		8番	上	園	和	信	君
9番	濱	田	_	徳	君	-	10番	塩	釜	俊	朗	君

- 4. 欠席議員(0名)
- 5. 出席事務局職員

局 長園田一浩君 書 記 山下浩一郎君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

氏 名 職 名 氏 名 町 長 小園裕康君 副町 長 小脇隆則君 総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 教育 長 菊 永 俊 郎 君 羽生裕幸君

会計管理者 兼会計課長 河 野 美 樹 さん 企画課長 稲 子 秀 典 君 くらし保健課長 木 田 美 幸 君 福祉事務所長 鮫 島 幸 紀 君 税務課長 総合農政課長 西 村 広 君 Щ 田 直 樹 君 建設課長兼水 道課長 野 容 規 君 保育園長 才 Ш いずみ さん 河 教育委員会 社会教育課長 教育委員会管理課長兼 給食センター所長 松 山 砂 夫 君 濱 田 伸一 君 農業委員会事務局長 羽 生 幸 一 君

△ 開 会 午前10時00分

開議

○議長(塩釜俊朗君) ただいまから令和5年第3回南種子町議会定例会を開会します。 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(塩釜俊朗君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、9番、濱田一徳君、1番、 川内田行博君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長(塩釜俊朗君) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月7日から9月15日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(塩釜俊朗君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日9月7日から15日までの9日間に決定しました。

日程第3 議長諸報告

O議長(塩釜俊朗君) 日程第3、議長諸報告を行います。

報告書をお手元に配付しておりますが、要点について局長から説明させます。 局長。

○事務局長(園田一浩君) 御報告を申し上げます。

お手元に議長報告書を配付してございますので、お目通しをいただきたいと思います。

監査結果報告書でございますが、例月出納検査報告書の令和5年5月分から令和 5年7月分までを配付しております。

それから、令和4年度決算審査意見書・令和4年度財政健全化審査意見書を配付 しております。

次に、各種行事、業務及び動静については、令和5年6月8日から令和5年9月6日までの分について列記しておりますが、その主なものについて御報告いたします。

まず、議長会関係の会議等でありますが、8月16日、種子島屋久島議会議員大会臨時会が鹿児島市で開催され、10月3日に西之表市において第12回大会を開催することの確認と大会要領、提出議題、交流会などについて協議がなされたところであります。南種子町からは、共同提案を含め、3件の議題を提出いたしました。

翌8月17日、熊毛郡町議会議長会臨時総会が鹿児島市で開催され、行政視察調査についての協議がなされ、11月に行うことで日程調整をすることとなりました。

同日、鹿児島県町村議会議長会臨時総会が鹿児島市で開催され、肥薩おれんじ鉄道の財政支援について協議がなされ、理事会に一任することで決定したところであります。

次に、一部事務組合関係でありますが、7月13日、熊毛地区消防組合議会臨時会が西之表市で開催され、専決処分1件、報告案件1件、同意案件2件、条例案件1件、予算案件1件の計6件が提案され、承認、同意、原案可決されております。 監査委員の選任については、識見監査委員として、南種子町代表監査委員の日高二生氏が選任をされております。

同じく、同日に種子島産婦人科医院組合議会臨時会が開催をされ、監査委員の人事案件2件が提案をされ、同意されました。議選監査委員として、本町の濱田一徳議員が選任されたところであります。

次に、その他として、7月24日、種子島屋久島振興協議会で、熊毛地域の抱える 課題について県選出の国会議員及び関係省庁へ要請活動を行ってきたところであり ます。

以上で報告を終わります。

○議長(塩釜俊朗君) これで、議長諸報告を終わります。

日程第4 町長行政報告

○議長(塩釜俊朗君) 日程第4、行政報告を行います。

町長、小園裕康君。

○町長(小園裕康君) それでは、行政報告について申し上げます。

まず、令和5年産早期水稲は、自家食用を含む栽培個数371戸、栽培面積259.08 ヘクタールで、水田の約38%に作付をされ、植付けは平年並みの3月中旬から始まり、初期生育は順調でございました。

5月以降も天候は平年並みで推移をし、昨年度のようないもち病や不稔粒の発生 はほとんど見られずに、順調な生育となったところでございます。

農林水産省九州農政局水稲の作柄概況においては、熊毛・大島地区の作況指数は101の平年並みであり、10アール当たり収量は425キログラムと約20%増収となった

ところでございます。

収穫は7月12日から始まり、最盛期は7月19日から7月29日で、米の検査結果は、一等米比率が58.7%であり、昨年度より10%以上向上し、昨年度から収量・品質ともに改善をされた状況となったところでございます。

また、7月18日には、町内の小学校、中学校において、南種子町産の新米コシヒカリを使った新米給食を実施したところでございます。

次に、7月24日に実施をいたしました令和5年度の種子島屋久島振興協議会の中央要請活動について御報告をいたします。

種子島空港滑走路の延伸及び地上設備の充実について国土交通省に対しまして要望を行い、国のほうからは種子島空港は鹿児島県が管理する地方管理空港であるが、現時点において、設置管理者である鹿児島県から滑走路延長計画について具体的には伺っていない状況であるとのこと、設置管理者である鹿児島県に要望をいただければという御発言がありました。

しかしながら、県の離島振興協議会へも要望してきている内容であるため、県の 計画計上への強い要望が必要であると思います。

次に、高速船(ジェットフォイル)の更新に係る制度構築及び支援についてでご ざいます。

国土交通省に対し、要望を行ってまいりましたが、国のほうからは財政融資の制度を活用した船舶共有建造制度の中で、船舶の建造に係る支援を行っているとのことであり、国の支援や造船会社とのすり合わせが必要であるということでございました。

次に、サツマイモ基腐病に対する生産者支援の継続要望についてでございます。 農林水産省に対し要望を行い、消費・安全局及び農産局に対して基腐病の現状を 報告をし、継続的な支援をお願いしたところでございます。

各農水省担当課長から、苗や圃場での防除対策などのメニューを用意しているのでこれらを活用していただき、現場で効果が発揮されることを期待しながら、引き続き現場の取組をサポートさせていただきたいとのことで、新たな品種の推進を進めるとともに、農薬の種類も増えてきている状況であることから、安全かつ迅速に適用拡大を進め、現場に提供をしてまいりたいということでございました。

次に、有人国境離島法による航路・空路運賃低廉化事業の支援拡充に関する要望を内閣府総合海洋政策推進事務局に対して行い、バンカーサーチャージについては、運行事業者への国の補助は行っていない状況であり、住民負担の軽減については、国の制度や予算の枠組み、既存制度とのバランスを含めて検討しなければならないとのことであり、国の予算に上限がある中で、優位順位を考えながら様々な対策を

考えていきたいということでございました。

この要請活動につきましては、松里県議会議長、日高県議も同行いたしておりまして、そしてまた、森山代議士の御協力もいただいたところでありますので、今後も引き続き1市3町において、種子島、屋久島の合同での要請活動については継続してまいりたいというふうに思うところでございます。

以上で御報告を終わります。

○議長(塩釜俊朗君) これで、行政報告を終わります。

日程第5 提案理由の説明

〇議長(塩釜俊朗君) 日程第5、町長提出の議案第31号から議案第39号、同意第17号 及び諮問第1号並びに認定第1号から認定第5号の16件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長(小園裕康君) それでは、提案理由について御説明を申し上げます。

今期定例会に提案をいたしました案件は、条例案件2件、事件案件2件、予算案件5件、人事案件2件、決算案件5件の計16件でございます。

それでは、条例案件から、順次、要約して御説明を申し上げます。

議案第31号は、南種子町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございまして、宿泊料金が高騰している状況と今後の動向を考慮いたしまして、所要の改正を行うものでございます。

議案第32号は、南種子町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございまして、西之平野地区の空き家改修工事が完了したことによる物件追加及び家賃の設定に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、事件案件について御説明を申し上げます。

議案第33号は、財産の取得についてでございまして、種子島中央高校スクールバスの取得をするものでございます。

議案第34号は、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変 更及び同組合規約の変更についてでございまして、同組合を組織する地方公共団体 が名称変更したことに伴い、同組合規約の一部改正について協議を行うものでござ います。

次に、予算案件について御説明を申し上げます。

議案第35号は、令和5年度南種子町一般会計補正予算(第4号)でございまして、2億340万7,000円を追加し、総額65億5,340万7,000円とするものでございます。

今回の主な補正内容といたしましては、歳入については、普通交付税、特定防衛 施設再編交付金、団体営農地等災害復旧事業補助金、農業振興基金繰入金が主なも のでございます。

歳出については、農業振興基金を活用した農作業受託持続投資支援金や園芸施設資材等導入支援事業、再編交付金を活用した肥料・飼料価格高騰対策事業、台風6号接近に伴い被害を受けました農地農業用施設の災害復旧事業に係る費用が主なものでございます。

議案第36号は、令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)でございまして、人件費が主なもので、284万9,000円を追加し、8億3,785万2,000円とするものでございます。

議案第37号は、令和5年度南種子町介護保険特別会計補正予算(第3号)でございまして、前年度介護給付費国庫及び県負担金返納金が主なもので、2,819万5,000円を追加し、7億5,617万9,000円とするものでございます。

議案第38号は、令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)でございまして、被保険者保険料納付金が主なもので、308万5,000円を追加し、9,800万円とするものでございます。

議案第39号は、令和5年度南種子町水道事業会計補正予算(第2号)でございまして、第5水源地施設移設工事が主なもので、事業活動に伴う収益的収入で2,482万6,000円、支出で37万8,000円をそれぞれ増額し、また、資本的収入で1,702万6,000円、支出で2,002万6,000円を増額するものでございます。

次に、人事案件について御説明を申し上げます。

同意第17号は、教育委員会委員の任命についてでございまして、任期満了に伴い 再任するものでございます。

諮問第1号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございましては、法務大臣が委嘱する人権擁護委員の推薦について、議会の意見を求めるものでございます。

次に、決算案件について御説明申し上げます。

認定第1号は、令和4年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定についてでございまして、歳入歳出決算書に監査委員の意見書及び当該決算における主要な施策の成果を説明する資料等を合わせて認定に付するものでございます。

また、地方公共団体の財政の健全化判断比率についても、監査委員の意見を付して報告をしてございます。

令和4年度の行政執行に当たりましては、「コロナ克服・新時代が開拓のための 経済対策」といった国の方針も踏まえながら、産業振興、地域活性化、各種イベン トの中止や延期により失った「まちの活力」を取り戻すべく、限られた財源を積極的に各施策への重点配分に努めてきたところでございます。

その結果、歳入総額63億5,264万8,041円、歳出総額は62億4,366万1,605円となり、 形式収支で1億898万6,436円の黒字となりました。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源として繰り越した5,969万8,801円を差し引いた実質収支については4,928万7,635円の黒字決算となったところでございます。

また、2,500万円を地方自治法及び地方財政法に基づく剰余金積立金として財政 調整基金に積み立てましたので、令和5年度への繰越額は2,428万7,635円となって おります。

認定第2号は、令和4年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算 認定についてでございます。

事業運営につきましては、被保険者の健康保持・増進と、疾病の早期発見を重点 課題として取り組み、特定健診の受診率向上と医療費の抑制を図り、国民健康保険 事業の本旨を踏まえながら、適正かつ健全な運営に努めてきたところでございます。

その結果、歳入総額8億261万95円、歳出総額は7億9,171万7,782円となり、形式収支で1,089万2,313円の黒字となりましたので、100万円を令和5年度への繰越額とし、989万2,313円を地方自治法に基づく剰余金積立金として、国民健康保険基金に積み立てたところでございます。

認定第3号は、令和4年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について でございます。

事業運営につきましては、第8期介護保険事業計画に基づき各事業の充実を図り、 健全運営に努めてきたところでございます。

その結果、歳入総額7億321万623円、歳出総額7億244万901円となり、形式収支で76万9,722円の黒字となりましたので、全額を令和5年度への繰越額としたところでございます。

認定第4号は、令和4年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認 定についてでございます。

事業運営につきましては、後期高齢者の保険料の適正な賦課徴収、疾病の早期発 見と早期治療の啓発を行い、医療費の抑制を図ってきたところでございます。

その結果、歳入総額9,138万9,507円、歳出総額9,118万3,185円となり、形式収支で20万6,322円の黒字となりましたので、全額を令和5年度への繰越額としたところでございます。

認定第5号は、令和4年度南種子町水道事業会計決算認定についてでございます。 事業運営につきましては、安全で安定した水道水を供給するため、町内施設の維 持管理と適切な管理運営の強化に努めてきたところでございます。

その結果、事業活動に伴う収益的収入 2 億6,950万217円、支出は 2 億3,055万1,209円、また、資本的収入 1 億3,384万5,000円、支出は 2 億868万5,639円となり、不足する額については、当年度損益勘定留保資金等で補塡したところでございます。 今期定例会に提案をしております案件は、以上16件でございますが、このほか追

以上、議案の説明を終わりますが、各議案の詳細につきましては、議案審議の折に担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議方お願いを申し上げます。

加議案といたしまして、条例案件1件、予算案件1件を予定いたしております。

○議長(塩釜俊朗君) これで、提案理由の説明を終わります。

日程第6 請願陳情委員会付託

○議長(塩釜俊朗君) 日程第6、本日までに受理した請願、陳情は、お手元に配りま した請願陳情審査文書表のとおり、総務文教委員会に付託しましたので、報告をし ます。

日程第7 一般質問

○議長(塩釜俊朗君) 日程第7、一般質問を行います。

順番に質問を許します。初めに、柳田 博君。

[柳田 博君登壇]

○6番(柳田 博君) それでは、議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきますが、その前に、当初8月26日、午前に打ち上げを予定しておりましたHーⅡAロケット47号機も、上空の気象の状態が悪く、3回の延期もむなしく、無期延期となっておりました。先に打ち上げたH3ロケット初号機のこともあり、自然を相手であり、見極めを大事に取った手段ではなかったのではと思います。本日、午前8時42分、打ち上げを決行し、見事成功したことは、本当に町民と一緒に共々喜びたいと思います。本当におめでとうございます。

また、本町の最大祭りのイベント、第45回南種子町ロケット祭りも、4年ぶりに町内外から多くの来場者をいただき、大盛況のうちに終了することができ、非常にうれしく、よかったと思います。

今後、各地区、各小中学校の運動会を皮切りに、第67回町民大運動会など、様々なスポーツ、文化の行事が盛りだくさん計画をされています。いずれも大盛況であってほしいと思います。

それでは、質問に入らさせていただきます。

本町の今後の農林業政策についてであります。

このことについては、前回、第2回の定例会の質問において分割して質問をさせていただくことを申し上げておりました。今回の質問内容が多少前回と矛盾しているのではと思われるのではないかと思いますが、今後10年、15年の農業、林業、主に農業ですが、現況では、生産物等は売れない、売れても安い、資機材はここ数年で15%から20%高騰、従事者は高齢化、農林業危惧は経年劣化し、買換えもできない。また、山林は有木林も含め荒れ放題。これまで、農林業で経営を育んでこられた方々は、10年後、15年後、果たしてどの程度生き残れることだろうか、私が思うに各集落に2軒ないし3軒の農家しか残れないのではと推測します。極めて残念なことです。そこで、本町の一次産業である農林業の衰退していく一途だと思います。今回、町長からいただいた答弁でも、本町の一次産業はこのままではいけないと言っておられます。

私は希望を持って要望も踏まえ、考えることですが、本町の一次産業である農林 業は、魅力ある産業になり得ることは、収益が上がり、ゆとりのあることが一番で ないかと思います。

そのためには、農家の大型経営を図り、法人化を勧める。昭和20年から30年代に施行した町の事業で圃場整備した耕地を町が地権者から借り上げたり、買ったりして圃場整備等をし、大規模農家への提供、賃貸をし、規模を拡大していく。このことを町主導で実施し、大量に安心安全な作物を栽培させていく。そのためには、大型農業機械導入も台数を少なく事業もできるはずです。今後は、コストを掛けない手法が必要かと思います。また、土地を提供していただいた元気で余力のある方は雇用していく、このような手法、政策を行政主導で実施していく。

今後5年から6年が転換期と思うが、種子島、いや、本町の一次産業である農林業を守り、生き残っていく大きな手法ではないかと私は思うが、町長の考えをお伺いします。

〇議長(塩釜俊朗君) 町長、小園裕康君。

「小園裕康町長登壇〕

〇町長(小園裕康君) それでは、柳田議員の御質問にお答えをいたします。

本町においても、御指摘のとおり、少子高齢化、農業後継者不足などの諸問題を抱える中、圃場においても点在した農地、区画の規模、道路の幅員狭小及び用排水路兼用の土水路であることが、地域農業発展における阻害要因となっていることから、農家の規模拡大、経営効率化のために必要な生産基盤整備を計画的に進める必要があるということは、御理解いただいているものと思います。

本町もそのようなことで進めておりますが、先般、9月1日だったと思いますけれども、ふと、朝、私、出張先でテレビを見ておりました。その中で出てきたのが、

埼玉県の農業法人が紹介をされておりましたけれども、この農産、農業法人中森農産ということで紹介されておりましたが、社長さんは34歳であります。そして、社員は16名で構成をされておりますが、ほぼ素人が集まった集団でありますけれども、この社員が今までの企業を辞めてこの農業法人で雇用をされて、年収は確実に以前よりも上がっているということでありまして、社員の年収についても、年収1,000万円が可能だという、そういうふうな注目をされて報道はされております。

これは、テレビの中で紹介されておりましたのは、300へクタールぐらいの農業をやっておりまして、米、麦、あらゆることにこれからチャレンジをするということでしたけれども、相当の、やっぱり大規模的にやられておるということでありました。当然、このようなことが全国各地で将来はこういう形態の、効率性の高い大型農業というものについては、当然、そのような方向になってくるのではないかというふうに私も推測はいたしております。

そういった状況を踏まえ、現在、河内浦地区・茎永地区においても水田の圃場整備を実施をしておりまして、中山間事業においては、田尾地区における畑地帯の圃場整備も計画実施することとなっております。

また、上里・新上里地区においても、令和6年度事業採択に向けて事業導入の準備を進めているところであります。

今後も地域からの圃場整備等の要望に応じながら、中心経営体の支援や担い手農家の育成、農業の持続的発展と優良農用地の確保、農地流動化等を推進をしていかなければならないと思っております。

しかしながら、本町の現状としては、兼業農家もございまして、大変貴重な農業経営体であることは間違いがないと思います。そういったことから、国、県の農業政策はもちろんですけれども、可能な限り、現時点においては町単独での支援できる施策の充実強化についても努めてまいっているところであり、今後もそれはしっかりとやりながら、並行してそういうことは考えていかなければならんと思っております。

このようなことも踏まえ、農家の緊急支援対策として、先ほど申し上げましたが、 今議会に米軍再編交付金を活用いたしまして、肥料・飼料価格高騰対策事業につい ても補正予算で提案をしてございますので、こういった取組もやっていく必要は現 時点ではあると思います。

また、そうは言っても、農家の方々からも、最近、会議の中で、今後の10年後の 農業の在り方については、町長、しっかりとみんなで語って、方向性を示していか んといけないんじゃないかという、そういう要望、意見もございますので、意見交 換の場も今後はもうけながら、そういうことをしっかりと協議していく必要がある ということは私も申し上げておりまして、このことについては、一部のこの役所だけではなかなか厳しいところもありますので、議員の皆様方にも御協力を賜りたいというふうに思います。

町民が本当に一致団結をして、こういう方策をしっかりとどのような方向で本町 の農業をやっていくかということは考える必要があろうかというふうに思います。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 柳田 博君。
- **〇6番(柳田 博君)** 長期的に考えていただいているということですので、私どもも バックアップをしながら進めていただければと思います。

本当に、この農林業というのは高齢化して、兼業農家もおられるということだったんですけども、兼業農家もやっている方も、なかなか体力が続かないということで、土地をどうにか、先祖から受け継いだ土地をどうにかしなきゃいかんというふうな話もあるんですけども、やっぱりそういうことを踏まえて、一挙に集中して大規模を作っていくというふうな考え方はいいんじゃないかというように思いますので、種子島、南種子町の一次産業をつぶさないためにも、今後、私どもも一生懸命頑張っていきたいと思いますので、執行部もよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、質問に移りたいと思います。

本町の観光地等の整備についてであります。

今、西之表市馬毛島に自衛隊施設を急ピッチで整備しています。また、本町にも 4つの施設を建設整備しようとしているときこそ、本町の観光地や様々な施設をも う少し価値ある施設に整備をし、観光客や滞在型の集客、島外からの修学旅行等、 誘致に取り組むこと、このことについては、自衛隊バブル後、絶対的に冷え込む。 そのときを想定し考えることです。

さきの議会において、宇宙学校を開校するためのセミナーを開催する予定とお聞きしましたが、このような事業は大賛成であり、町民はもとより、県内外から意欲ある皆さんは大喜び、待ちわびていることと推察するところであります。

本町の観光地も、様々、いろいろとあるわけで、種子島宇宙センターに頼らない 観光、南種子町が潤う観光事業に本腰を入れる考えに変えていったらと思い考える ところですが、町長の所見をお伺いします。

- ○議長(塩釜俊朗君) 町長、小園裕康君。
- ○町長(小園裕康君) 柳田議員の御質問にお答えをいたしますが、先ほど、ちょっとつけ加えますけど、先ほどの農業の関係については、議員各位におかれましても、いろいろと、それぞれ勉強されているところもあるというふうに私も話は伺っております。そういうことで、ぜひ、農家の皆さんもそうですけれども、私どもは、介護にしろ、いろんな角度から、現在、やっぱり人材をしっかりと町内においても作

っていくということは一番重要なことだと思っておりますので、しっかりとそういういいところが全国各地にあるんですから、そういうところもしっかりと見ていただいて勉強する、そしてまた、本当にこの町に合ったものがどういうものなのかというのを、各分野で、そういう人材育成をしていくということは私どもも考えておりますので、今後とも、いろいろ、議員の皆様方からも御提案いただければというふうに思います。

それでは、御質問にお答えをいたします。

この観光地の施設整備につきましては、第6次南種子町長期振興計画との整合性 を図り、必要性、緊急性を考慮しながら、財源的な問題もございますので、有利な 補助事業等を模索をしながら、そして、また、調査研究をしてきております。今後 も、それについては努力をしてまいりたいと思います。

そういった中で、この滞在型観光の集客につきましては、種子島1市2町において特定有人離島地域社会維持推進交付金を活用しまして、滞在型観光促進事業というものを行っております。

その中で、今年度、また、「種子島スタンプラリー事業」、そして、「種子島滞在プラン旅行商品造成・販売促進事業」、それから、「星空観光企画事業」というものを、観光協会が中心になって1市2町で協力をして、この事業をやることとなっております。

そして、また、本町においては、昨年度から種子島ロケットコンテストがコロナ前と同じように通常開催をいたしました。本町に宿泊をしていただきたいということから、学生への宿泊代の一部助成を行いました。本町に滞在をしてもらうよう取組を行ったところでございまして、今年度も、それらを含め、そして、しっかりと通常開催に向けて、現在、準備を進めているところであります。

修学旅行の誘致については、なかなか、種子島が、現在、この馬毛島の関係もあって、ホテルの宿泊、非常に泊まれる状態でないということから、なかなか、修学旅行の誘致には至ってないというふうに伺っております。しかし、今後もこの修学旅行の誘致をしていくということについては、まず、泊まれる、そういう宿泊施設の確保ができない状態でありますので、そういう現状を踏まえて、今後、どちらかというと、こういう宿泊先の確保のほうを優先をして、私どももいろいろ取り組まなければならないのではないかというふうに思っているところであります。

これは、以前、旅館組合のほうにも御意見をいただきましたけれども、そこと含めて、かなりの方が、本町に今の状態でも、ロケット打ち上げでも泊まれないということでありますので、ここは何かと対応を考えなければいけないかというふうに思います。

そういった中で、これまでも申し上げてきておりましたが、やっぱり4件、5件ほどの外部からのそういうお話は、こちらが誘致というわけではないんですけれども、向こうさんのほうからお話がきております。しかしながら、なかなか、本町のほうに立地をしてそうしてくる場合において、いろんな自治体がやっているような、そういう施策が我が町のほうではでき上がっておりませんので、そういうところの要望がかなりあるんだというふうに感じております。

この宿泊施設については、そういうことも踏まえて、おいでいただけるように、 実現できるように、努力はしなければならんと思いますけれども、ずっと調べてみ ますと、県内の各自治体においては、企業立地等の誘致推進をするための、それに 関する条例等が整備をされております。そういうことで、いろんなところも競争を しているんだというふうに思いますけれども、私どもも、今、これを支持をして研 究しておりますけれども、これらの企業立地に関する補助等の条例化に向けて、今 後、考えていく必要があろうかというふうに思います。

これは、外部からの方だけではなくて、なかなか町内のいろんな企業の方々も含めてですけれども、そういう優遇制度がないと、なかなか、ここでも増設であったり、いろいろな分野のほうに、やっぱり進めていくことが非常に厳しいということもありますので、これらについては、しっかり他の自治体と競争できるような環境整備ということで、今後、調査研究をして、御提案ができる方向にいけばどうだろうかというふうに思っているところでございます。

〇議長(塩釜俊朗君) 柳田 博君。

○6番(柳田 博君) 私ども議会としても、やっぱり、各、そういった先駆者といいますか、そういった事業を取り入れている自治体にも見にいって、提案できたり、一緒に協力してやっていければというふうに思っているところでありますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

次に、質問ですが、町主催の婚活イベントについてであります。

コロナ禍の中ということで、イベント開催も非常に難しい時期であり、中断しているようですが、まだ今後も計画はないように聞きます。実施する考えはということで聞きたいと思いますが、計画を、もし実施の予定があれば、表現はちょっと悪いですけども、結婚とか、移住など、とんでもないという、種子島に旅行気分で来る、また、参加される女性人よりも、多少ハードルは高いかも分かりませんが、外国、国内外の女性陣を募り、また、男性陣は年齢にこだわらず、積極的に声かけをしたらと思います。これは私の考えですが、また、本町の企業においても、外国から若い女性が就労に来ておられます。こういうこともありますので、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 町長、小園裕康君。
- **〇町長(小園裕康君)** 御質問にお答えをいたします。

現在、本町においては、南種子町定住促進実行委員会というものがございまして、 そこを主体に、現時点で3年に一度、婚活イベントを開催をしているという状況で あります。対象は30歳から55歳の独身男女で、男性が南種子町民であることが条件 であり、女性は島外の方をターゲットにして募集をしている状況であります。

今後も定住促進実行委員会と連携を図りながら進めてまいりたいと思いますが、 これまでの実施の状況や今後の計画等について、そして、先ほどの質問については、 担当課長から答弁をさせたいと思います。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 企画課長、稲子秀典君。
- **〇企画課長(稲子秀典君)** 柳田議員の御質問にお答えをいたします。

本町におきましても、議員からもありましたとおり、独身の外国人労働者が建設 業等で就労をしておるところではございます。今後、本町においても、結婚してい ただいて定住できるようなサポートも必要かというふうに思っているところでござ います。

また、外国人にとって、日本人女性は非常に家庭的といわれておりまして、多くの外国人男性は日本人女性との結婚にあこがれを持っているというふうな情報もあります。また、男性においても、男性は責任感がありまして、家庭を守る気持ちを強く持っているということで、外国人女性に人気があるようでございます。

ただ、日本人と結婚したいと思っておりましても、周りに素敵な異性がいないというようなことがあったり、仕事が忙しくて出会いがないというような理由で、結婚に足るチャンスがないという方も少なくないのではないかと思うところでございます。

町長からもありましたように、現在、3年に1回婚活イベントをやっておりますが、昨年、令和4年度に1回実施をしまして、3年に1回の計画でありますと、次回は令和7年度の開催予定となっているところでございますが、開催時期等も含めまして、婚活イベント等において、日本人のみならず、外国の方々も積極的に参加してもらえるように、本町に在住されている外国人就労者とも移住定住に向けた意見交換、交流などができればというふうに思っているところでございます。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 柳田 博君。
- ○6番(柳田 博君) 外国の女性のほうの情報も網羅しているみたいなんで、できるだけ前倒ししてでも、やっぱり独身男性が非常に種子島、南種子町も多いですので、できるだけ、1家庭でももてるような方向立てを何かしていただければというふうに思っております。よろしくお願いしたいと思います。

次の質問に入りたいと思います。

南種子町公共施設についてでありますが、このことについて伺います。

本町の唯一のイベント会場であります南種子町福祉センターについてでありますが、このことについては、前回、定例議会において同僚議員からも質問があったと思います。

この福祉センターは、過去、機能不備や設備不良、多額の予算を投入して改修工事をしてきました。また、今回については、トイレの浄化槽の不備ということで、 改修工事経費2,700万円程度を計上している現状であります。

年数、経費はかかろうと、新たに建設したほうがいいのではと思います。このことについては、町長の支持者の方からも多数真摯的な声を聞きます。

自衛隊施設もでき、隊員も多数来庁する。また、我が町は、ロケットを打ち上げる科学の先端町でもあります。各種イベントも数多く開催しなければならない。このたび、天童よしみさんもトンミー大使を快くお引き受けをいただいたことで、私も福祉センターを視察させていただきましたが、ステージの床、壁、どんちょう等にも非常に傷み、経年劣化が甚だしいと思います。

この福祉センターの利用価値は非常に高いものであり、早急に計画検討すべきで あると思うが、町長の考えを伺い、町民にも町長の考え方を周知していきたいと思 いますが、よろしくお願いします。

〇議長(塩釜俊朗君) 町長、小園裕康君。

○町長(小園裕康君) この福祉センターにつきましては、昭和48年建設で、建設後50年を経過をしております。そして、更新時期を迎えていることから、これまで、建て替えを行うという予定で検討をしておりましたけれども、令和5年第1回臨時会の令和4年度南種子町一般会計補正予算、専決処分の質疑の中で、福祉センターについて、建て替えを待ってなど、そういうこと、悠長なことを言わずに、トイレの補修を早急に行うべきである、そして、使用できる状態にすべきだという御意見をいただきました。それを踏まえ、6月の第2回定例会の提案理由においても、今任期中には、建て替え計画については、私はなかなか御理解いただけないのかなというふうな判断をいたしましたので、白紙に戻し、福祉センターの補修工事の予算を2,500万円ほど計上させていただいて、浄化槽の補修を含めた補修工事等を行うこととしたところであります。

これは、これだけの金額をやっぱり投資をするということは、財政規律からは本来想定しない二重投資になろうかと思いますので、この補修を行うことによって、 浄化槽だけでなく、今の2階のサッシの入替えであったり、いろんなところを担当 課でもこれを考えているようでありますから、当面の間は現施設を使用していくこ とになるのではないかというふうに思っております。

多くの町民から建て替えの御要望の御意見もあるということは認識をしておりますけれども、これは、なかなか、これまでの御意見、議会での御意見も踏まえますと、現時点において、今任期中において建て替えを行うということは、今のところは考えてございません。

必要があれば、内容等、担当課長から答弁させたいと思います。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 福祉事務所長、鮫島幸紀君。
- ○福祉事務所長(鮫島幸紀君) 議員の質問にお答えいたします。

本年度、福祉センターの改修内容ですが、現在、浄化槽の故障によりトイレが使用できない状況にありますので、浄化槽の入替えを行う工事を実施しているところであります。

今後、さらに、舞台の補修、それから、調理室のほうの移設とか、あと、2階ホールの西側窓の改修などを行って、必要最低限の補修を行っていく予定としております。

以上です。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 柳田 博君。
- ○6番(柳田 博君) 補修して現況に近い状態で活用できるとは思いますけども、町長、できるだけ早い時期に、やっぱり、こんだけの2,700万円も投資をして、二重投資かということも出ましたけども、やっぱり町民は、今度、天童よしみさんが来て、トークショーも私も出席をさせていただきましたけども、本人の顔も、ちょっと分かりにくいぐらいの照明なんです。そういうようなことも、皆さん、感じ取って、やっぱり非常にもうちょっとどうにかならんとかというふうな声を非常に聞くもんですから、先だって、先回の一般質問でも出たように、議会が反対しとるわけでもないし、財政的な面があるから計画もできないというのもあるかも分かりませんけども、できるだけ、2,700万円も投じて多少回復をするわけですけども、もう一つ突っ込んで、一時はそれを活用したとしても、先々はどうしてもこういったものが必要だということだけは認識していただければと思います。
- 〇議長(塩釜俊朗君) 町長、小園裕康君。
- ○町長(小園裕康君) 先ほど答弁をいたしましたが、これをずっと私も放置をするというふうな考えは持っておりませんで、ここについては、前回の議員の御質問の中においても答弁をさせていただいていますが、一応、今回、これだけの投資をして補修をしますので、これが10年とか、そんなもので使えるような状態の建物ではないということは私も理解をしております。

ですので、数年はこれで町民の皆さんに迷惑がかからんような形でやらないとい

けないと思いますけれども、併せて、いつの時点でこれが事業計画できるかということでありますけれども、そこは指示もしておりますから、そのときになってから考えを整理をしていくということでは、なかなかスタートが、また遅れることになると思いますので、これを並行して、一応、どういうふうな時期にどのような形でということについては、一応、考えはまとめるように、そういう話を担当課のほうにはしております。

ただ、今、ここ10か年米軍再編交付金もいただきますけれども、これも、今、南 高跡地であったり、それから、体育館も今度建て替えをしますので、いろいろ、こ れは、それぞれの年において事業を、今、組み立てておりますので、そことの関係 も出てくると思いますが、それはそれでしっかりと、こちらのほうもそういう御意 見も踏まえて、ここ一、二年でできるようなことではないと思いますけれども、考 えをまとめていきたいというふうに思います。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 柳田 博君。
- **〇6番(柳田 博君)** 町長の考え方は十分分かりました。町民にもその旨を知らせていきたいというふうに思っております。

次に、南種子町立南種子中学校の格技場についてであります。

町長も現地に行かれて視察をされたと伺っております。現状は十分に認識されていると思いますが、質問に上げてみました。

私自身も、後日、現場視察をしたところであります。やはり、築30年近く経過している建物なんだと思うところであります。

私の考えは、教育の場であり、安心安全な場所で、子供、生徒ファーストでなければならないということです。床の劣化も、天井から雨漏りが起因して、時間をかければいいというわけにはいかないと思います。

体育館の窓枠も、サッシ部分のコンクリートが爆裂でがれきが落下している状況 であり、早急の改修が必要であると思います。

通告には上げておりませんが、島間小学校の体育館もお聞きしたものですから、 現場に行ってみました。体育館も雨漏りをして、床も傷みそうであります。学校サイドから要望があった情報を大事に対応処理していただきたい。

教育長の所感を伺います。

- ○議長(塩釜俊朗君) 教育長、菊永俊郎君。
- ○教育長(菊永俊郎君) 柳田議員の御質問にお答えをいたします。

議員が述べられるように、学校は子供たちが安全に、安心して教育が受けられるよう対応していく必要があるとわたしもかんがえております。

そこで、学校施設に修繕を要するものがあった場合は、各学校から学校施設営繕

要望書を提出してもらい、すぐに修繕が可能なものについては、その都度、業者発注を行うなどして対応を図っているところであり、島間もそのように、今、対応しているところであります。

南種子中学校、格技場の雨漏りにつきましてですけれども、以前、雨漏りがありまして、町長や総務課やら視察もあって、その後、応急的な措置として、まちづくり公社に依頼をして改善を図って、雨漏りがない状況になったところでありますが、しかし、今回の台風6号の大雨で、目視では確認できない箇所からの多くの雨漏りが見られたことから、調査が詳細に必要ということで、具体的な調査を行った上で、補修方法を含めて対策を検討したいと考えたところであります。

また、床、壁の補修についても、雨漏りが、議員がおっしゃるように改善されない限りにおいては二度手間となることから、やはり、雨漏りが優先的に補修をしていくことが大事だと考えております。

現在のところ、部活動や剣道連盟の日常の練習場所の確保はなされているところ であります。

現状として、南種子中学校は開校して今年で30年となることから、格技場以外の施設においても、老朽化による外壁の爆裂やモルタル落下などがもう確認されておりますので、それらも含めて、今回の補正予算に施設全体の外壁等調査業務委託を計上しておりますので、今後、調査結果を元に緊急性の高いものを優先して、補助事業の活用も含めて、計画的に早急な対応を図っていくことと考えております。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 柳田 博君。
- **○6番(柳田 博君)** 順次、補修を行っていくということであります。 町長はどう思われますか。
- 〇議長(塩釜俊朗君) 町長、小園裕康君。
- ○町長(小園裕康君) これはもう、中学校については開校して30年ということでありますから、今度、しっかりとした調査を委託をしてやるということでありますので、その中で、そしてまた、ほかの小学校についても、これは、しっかりと学校のほうと連携を図って、そういう報告において、しっかりできるような対策を取っていくことになるというふうに思っております。
- 〇議長(塩釜俊朗君) 柳田 博君。
- **〇6番(柳田 博君)** ありがとうございます。ひとつよろしく。

生徒だけじゃなくて父兄も、やっぱりそういう声を聞くもんですから、こうして 今回上げてみました。

今回は、あれもこれもと申し上げましたが、予算的なこともあります。 急ぐもの から、順次、対応、検討をいただければ幸いと思います。

これをもちまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。 〇議長(塩釜俊朗君) これで、柳田 博君の質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時59分 再開 午前11時08分

○議長(塩釜俊朗君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、濱田一徳君。

[濱田一徳君登壇]

○9番(濱田一徳君) 皆様、お疲れさまでございます。早いもので、今年ももう9月になりました。しかし、暑さが毎日続く日々で、ちょこっと10分ぐらい畑に行くと、もう頭から水をかぶったぐらいの汗が出ます。皆さん方も熱中症には十分気をつけてください。

この暑い中で、非常にうれしいニュースもあったです。8月に行われました中学校の体育大会というか大会で、南種子中学校が大変立派な成績を収めております。 非常に喜ばしいことで、もっと大々的に垂れ幕でも下げたらよかったのかという気もしますけども、将来の南種子町を担ってくれる子供たちに期待をかけたいと思います。

それでは、私の質問に入らせていただきます。

人事・業務管理についてということで、まず、1点目に、町長就任時からこれまでに職員の中途退職者は何人か。また、退職理由の分析はできているかということで質問書を上げました。

初めにお断りしますけども、これは、町長の町政がどうのこうのという意図は全くございません。行政文書の保管期限が、大体3年から5年というのが通常ですので、町長の前の町長の時代に何人辞めたかといったところで、今の町長がその理由まで把握というのは全部はしてないと思いますので、ちょうど私たちがこの議会に入って今年で5年目ですので、ですから、町長の就任時からということで質問書を出しておりますので、そこは誤解なきようお願いいたします。

人事・業務管理のことといえば、普通に考えれば役場内のことであって、私たちが口出しする問題じゃないんですけども、ただ、人件費が相当かかっております。 ですから、予算に関することとして、皆さん、聞いてもらえればいいんじゃないかというふうに思っております。

私は、以前から人事・業務管理ということで数回質問を出しています。このこと

については、これまでも何度も説明しておりますけども、町の発展のためには、この役場職員の方たちの力というのは本当に私は重要視しています。前も言いましたけども、町長以下三役と議員が10名、何か町の発展のために一つずつ提案を出してといっても13個しか集まらんのです。だけど、役場職員が、100人の職員が本当に真剣に提案をすれば100個の意見が集まります。全部で113個、こんだけ集まれば、いい意見も出てくるんじゃないかというふうに思っております。そういう意味から、非常に私は役場職員の方には期待を込めて、この質問をしているところでございます。

公務員という職業は誰でもなれるというもんじゃなく、厳しい採用試験を受けて、 それに合格した人のみが公務員として役場職員になれるのであって、職員はこのこ とをしっかりと自覚し、誇りを持って、そして、公衆に奉仕するという存在である という使命感を持って職務に精励する義務があると思います。

そして、その職員の力を十分発揮させることが、今、ここにいらっしゃる役場の 町長さんをはじめ、幹部の皆さん方の務めじゃないかと思います。

しかし、私が議員になって5年目ですけども、定年退職以外で早期退職者を数人見てきました。それぞれ事情はあると思いますけども、町民からすると、せっかく公務員というすばらしい職業についたのに何で辞めるのかと、そういう疑問、また、私から言わせると、この1人の職員を育てるのにどんだけの町の予算を使っているのよ。給料も払わんないかん、研修費用も払わんないかん。その職員が何人も辞めていかれると、やはり町としては大変なマイナス面だという思いと、非常に複雑な気持ちでこの質問を出しております。

そのようなことから、過去5年間に定年退職を待たずに中途退職した人数とその 理由が説明できれば回答をお願いいたします。なお、退職理由については、往々に して個人情報が多数含まれておりますので、大まかなところで結構です。町長が語 れる範囲内で、こういう理由もありましたというのがあればお聞きしたいと思いま す。よろしくお願いします。

〇議長(塩釜俊朗君) 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

〇町長(小園裕康君) 濱田議員の御質問にお答えをいたします。

いろんな報道でも皆さんもお聞きになっているかと思いますけれども、最近は、 全国各自治体においても中途での退職者が増えてきてございます。国のほうは、い ろいろ、地方自治体とはちょっと違う関係もありますが、そういう方が非常に増え てきて、以前のような公務員という職業に対する考え方というのは、かなり変わっ てきたのかというふうに思ってもおります。 県内のいろんな市町村長さんとも話をしますと、こういう状況の変化と、そしてまた、せっかく入ったものの一週間もせんうちに出てこんようになったとか、いろんなケースがあるようでありまして、こういうことも踏まえ、やっぱり私どもは採用時におけるいろんな仕組みというものも、今後、考えていかなければいけないのだろうというふうに思っております。

私が町長に就任したのは令和元年4月でございます。4年と4か月ほどたちますが、その間、本町における中途退職者については、19名が中途退職をいたしております。

理由については、全て一身上の都合によります依願退職ということでありますけれども、私も直接、即、はい、そうですかと言うわけにまいりませんので、いろんな本人のお考えも聞いたり、事情は確認をさせていただいております。

その中で、家族のいろんな事情による方が6名、そのうち退職をしております。 そしてまた、若い方では、自身のスキルアップ、そしてまた、自身の希望による異業種への意欲的転職、そういうことを希望されて、島外のほうに行かれた方が2名であります。そしてまた、19名のうち一番多いのは、現在の公務員としての業務遂行が非常に難しいというか困難であるというふうな感じの方が8名であります。それと、個人的な問題、トラブルによって辞めた方が2名、そして、職場内で環境になじめない方が1名ということで、そのような事情での退職でありました。

先ほども申し上げましたが、私、町長に就任しましてから採用試験の制度については、当初から私は関わりを持つことなく、この制度を改めておりまして、鹿児島のほうからも外部の面接官の先生においでいただいて、そしてまた、やっぱり長く勤めていただけるよう、いろんな見方を、やっぱり面接の中でもやっていかないといけないんだということは、副町長などからも報告を受けております。その先生方と副町長などとも協議をしながら、今後の採用試験の在り方についても、少しまた工夫が必要かというふうなことであるようでありますので、そこのやり方については、こういう外部からの先生方の御意見もいただきながら、そして、町職員としての本当に的確な方々を選考いただいて報告をしていくという、そういう仕組みでありますけれども、今後もしっかりとまた研究は必要かというふうに思っているところでございます。

〇議長(塩釜俊朗君) 濱田一徳君。

○9番(濱田一徳君) ありがとうございました。

大体19名の方が、この約5年間の間に中途退職ということで、この中でも、特に 仕事に、どうも業務遂行に自信がなかったという方もいらっしゃるということで、 まさにここが問題なのかというふうに感じたところでございます。 また、次の質問の中で具体的に話はしていきたいと思います。

2番目の新卒採用で独り立ちの目安及びかかった費用並びに新規採用者の指導方 法はどのように行われているかということで、通告をしております。

この費用とか目安というのは、非常にはっきりと出る数字ではありませんので、 ここら辺はもう大まかに、大体、初任給が幾らだから、何年としたときが何百万円 の支出だというような、そういう考えでいいんじゃないかと思います。

1人の職員を独り立ちさせるまでには、その間の給料、あるいは研修費用などの 金銭面のほかに、指導する立場の先輩上司、この人たちもある程度仕事の足手まと い、これを覚悟しなければなりません。その間の業務遅滞というのは避けられない ものではないかと思います。

しかし、将来的に見た場合、この新人職員が一人前になり、仕事をバリバリこな すようになれば、この指導員の足かせの部分、ここはすぐ取り戻せます。そして、 新人教育にかかった費用についても、これも仕事で成果を見せてくれます。

そのようなことから、しっかりと育て上げるのが、やっぱり一番の重要な問題じゃないかというふうに考えるんですけども、その活躍を見ないうちに職場を去ってしまった場合、その費用に費やした時間と新人教育にかかった費用というのは、本当に無駄になると考えられるわけです。損得で物を言えるあれじゃないんですけども、分かりやすく言えば、そういうことです。

だから、この無駄遣いにならないためには、もう、しっかりと指導していく。公 務員は公僕としての誇りと使命感があるんですという、その意識を植え付ける。そ して、幅広い研修、こういうのが重要じゃないかと考えるところであります。

このような、町長も先ほど言いましたけども、最近、やはり公務員としての魅力、これが薄れてきたということもありますけども、ただ、やはり、私も40年間公務員をしてきましたけども、公務員という職業は、非常に羨望の的になる職業でありますので、なぜ自分たちはこの役場職員になれたのかというのを、しっかりと一人一人が認識してほしいんです。皆さん方はコネでなったわけじゃないんです。ちゃんと競争試験を受けてなってきたんです。その誇りを持って、俺は頑張って試験を受けたんだと、それを新人の人に植え付けて、そしてやるべきじゃないかと思うんです。

そこで、これはひとつ提案にもなるんですけども、指導員というのは、ただ仕事ができる人、あんたは仕事ができるから、あいにはこれをつければいいがと、そういう問題じゃないんと思うんです。仕事ができる人は、往々にして、お前はこえなともできんのかというような、そういう、自分と同じレベルで考えてしまいますので、新人にとっては、あるいは中途から入ってきた人にとっては、非常にきつい仕

事になるんじゃないかと。ですから、人格識見に優れた、そして、仕事もバリバリ こなせるような、そういう人たちをしっかりとした指導員に充ててもらいたいとい うふうに考えているところでございます。

私、40年間公務員をしてきましたと言いましたけども、私も途中で辞めようと思ったことが2回ほどありました。

1つは、やはり上司との関係、これがうまくいかずに、すったくって辞めようかと思って朝出勤したこともございました。しかし、そのときは、よき先輩が、私を、朝行ったら、課長、ちょっと顔色がかねてと違うよと、何かあったんじゃないねということで、かねていつもゆったり出てくる先輩がその日に限って早く出てきて、私にいろいろと話をしてくれたもんですから、私も気持ちが落ち着いて、すったくるのはやめたと、もうちょっと我慢しようとなりました。

もう一つは、若い頃、ちょうど30になった頃です。そのときも、今で言えば上司のパワハラ、あの頃は愛のむちというのが非常に多いもんでした。書類を持っていけば、決裁判がパーンと飛んできたんです。今頃、こんなことをしたらパワハラの何物でもないです。昔はそれでみんな鍛えられてやってきたわけです。

しかし、最近はその考えというのはもう通用しなくなって、非常に皆さん方も難儀をされているんじゃないかと思います。ちょっとくどくど言うと、パワハラの何のと。お前はこんなことをしよったら仕事についていけんどと、もう辞めんにゃいかんよなっとっと言うと、退職を強要されたとか、そういう時代に来ています。そしてだまっておけば指示待ち人間になります。ですから、皆さん方の苦労というのは十分わかるんですけども、だけど、この南種子の町をよくするためには、役場職員にしっかりと働いてもらって、しっかりとした職員を育ててほしいという思いから、こういう質問を出しております。

そこで、質問内容ですけども、大体、独り立ちするのにどのくらいをめどにしているのかというのと、採用者の指導方法というのはどのようになっているのか、お聞かせください。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 町長、小園裕康君。
- **〇町長(小園裕康君)** 濱田議員の御質問にお答えをいたします。

今、お話があったように、私どもの町に限らず、いろんな自治体で、現在も私もいろいろな方から話を聞くわけですが、やっぱり、いまだにパワハラ的なことがあったり、いろいろするところはあるようであります。

最近の若い方々が入ってきますけれども、メンタルが全ての方が強いわけでありませんので、いろんな方がおられて、そういう方が、やっぱりいろんな職場で増えてきているんじゃないかというふうに思っております。

そういうことで、よく課長会でも話をしておりますけれども、やっぱり、今後、いずれはずっとこれからの課長、係長、そして、まず職員の皆さんが成長して、ここの町を担う方々につながっていくわけですから、そうなったときに、係長なども今度は課長になってくる。若い職員をしっかり育てないと、自分たちが町の町民のために仕事をするときに、なかなか人材がいない、動かない、そういう事態になるんだということで、そういう話はいろいろさせていただいております。

この新卒採用職員につきましては、町としても、様々な研修の受講により、職員 としての基礎や資質の向上については図ってきているところでありますけれども、 ただいまの質問の詳細につきましては、総務課長から答弁をさせたいと思います。

- **〇議長(塩釜俊朗君)** 総務課長、羽生裕幸君。
- ○総務課長(羽生裕幸君) 濱田議員の御質問にお答えをいたします。

新卒採用職員の独り立ちの目安につきましては、明確な、法的な位置づけはないところでございますが、最初に主事補として任命されます。高卒での入職職員の場合、8年ほど勤務すると主事となります。さらに、4年ほど勤務しますと主査となり、役職職員となります。その間、公務員としての基礎的なオリエンテーションや様々な研修、課内での指導等により育成を図っておるところでございます。

費用につきましては、研修の旅費や負担金、先ほど申し上げましたように、指導に当たる職員の人件費などによりますので、算出は単純に新規採用職員の人件費というところでお答えをしたいと思います。

1年目で、給与、期末勤勉手当の支給額が約230万円でございます。共済費などの事業者負担分が約47万円、合計で、1年目で約277万円程度になります。初任配属課で研修を積み重ね、大体3年程度で公務員として一定程度の業務の理解と処理能力に達すると見込んでおりますので、3年間で約920万円、それに初任者職員研修等のもろもろの経費を加えますと、おおむね1,000万円程度かと思います。

次に、新規採用職員の指導方法については、配属課長において、上席者等に指導、 育成を丁寧に行っているところでございます。特に面談等の配慮を徹底し、業務に 支障なき対応を課内全体で取り組むということに心がけております。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 濱田一徳君。
- **〇9番(濱田一徳君)** なかなかこの算出は難しかったんじゃないかと思いますけども、 詳細にありがとうございました。

この前、総務課長には、この聞き取りに来たときに、私が以前いた職場の研修制度というのについてお話をしたところでございますので、また、総務課長、機会がありましたら、町長、副町長にも話をされて、そして、役場のこの研修制度に生かせるものであれば生かしていったらいいんじゃないかと、そういうふうに考えます。

次の職場環境の見直しは都度行われているかということでお聞きします。

先ほどから環境になじめなかったとか、あるいは業務遂行に支障が、ついていけなかったとか、いろいろと理由がありますけども、やはり、先ほどから言いますように、職場環境というのをしっかりと整えることによって、職員のスキルアップという、これにもつながってくるんじゃないかというふうに思います。

これは、建設会社の事例なんですけども、私は、以前、勤務したところの建設会社で、大手の建設会社がありますけども、そこは、庭から花壇からちり一つございません。きれいに掃除がされております。社長自らが、今は会長ですけども、会長自らが毎朝掃除をして、そして、便所掃除もきれいにやっている会社です。それが社員教育だということで、その社長さん、私なんかも講演を何度か聞きに行きましたけども、本当に立派な方で、機会があったら、ぜひ、この南種子町にも呼びたいというような、そういう方なんですけども。

社員教育の方法にもいろいろありまして、今言った、そういう掃除の会とか、そういうのもありますし、また、いろんな研修制度もございます。しかしながら、やはり、ここの南種子町は南種子町独自で今まで築いてきた伝統的なものもあると思いますので、急に変えるといっても、それは変えられないと思います。

そこで、一番参考といいますか、やはり適材適所の配置と、それから、信賞必罰、人を作るには大事だと。かの武田信玄も、人は城、人は堀、人は石垣というぐらい人を大事にしたと言われております。そういう意味からも、やはり、この環境、いろんな、1人辞めたと。あの人はどういう理由で辞めたんだと。そこを補うにはどうしたらいいか、役場としてできることはないのかというように、そういう環境の見直しというのは、これは大事じゃないかと思います。

この前、話を聞きましたところ、そういう会議も持たれて、そして、全職員、あるいはいろんな組合の方なんかも入って検討会もあるということをお聞きしました。 それについて、具体的といいますか、内容を教えてください。

- ○議長(塩釜俊朗君) 総務課長、羽生裕幸君。
- ○総務課長(羽生裕幸君) 濱田議員の御質問にお答えをいたします。

職場環境の見直しにつきましては、職員の健康保持増進を図るために、衛生委員会を開催しておりまして、職場の健康診断や人間ドックの受診状況、ストレスチェックなどの結果等につきまして、点検、協議を行いまして、職員の身体的な状況も含め、職場環境の把握、改善等に努めております。

職員組合側からも委員となっていただいております衛生委員会、職員厚生会や事務改善部会など、年間の中で、報告、協議、検討、情報の共有を全体として取り組んでいるところでございます。

また、管理職によります個人面談を職員に対して行って、業務に対する指導や職務に対して1人で抱え込んでいないか、悩み等はないか等、聞き取りを行いまして、心身的な故障の未然防止等にも努めているところでございます。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 濱田一徳君。
- ○9番(濱田一徳君) 適材適所であるかというのは、各課長さん方が自分の部下を見れば一番よく分かると思います。

これで、業務量、1人の人に偏り過ぎてないかとか、そういうのをしっかりと見ていただいて、皆さん方が情報を共有していただき、今、総務課長から説明のありました衛生委員会、こういうのにかけてもらって、そして、より働きやすい職場環境にしてもらったら、職員方もやめる人も少なくなってくるのかというようにも感じるところでございます。

次の質問に入りたいと思います。

4番目になります。職員のスキルアップのための研修などは十分に行われている かということで質問をさせていただきます。

人を育てるというのは、非常に難しい、本当に難しいことです。プロ野球選手が、名選手が名監督になるかといえば、決してそうでもありません。私、先ほど指導員には仕事ができるというだけじゃなくて、人格識見に優れた人、こういう人を当てるべきですということを言いましたけども、新人、せっかく職場に招き入れた人たちを長い目で、焦らず、温かく見守るということが大事じゃないかと。先ほど、大体3年ぐらいで一人前の仕事がこなせるということを話をされましたけども、人には、それぞれ長所短所もありまして、得意な分野、不得意な分野、こういうのがあります。こういうのをしっかりと見ていただいて、そして、一番この子に適したのはどこかということで配置をされるというのも、また、人とのあれかと思いますし、役場職員であれば、全部の仕事がオールマイティーだと、全部できんなだめという考えもありますけども、それはなかなか難しいのかと。

私の以前の職場でもそういう考えで、いろんな問題もありました。どれがいいというわけでもないんですけども、やはり、私が40年間辞めずに頑張ってこれたのは、結局、自分の好きな仕事、これに最後まで携えてもらったということが1つの大きなことで、本当に、夜中であろうが、朝方であろうが、盆正月であろうが、仕事は楽しいもんでした。だから、自分が向いている仕事、それについたのかと私は思っているところです。

先ほど言いましたけども、最近は愛のむちという指導方法は適用できません。本 当に難しいです。皆さん方も指導する立場で、大変そういうふうに思っているんじ ゃないかと思います。 最近は業務も複雑化しています。そして、役場職員の方に何人かちょこっとお話を伺ったところ、仕事は、職員は足りているのかと言えば、濱田議員、あまり太い声じや言えんけどもと、実際、きついと、足りないところもいっぱいありますと、だけど、それをみんなでカバーしてやっているんですと。こういう御時世ですから、増員というのもなかなか難しいですという話もされます。そういう中で、後輩の面倒を見ていくというのは、非常に大変なことじゃないかというふうに思うんですけども、やはり、将来の南種子町の発展のためにも、そこは我慢してやっていきたいと。

そこで、職員が自分の仕事に本当に余裕をもってやれるようになるには業務の改善も必要ですけども、やはり、業務遂行能力の向上というのが、これが一番大きいんじゃないかと思います。

そこで、職員のスキルアップをするための研修などについて、どのような研修がなされているのか、お聞きします。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 総務課長、羽生裕幸君。
- ○総務課長(羽生裕幸君) 職員の研修につきましてですが、業務に関する研修は除きまして説明に入らせていただきたいと思います。

公益財団法人鹿児島県市町村振興協会自治研修センターが開催しております新規 採用職員研修、これは前期3日、後期4日間ということをはじめ、3年目から5年 目で一般職員の基礎研修、7年目で一般職研修、12年目で主査研修、続いて、係長、 課長補佐、課長など、各役職に合わせた研修会や、特別研修としまして、クレーム 対応、折衝・交渉研修などの受講希望者を総務課で取りまとめ募りまして、実施、 派遣しているところでございます。

町独自の研修では、法制執務研修、パソコン研修、新聞活用スクラップ研修、隔年ではございますが、開催しております人権啓発研修など、令和4年度では延べ189名が受講しております。

パソコンの技術や情報収集能力向上、法制執務のスキルアップなど、職員の資質 向上を図り、町民の付託に応えられるよう努めているところでございます。 以上です。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 濱田一徳君。
- **〇9番(濱田一徳君)** 人事管理・業務管理ということで、4項目、お答えをいただきました。

1つ、ちょっとお伺いしたいんですけども、例えば、新人職員を採用した場合に、 最初の一週間は教育委員会に実習をさせましょう、それが終わったら、次は総務課 に一週間配置して見ましょう、次は建設課にというふうに、各課といいますか、そ れを順繰り回して、そして、その子の資質を見ていくという、そういうやり方はとっていないんでしょうか。

- ○議長(塩釜俊朗君) 総務課長、羽生裕幸君。
- ○総務課長(羽生裕幸君) 現在、新人職員についての一週間といいますか、ある程度、各課で経験をさせるというようなことの提案だとは思うんですが、現在、そのような対応は取っていない状況です。なかなか、最初の初期研修で基礎的な研修を、伝票の起こし方とか、文章の記載の仕方とか、そういう研修というのを最初からしているわけではございませんので、どうしても新規に配属された、最初に配属された課で、まずそこら辺を徹底して教えてもらってからということになるもんですから、一週間単位で変えるというようなことについては、まだ、現在、取り組んでいませんので、逆に言うと、そういうものをある程度やってきてから、ある程度というのも、中間的にということも、また考えていくことではないかと思いますが、何分にも人員的なこともございまして、なかなかその期間、あけるというのも、また、非常に厳しいところもありますので、今後の研修の仕方等についても、また、検討、研究をさせていただきたいと、このように思います。
- 〇議長(塩釜俊朗君) 濱田一徳君。
- **〇9番(濱田一徳君)** 今のは1つの参考として、また、検討する余地があればお願い したいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

旅費規程ということで上げたんですけども、私は、この一般質問の通告をするときには、まだ、旅費規程の条例改正の提案が来ていなくて、ちょうど議会運営委員会の前日だったですか、そこで、この旅費規程を見直したというのを受けたんですけども、これを取り下げようかとも考えたんですけども、しかし、町民の人にも、この議会で質問があったということで、町民の方にも理解してもらったらという意味から質問をさせていただきます。

ですから、簡単に流したいと思います。

まず、旅費規程は実情に合っているか、見直しは考えていないかということで、 私は通告をしておりました。このことについては、コロナ禍の中でもうすぐ4年に なりますが、物価の上昇が著しく、何もかにも値上がりが行われているんです。ガ ソリン価格も200円を突破しました。国の平均も、そろそろ200円を突破しそうな勢 いです。ホテル料金なども非常に値上がりをしております。

先ほど、町長から提案理由の中でちょっと話が出ましたけども、これは本当にそのとおりだと思います。

また、町長や議長の出張日程、これを見るんですけども、結構多いです。前の、

以前、名越町長時代に議会傍聴に来ていたところ、名越町長が言われたのが、町長職というのは休みはないんだと。家に帰っとっても、やはり町長は町長なんだと。 出張も多いというような話を、この議会の場でされました。まさにそのとおりだと思います。

これは部内のことですけども、初めて訪問をするとき、町長なんかもあると思うんです。いろんなところに行くときに、やはり日本人の習性として手ぶらではいけないです。茶菓子の1つぐらいは手土産に持っていかんにゃいかん。しかし、実際、それは町長、手出しでしょう。交際費というのは限られていますから。そこも私も十分分っています。

そういう中で、町長の給料と議長の給料を比べたら町長のほうが大分高いですけども、出張の回数というのは、議長も相当あるんです。そのたびに、ホテル代なんかもギリギリのホテルで、朝食・夕食抜きでホテルも予約をしている状況です。私なんかも、1月の末に東京に陳情にいきましたけども、そのときは、朝飯と晩飯はありませんでした。だけど、考えてみれば、外で食べたほうが銭がかかったかもと、そういう感じもあるんですけども、今、非常に出張旅費というのは、そういうふうに大変なんです。下手をすると、マイナス面になることもあります。

そういう関係で、町長に、この出張費は実情に合っているのかと、そういう質問を投げかけたんですけども、今回、町長も条例の改正に踏み切るということで提案がなされておりますので、そこら辺もひっくるめて、この条例の改正に至った流れというか、そういうのを、町長、ちょっと説明していただければありがたいと思います。

〇議長(塩釜俊朗君) 町長、小園裕康君。

〇町長(小園裕康君) 濱田議員の御質問にお答えをいたします。

現在、この熊毛の町村会というのがありまして、私ども、今、事務局をしておりますが、やっぱりほかの自治体も、ちょっとこの問題について、いろいろ、今、お考えの用でありまして、ただ、県内あちこちの町村においてもそうですけれども、なかなか、まだ足並みがそろうような感じではございません。

ただ、今回の御質問については、船賃や航空賃については旅費条例の中に置いて、 現に支払った運賃というふうになっておりますので、内容としては、宿泊料につい て、実情に合っているのかという御質問になろうかと思います。

この宿泊料、ホテル代については、国による全国旅行支援や外国人の観光客の増加によって需要が増えたことや、新型コロナウイルスの影響で再開できないホテルが多いことや人手不足、ロシアのウクライナ侵攻による原油高、様々な要因が絡み合って高騰しているというふうに私も認識をしております。

そしてまた、現在、電気代、もう、いろんなものが値上がりですので、今日も学校の給食やなんやで、もう全部やめられたところがあって、急遽、そういうことも 出てきております。

そういう形で、現在、鹿児島市内においても、時期によってはシングルでも1万円を超える宿泊価格であります。東京都内へ出張する際などにおいては、現状は安いところでも、旅費内で宿泊できるところはないところでありまして、先般も安いところでも1万3,000円を超えているところのような状況ですから。

私どもも、以前は1万円ちょっとで泊まれていたホテルも、現在は、ずっと2万円超えであったり、なかなか、そこにも泊まれない状況であります。

少し、そこら辺については、そういうところを探しながら出張の行程も組みます ので、遠いところになったり、いろいろしますけれども、出張行程を非常に組みに くい状況であるというふうに、そこは感じております。

理論的には、ホテル側の供給が追いつけば価格は下がるんだろうという考えですけれども、今後、国内のホテルの数が急激に増えていくことも考えにくいですし、外国人観光客など、現状のこの高い価格でも宿泊する人が多いということなどもあるんだと思います。そしてまた、この物価高騰などを考えると、ホテル側が積極的に価格を下げていく可能性は低いというふうに、専門家の話もありました。以前は東京に森山先生、野村先生、そして、尾辻先生、そして、宮路先生のところに行ったときもそうでしたけれども、先生の中からもそういう話があって、大変でしょうという話がありましたので、それはあちこちの町村長からもそういう話があるようでありまして、ただ、これはもう改訂をしないと、今、先生方からも、ちょっと下がりませんという話でしたので、少し、それぞれ動きがこれからあるんだろうというふうに思います。

ただ、私どもとしては、今も県内の町村でもばらつきがいろいろあります。いまだに、やっぱり三役、議長、そして、役職で高く設定をしておったり、そういうところもあります。ただ、本町においては、職員とみんな同じ業務ですので同じ旅費になっていますので、ここについては、旅費は地方自治法第204条によって職員が出張した場合は旅費を支給しなければならないとされており、また、実費弁償の性格を有していることもありますので、高騰している現状と今後の動向を考慮しますと、現状に合った見直しが必要だという判断をいたしまして、今定例会において、旅費条例の一部改正について、提案をしたところであります。

明日の提案の中で課長のほうから詳しく説明はいたしますが、審議は明日に予定 されておりますので、ここでは詳しく申し上げませんけれども、要は、現在のこの 改正をする方向としては、私どもは、国家公務員等の旅費に関する法律がございま すので、その規定する支給区分にならって改正をやりたいという方向であります。

一部地方自治体においては、この国家公務員の旅費に関する法律に従って、甲地方、乙地方というふうに細分化をして、やっぱり東京であったり、大阪であったり、そしてまた、出張先でそれを細分化していますので、この2つの地方においては、細分化した改正が望ましいのではないかというふうに判断をしておりますけれども、明日、また詳しくは説明をさせていただきたいと思います。

〇議長(塩釜俊朗君) 濱田一徳君。

〇9番(濱田一徳君) もう、時代も時代です。やはり実情に合った条例改正、こうい うのも必要なんじゃないかと私は考えます。

やはり、1年、2年、じっくりとそのときの状況を見て、毎年でもいいですから、必要な経費は必要で加えると、そういうことが、職員なんかの士気向上にもつながりますし、出張をしたら自腹を切らないかんから行きたくないとか、そういうことにならないように、無駄遣いはだめですけれども、必要な経費は必要であり、計上すべきかというふうに考えています。

また、これは、この質問内容とは全く違うんですけども、この前、中学生の方たちが非常にいい成績を収められて全国大会にも行かれました。あれで、最高7万円の補助金が出るというふうに聞きましたけども、実際、そういうのも足りるのかと。7万円じゃとてもじゃないけども足りないんじゃないかと、そういうイメージも持ったところです。

ですから、必要なものについては必要で、ちゃんと説明責任を果たせば、町民も納得してくれるんじゃないかと、私はそういうふうに思います。

ですから、今後も見直しというのは、都度、1年に1回ぐらいは十分検討して見 直してもらいたいというように思います。

次の3番目の質問に入ります。

イベントなどでのシャトルバス運行についてということで、これは、2項目上げておりますけども、実は、この2項目の恵美之江公園のシャトルバス、これについては、二、三年前にUターン者の人からそういう相談を受けていたんですけども、ちょうど工事中やったもんですから、私も行ってみなかったんです。

それと、1番目のロケット祭りでのコミュニティバスをそれに回せないかという 提案なんですけども、これも、やはり、よそから帰ってこられた方から提案を受け て、今度、ちょっと検討材料として考えてほしいということで出しております。

まず、1番目のロケット祭りなどでの交通緩和や事故防止のため事前に申し込み を受け、各校区にシャトルバスを運行できないかと。

これについては、やはり、バスの運行に関わることですので道路運送法とか、あ

るいは補助金の問題、バスを買うときの補助金です。こういうのなんかもちょっと かかってくるから、そう簡単にいかないと思うんです。目的外使用になったりとか。 そこを、問題をどうにかクリアできたらという意味で上げております。

先般、ロケット祭りは行われましたけども、町内だけじゃなく町外からも相当の 人が来ておりました。先ほどちょっと資料を見たら1万1,000人いらしていたとい うことで、駐車場も満杯でした。

そこで、私もロケット祭りの会場を見て回ったんですけども、ちょうど雨上がりもかかわらず、たくさんの方が来られて、そして、あちこちでビールを片手にわいわい楽しみながら見ている方たちがいました。これは飲酒運転も相当いるんじゃないかと、ちょっと心配もしたところだったんですけども。

そういう中で、ある人から、このロケット祭りは、年に1回なんだと。その1回の祭りに、誰もここに連れてきてくれる人がいないじいちゃん、ばあちゃん、独り暮らしのじいちゃん、ばあちゃん、あるいは、もう免許証を返納して自宅にいらっしゃるじいちゃん、ばあちゃんとか、親戚なんかも人に頼めるような人がいないとかいう人なんか、そういう人たちと、あるいは、仲間内で今日は飲みながら花火でも見ようかという人たち、こういう人たちは最初で募って、どこか各校区の学校からでもいいですし、シャトルバスを何時に出しますということで出したら、もっと祭りの楽しみというのが増えるんじゃないかと。よそでは、ほとんどがそういう花見とかをするのにはバスが来ますという話をされて、私も、これは1つの提案としては、今後のロケット祭りなんかの在り方としては、またそういうのもいいことかというふうに考えたものですから、提案として、町に検討できないものかということでだしております。

そこら辺、町長、考えがございましたらお願いします。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 町長、小園裕康君。
- **〇町長(小園裕康君)** 濱田議員の御質問にお答えをいたします。

ロケット祭りにつきましては、4年ぶりに通常開催をすることができました。45 回の記念大会ということで、盛大に実施をされましたけれども、ただいまありましたとおり、観客についても約1万1,400名ということでありますので、ほぼ令和元年に次ぐ来場者だったというふうに思っております。

各校区にシャトルバスを運行させたらどうかということでありますけれども、議員のほうからもありましたように、スクールバスの活用については、道路運送法の関係、補助金の関係等があるところでございます。また、車両や運転手を役場で確保ということについては、これもいろいろ考え方があるんですけども、現在、ロケット祭りについては、昼の部から夜の部にかけて、役場職員全職員が動員されてい

る状況で、なかなか非常にそういったことが難しいんだろうというふうに思います。 各校区にシャトルバスを運行するとなると、上中以外の校区の7か所に向けて、 バスの車両の確保、運転手の確保が必要になりますので、これは、現在は通常のバ ス会社に関わることでもありますけれども、現在、運転手の確保が非常に難しくな っているというお話はいろいろ聞いておりまして、今後の一番、ここも重要な課題 になってくるかというふうに思います。

そのことも含め、委託料等のこともありますので、今後、ここについては、少し 研究をしながら精査をしていく必要があろうかというふうに思っているところであ ります。

〇議長(塩釜俊朗君) 濱田一徳君。

〇9番(濱田-徳君) 町民の声として、ぜひ、受け止めてもらって、また、検討の余 地があれば検討をお願いしたいと思います。

次のロケット打ち上げ時に恵美之江公園にシャトルバスの運行はできないかとい うことで上げました。

これは、2年か3年ぐらい前に、よそから帰ってこられた方が、恵美之江公園からロケット打ち上げを見たと。目の前にロケットのあれがあって非常に感動したと。 これを県外の人たちにも見せてあげたいと、ああいうすばらしいの見せてあげたいということで話をされたんです。

そして、駐車場がぎちぎち詰めて200台ぐらいしかいけないのかと。今なんかは 抽選で100台、抽選でやっているという話を聞きましたけども、これをどこか、浜 田の海水浴場あたりに指定をして、あそこに駐車場を設けて、あそこからシャトル バスで、特に県外から来た方たち、こういう人たちを優先的に送り迎えをしたら、 もっと南種子町の宣伝になるんじゃないかというふうに考えた次第です。

私は、今回、この通告をするに当たって、初めて恵美之江公園に行ってみました。確かにすごい、あんないいところがまだあったのかと。私、こっちの西側のほうだけ、いつも西側が観光が遅れていますということで一般質問でも出しているんですけども、あそこにあんなきれいなところがあるんだったら、あそこをもっと活用できないかと、ちょっと浮気心を出したところなんです。

あそこに、ロケットの打ち上げを見るために学生さんたちは車の中に車中泊をしたり、キャンプをしたりして見ている方もいらっしゃるようです。こういう人たちを、例えば上中の、かねては災害の避難場所として使っている福祉センターの下だとか、ああいうところに、ただ寝泊まりだけはしてくださいと。その代わり、一切、こちらは自己責任でお願いしますと。ただ、屋根つきのところは提供しますからというような、そういうあれでもいいから、集まってきた人たちにシャトルバスの運

行をしたら、これは、私はもっと南種子町の官伝のもなるんじゃないかということ で、こういうあれをしました。

民間業者との絡みもあると思いますけども、そこら辺について、町長はどのよう にお考えでしょうか。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 町長、小園裕康君。
- ○町長(小園裕康君) 御質問にお答えをいたします。

現在、恵美之江公園でのロケット打ち上げの見学につきましては、駐車場の台数 に制限があることや一本道であることなどから抽選を行っている状況であります。

ロケット打ち上げ時の恵美之江公園へのシャトルバスの運行につきましても、職 員の動員が40名から50名、毎回行っております。この前、その配置をして、中止に はなりましたけれども、これはその都度対応をしております。そして、車両の確保、 運転手等については、なかなかそこは、ここに残る方、いろんな絡みがありますの で難しいところがあるかというふうに思います。

バス会社についても、先ほど申し上げたとおり、運転手の確保も非常に難しくな っているという話は聞いておりまして、これも、先ほどと同様で委託料等、そうい うことも含めて精査をする必要があるというふうに思っております。

また、ロケット打ち上げにつきましては、なかなか日時が定まっておりませんで、 土日祝日の打ち上げ、そして、時間も夜中であったり、明け方になることもござい ますので、非常にそこら辺も含めて対応についてはいろんな検討をしていかなけれ ばならないかというふうに思いますけれども、しかしながら、今後、どのような対 応ができるかも含めて、業者さんの話も聞きながら、そこを調査研究はしてみたい というふうに思っております。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 濱田一徳君。
- ○9番(濱田一徳君) 私なんかの仕事というのは、前例にとらわれていると先を見失 ってしまうというのもあります。そこで、こういう町民からこういう要望があった ということで、また、前向きに検討されてみたらどうかというふうに提案をしたい と思います。

これで私の質問を終わります。

○議長(塩釜俊朗君) これで、濱田一徳君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を1時10分とします。

休憩 午後 0時04分 再開 午後 1時06分

- ○議長(塩釜俊朗君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
 - 一般質問を続行します。

次に、上園和信君。

[上園和信君登壇]

○8番(上園和信君) まず初めに、小型月面探査機SLIM(スリム)と X線天文衛星クリズムを搭載したH-ⅡAロケット47号機は、9月7日、午前8時42分11秒、定刻に種子島宇宙センターから打ち上げられました。ロケットは順調に飛行し、午前9時前と午前9時30分ごろにそれぞれの衛星を所定の軌道に投入。打ち上げは無事成功いたしました。

H-ⅡAロケット47号機の打ち上げ成功を町民とともに喜びたいものであります。 今回の打ち上げ成功で、日本の宇宙開発は再開されたことになります。

この宇宙開発がもたらす南種子町への経済効果は大きなものがあります。南種子町として、宇宙開発の推進には全面支援・協力体制を構築し、宇宙開発としっかり連携した活気あるまちづくりにつなげていく必要性を痛感しているところであります。

一般質問に移ります。

南種子町の基幹産業は農業の位置づけにあります。その農業、農家の高齢化と後継者不足、それに伴う耕作放棄地もあちこちに見られるようになり、本町の農業が危機的状況に向かっているようではないかと、非常に心配するところであります。

このような状況下、小園町長は、2期目は有機農業の普及・拡大に取り組むと明言しました。有機農業とはどういう農法なのか、詳しい説明を求めます。

〇議長(塩釜俊朗君) 町長、小園裕康君。

「小園裕康町長登壇〕

〇町長(小園裕康君) 上園議員の御質問にお答えをいたします。

有機農業推進法によりますと、有機農業とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業、このようにうたわれております。

本町は、議員も御承知のとおり、国のみどりの食料システム戦略方針に基づき、2021年12月20日に、本町と有限会社かごしま有機生産組合との間で、有機農業を軸とした地域活性化に関する包括連携協定の調印式を実施いたしました。それ以降、両社で連携をしながら、有機農業の普及や新規就農者の確保、人材育成、遊休農地の解消を進めるなど、有機農業を軸として町の活性化に取り組んでいくこととしました。

また、この収穫された有機野菜を学校給食で使用するなど、安心安全な食の提供にもつなげていくこととしたところであります。

これらのことは、これまで町の広報紙においても、町民の皆様に詳しくお伝えをしてきているところでございます。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 上園和信君。
- ○8番(上園和信君) 一言で言うと、農薬は使わない、化学肥料は使用しない。自然 農法ということですよね。

農薬や化学肥料を使わない有機農業に対して、農薬、化学肥料を使う栽培方法を 慣行栽培、こう呼ぶようであります。この栽培方法は、日本で多く採用されている ようで従来型とも言われるようであります。

農業全体の99%がこの慣行栽培によるものとされています。国や自治体、JAの 指導に沿って法律にのっとって農薬や肥料を正しく使用し、多くの農家が当たり前 に行っている農業、そのものが慣行栽培というふうに捉えております。

慣行栽培から有機栽培方式へ本町農業の大転換と考えます。有機農業の普及・拡大、農家や農業、関係機関、農業団体との協議は十分に重ねてきたか、町長にお尋ねをいたします。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 町長、小園裕康君。
- **〇町長(小園裕康君)** 上園議員の御質問にお答えをいたします。

私は、議員が言われるように、この本町農業を大転換するということは一度も言ったことはございません。それは考え方の問題でしょうけれども、この有機農業の推進は、あくまでも本町の取組としては、国のみどりの食料システム戦略に基づいて事業を実施しているところでございまして、令和5年度の施政方針においても、有機農業については、国のみどりの食料システム戦略緊急対策交付金を活用し、普及啓発活動、技術支援や人材育成、荒廃農地の復旧や新規就農者の確保を図り、持続可能なまちづくりを推進してまいります。

また、有機米づくりに向けた試験栽培を本年より開始をして、町内で生産された 有機農産物を学校給食に提供できるように取組を進めてまいりますというふうに述 べたところであります。

また、私は前回6月の第2回定例会においても、議員の一般質問に対しまして、 有機農業につきましては、私がこれを極端に進めるということではありません。国 がみどりの食料システム戦略緊急対策交付金を創設いたしまして、2050年に向けて 有機農業に取り組むということは国が出している方針でありますということを答弁 をさせていただいておりまして、本町農業を全て大転換をするという考えは、私は 持っているところではありません。 そして、これまでの経緯で申し上げますと、先ほども申し上げましたが、2021年12月20日の包括連携協定、調印を行いました。ちょうど1年8か月前であります。その後、2022年3月7日に具体的な取組を進めるために、南種子町有機農業推進協議会を設立をしまして、設立総会を開催をいたしました。これには、有限会社かごしま有機生産組合や種子屋久農業協同組合、商工会、公民館連絡協議会、農業委員会、教育委員会など関係機関が入っておりまして、この南種子町の有機農業推進協議会を設立したところであります。

主な取組といたしましては、なかなか有機というのは広がりをつないでいくということは非常に難しゅうございますので、有機農業の体験イベント、有機農産物加工イベント、オーガニックセミナーなどの開催、学校給食での有機食材活用イベントの開催、こういったものに共に取り組んでまいりましょうということで、この協議会を設立いたしております。

そして、その後の全ての取組については、町の広報紙で毎月のように町民の皆様にお知らせをし、周知に努めてきたところであります。しかしながら、有機のことばかり載せてとか、そういう声も聞こえてきております。しかしながら、この有機については、先ほども申し上げたとおり、なかなか進んでいかないからこそ、この取組を町民の皆様に御理解いただくために、この周知を図っているところであります。

ただ、国のほうも2050年、耕地面積の25%、100万へクタールまでこれを広げるということでありますけれども、ただ、国の目標も達成できるかどうかは、私も疑問に思っているところであります。なぜかと言いますと、簡単に有機農業は進まないということ、私もそのように感じておりまして、先般、県町村会の地域経済委員会がございました。これには市長さんが5名、町村長が5名、私もそこに入っておりますので、県の農政部長、農政課長もまいりましたので、そこでもお話をさせて頂きましたが、県農政課長は農林水産省からの課長さんであります。国、県においても、こういう方針を出したからには、全国の自治体、取り組んでいないところがかなりありますので、しっかりと指導推進をしないことには、国の掲げる目標すら達成できませんということを申し上げたところでありまして、現在まで取り組んでいる、そしてまた、今後も少しでも皆さんに御理解いただくような方策を取ってまいりたいというふうに思っているところであります。

〇議長(塩釜俊朗君) 上園和信君。

○8番(上園和信君) 農業大転換ではないということ。有機農業の普及・拡大というのは。そうすると、そういう答弁でありますので、ちょっと私の質問内容、このまま質問ができない状態になってきますが。

町長は、2期目は有機農業の普及・拡大に努めると、このように明言をしています。してないですか。それをやるには、南種子町の農業は慣行農業から有機農業へ大転換になってくるんです。ということは、学校農園とか、趣味で作る家庭菜園、そういうところに有機農業を普及・拡大するということですか。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 町長、小園裕康君。
- ○町長(小園裕康君) お答えいたしますけれども、議員が有機農業の大転換というふうな表現で私に質問されているので、そのようにお答えしたわけであって、やはり、本町には園芸もあれば、いろんな分野の農業があります。そして、それを全て有機農業に転換するという、そういうことではないということであります。

ただ、この有機農業については、国が示している方針に基づいて、今、この戦略 交付金を使えるのは、これに取り組むところだけしか使えませんから、国の補助金 を引っ張って、少しでもこれが拡大を、普及をできるように、今、協議会も作って やっているところであります。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 上園和信君。
- ○8番(上園和信君) 通告をしておりましたので、農林水産省はみどりの食料システム戦略、これで2050年までに有機農業の栽培面積を全国の耕地面積の25%、大体100万町歩になるようですが、目標設定をしているようであります。

町長は、有機農業の普及・拡大に努めると明言していますので、本町の有機農業、何年度をめどに、どのような品目を、耕地面積の何%まで普及・拡大する考えかお 尋ねをいたします。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 町長、小園裕康君。
- ○町長(小園裕康君) 先ほども申し上げましたが、国の2050年の目標達成は厳しいというのは私も感じております。それは、今の野村大臣も大臣就任前からも申し上げていることでありまして、ただ、これを国が示している以上は、そこに近づけるという意味では、私どもは取り組まないといけないということであります。

課長のほうが目標達成をあれしているので、そこを答弁させましたけど、だめということですから、本町の取組の面積、全経営耕地面積1,587へクタールであるようでありまして、それに占める割合は、令和3年度0.53%、8.47へクタールとなっているようであります。令和9年度までに0.72%、11.5へクタールに拡大をするということを目標にしているということであります。

- **〇議長(塩釜俊朗君)** 上園和信君。
- ○8番(上園和信君) 新聞、2022年度の新展望、2022年の6月2日に発行している新聞ですけど、有機農業を軸とした街の活性化対策に取り組んでおり、有機農業の普及に取り組むと、このように町長がちゃんと明言をしているんです。

ちょっと感情的になってきているようですけど、普通に答弁をお願いします。

私、ちょっと調べたんですが、今の日本の農家の平均年齢は68.5歳ということです。ほぼ70歳に近い世代が一生懸命農業に従事している現状にあるようです。総合 農政課長、本町の農業従事者の平均年齢は何歳、本町で農業を始めたい新規就農の 現状について、お尋ねをいたします。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 総合農政課長、山田直樹君。
- 〇総合農政課長(山田直樹君) 議員の御質問にお答えをいたします。

青年等就農計画の認定を受けた新規就農者の状況は、平成30年度は3名、令和元年度は2名、令和2年度は4名、令和3年度は0名、令和4年度は1名となっております。

あと、本町の農業従事者の平均年齢については、2020年農林業センサスの数字になりますが64.8歳となっております。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 上園和信君。
- ○8番(上園和信君) 64.8歳の方が一生懸命農業に取り組んでいるようです。

私、調べてみたんですが、今、全国の市区町村数は1,741 (2018年現在)です。 有機農業産地づくり推進の実施市町村を何市町村かということで調べたんですが、 全国で55の市町村で実施をされているようです。鹿児島県はどうかというと、南種 子町、南さつま市、湧水町、徳之島町の4町村で取り組んでいるようです。

町長は、答弁で普及・拡大をする考えはないとか何とか言っていますけど、これ はどういうこと。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 町長、小園裕康君。
- ○町長(小園裕康君) 普及・拡大をする考え方がないということではなくて、なかなか進みませんので、普及・拡大のために、今、協議会も設立をして、目標を掲げた事業をやりながら進めているということであります。

ただ、議員にも何回もお話をしますけれども、これは、鹿児島県でも、議員がおっしゃるとおり、4つの市町しか取り組んでないようであります。先般、種子島でも、私はやっぱりこれは、当然、種子島島内でも広がるべきことだというふうに思っております。しかし、これは簡単に進みませんので、少しずつでも普及・拡大の方向で私たちはこれを周知をしている、そういうことを協議会で進めていくということなので、そこについては御理解をいただきたいというふうに思います。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 上園和信君。
- **○8番(上園和信君)** ちょっとトーンが下がったようですけど、私は、町長が南種子町に有機農業を普及・拡大させるということを明言しておりますので、この問題を一般質問に取り上げたところであります。

農業の大転換ではないと、普及・拡大も進んでいないと、何を言っているのか。 通告をしておりましたので、そのまま質問をいたしますけど、有機農業に取り組むには、一定の条件があるようです。まず、販路が確定していること。販売先です。 それと、それ相応の価格で買い取ってくれるということ。形にこだわらないこと。 有機栽培は、慣行農業の約2割と言われております。数量は相当落ちるので、慣行 栽培との差額が保証されること、補塡されること。これらがしっかりと約束をされているということであります。

町長、有機農業の普及・拡大、本町農業の振興につながってくると考えるか、町 長の所信をお聞かせください。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 町長、小園裕康君。
- **〇町長(小園裕康君)** 冷静にということで議員に言われたので、私も冷静に答弁をいたします。

大転換というか、そういう方向に、やっぱり金を稼げる方向に私は勧めたいとは 思っております。ただ、これは時間は確かにかかると思いますが、そういう意味で、 有機生産組合は、前代表は亡くなりましたけれども、今の代表がまたしっかり引き 継いでやっておりますが、全国の会長もやっておって、しっかりと国のほうとも連 携をされているところであります。

そして、私どもの南種子町に事業所を設立をしていただいておりまして、この有機生産組合が鹿児島のほうに地球畑というところも持っております。そして、そこで有機の農産物の加工もやっておりますから、そういう意味では、本町で、そこで経験された方が本町に帰ってきてやられている方もおります。そういう方々が、中種子町にもおりますけれども、しっかりと販路についてはそこで十分にやっていけるというところでありますけれども、私としては、まず、先ほどから申し上げているとおり、学校給食であったり、地場で、こっちのほうで使える方向、そしてまた、運賃とか、そういうのがかからないような、そういう広がりが、まず一番本町の、これはやっていただける方々に広めていく一番の最大の方法だと思っております。

ただ、それと合わせて、これに関連をしたリスペクトさんというところが立地協定を結びました。これも簡単に進みませんが、滋賀県のほうで60種類ぐらいの農産物を健康食品として、そして、医療関係者ともしっかりと連携をしてやっているところであります。これが、本町に今度はオーギエキスの工場をしっかりとしたものを作っていただきましたので、それは、量的には、今、御協力いただけるところが数農家しかございませんので、それはそれで進めていただきたいということで、これもトン当たりの単価が、今、製糖工場に出す単価よりも倍ぐらいの価格で取っていただけるという話であります。

ですので、こういうところをしっかりと本町が結びつきができれば、少しずつそこが拡大ができてくるんじゃないかという思いでありますので、そういう有機の取組については、今までもいろんな課題がありますけれども、そこを皆さんに御理解をいただくような方策で、現在、いろいろ周知を図っているところであります。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 上園和信君。
- ○8番(上園和信君) 学校給食に採用するということですか。有機で作った農作物。 ということは、面積もそう必要ないし、今度、1町歩か2町歩ぐらいの農地がある と、それに野菜を作ったり、有機栽培、そのような考えですか。

2023年の5月31日の新聞、町長、これ分かりますよね。この記事の中に、特に基 幹産業のさとうきびやさつまいもを中心に有機農業の普及推進をするということを 書いています。

ちょっと町長の普及・拡大というのがどうも私は理解できませんが、時間もありませんので、この有機農業の取組のポイントは、町長の強いリーダーシップと職員も田んぼや畑に入って有機を汗を流しながら学んでいくと、こういう気持ちがないと先に進まないということだそうです。専門家がそういうふうに言っています。

ということで、次の質問に移りますが、先ほども申し上げたとおり、農家の高齢化と後継者不足、それに伴う耕作放棄地もあちこちに見られ、農業を取り巻く環境も厳しい状況になりつつあります。特に農業後継者不足、跡取りがいないという声があちこちから聞こえてきます。深刻な状況になりつつあるようで、非常に心配をしているところであります。町長部局と農業委員会とのしっかりした連携が必要ではないかと考えます。

先日、ある農家からこういう相談を受けました。高齢夫婦で水田を35町歩耕作しているようです。70歳を超えております。今も田んぼを作ってくれないかという相談があるそうです。断り切れなくて、耕作面積が増えつつあるようです。農地の貸し借り、個人同士の話し合いではなく、農業委員会を通じたあっせんを徹底してほしいと、このような相談です。

これは、町長と農業委員会会長に質問ですけども、農家の高齢化と後継者確保、農地の貸し借りにどう取り組んでいるか、お尋ねをいたします。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 町長、小園裕康君。
- **〇町長(小園裕康君)** 御質問にお答えいたします。

農家の高齢化と後継者確保については、本町のみならず、全国的な問題だと認識をしております。国の新規就農者支援制度の活用や農地や資金面、そして、農業技術など各方面から支援できるよう関係機関と連携を図っているところであります。 今後もそのように努めたいと思います。 農地の貸し借り等については、農業委員会事務局長より答弁させます。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 農業委員会事務局長、羽生幸一君。
- ○農業委員会事務局長(羽生幸一君) 上園議員の御質問にお答えをします。

農地の貸し借りの手続きについては、農業委員会で行っております。平成25年度、新たに担い手農家への農地の集積、集約を図るため、農地中間管理事業の推進に関する法律が制定され、平成26年より、県単位に農地中間管理機構、農地バンクが設置されました。借りて農家が認定農業者、担い手農家の場合、農地バンクを活用した農地の貸し借りを推進しております。

それ以外の農家につきましては、借り受けする場合、農地法3条により手続きを 行っております。地域農業の将来を見据えて進めてきた地域話し合い活動の人・農 地プランに農業委員も参加して、農地の集積、集約を推進しております。

令和5年、本年4月より施行された農業経営基盤促進法改正により、各市町村に おいて10年後に目指す地域計画、その地域の農地を農地利用を示す農地地図を令和 7年3月までに作成する計画であります。

農業委員会では、目標地図の素案作成を行うため、本年度より農用地の保有者及び利用者の状況調査を農業委員、農地利用最適化推進委員、関係機関で実施して、 農地の貸し借りを含め、農地の有効活用に農業振興を図っていくつもりであります。 農地の貸し借り関係については、以上の内容の事業を活用しております。 以上です。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 上園和信君。
- **○8番(上園和信君)** 町長部局と農業委員会としっかり連携を図って、この貸し借り あっせん業務に努めてほしいと思います。

次の質問に移ります。

会計年度任用職員の待遇改善についてであります。

地方自治体で働いている非正規職員、2017年に地方公務員法、地方自治法の改正があり、2020年4月から会計年度任用職員、以前は契約職員と呼んでおりましたが、2020年4月から会計年度任用職員という職名で呼ばれるようになります。これは、同一労働、同一賃金の原則の下、正規職員と非正規職員との待遇面での格差是正が主な狙いであると言われております。

南種子町の行政機関でも、多くの会計年度任用職員が働いております。職種は一般事務、保育士、調理師のほか、まちづくり公社など、多くの行政組織で恒常的業務につき町民に直結した重要な業務を担っている現状にあります。

私は、平成31年3月定例会の一般質問で、この質問を取り上げたところでありますが、同年4月21日執行の選挙で落選という結果になり、その後、この会計年度任

用職員の処遇改善がどうなっているか、いつも気にかけていたところであります。 あれから4年の歳月が過ぎ、町議会議員に再度返り咲いたところであり、今回、 また改めて一般質問に取り上げた次第であります。

令和5年度会計年度任用職員の雇用状況について、お尋ねをいたします。

- **〇議長(塩釜俊朗君)** 総務課長、羽生裕幸君。
- ○総務課長(羽生裕幸君) 上園議員の御質問にお答えをいたします。

令和5年9月1日現在での町長部局のフルタイム職員は20名です。パートタイム職員が22名。教育委員会部局、フルタイム34名、パートタイム9名。水道部局、フルタイム、パートタイム、ゼロでございます。合計で、フルタイム54名、パートタイム31名でございます。

打ち合わせの中で農業委員会部局もそれぞれということでしたけども、農業委員会については、通常、町長部局として統計されておりますので内数として申し上げますが、農業委員会は、フルタイム職員1名、パート職員1名でございます。 以上です。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 上園和信君。
- ○8番(上園和信君) 全員で何人。合計。
- 〇議長(塩釜俊朗君) 総務課長、羽生裕幸君。
- ○総務課長(羽生裕幸君) フルタイム職員54名、パート職員31名でございます。
- 〇議長(塩釜俊朗君) 上園和信君。
- **〇8番(上園和信君)** 南種子町まちづくり公社、これを設立をしておりますが、ここの職員数は何名ですか。
- 〇議長(塩釜俊朗君) 総務課長、羽生裕幸君。
- ○総務課長(羽生裕幸君) 上園議員の御質問にお答えをいたします。

同じく令和5年9月1日現在でございます。まちづくり公社の会計年度職員の人数で、フルタイムが29名、パートタイム11名でございます。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 上園和信君。
- ○8番(上園和信君) 今年の1月に会計年度任用職員の採用募集が広報紙に掲載されております。これを見ると、会計年度任用職員とは、町の正規職員と同様に地方公務員としての身分となり、3年ごとに公募を行いますと。採用予定職種は、一般事務、栄養士、保育士、調理員などで、給料を見ると、一般事務で初任給15万100円から上限が16万9,800円。保育士については、初任給15万8,900円から上限21万800円となっております。

会計年度任用職員の給料表、これはどこで決定をしているのか、お尋ねをいたします。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 総務課長、羽生裕幸君。
- ○総務課長(羽生裕幸君) 上園議員の御質問にお答えいたします。

会計年度任用職員の給与等につきましては、地方公務員法第22条の2第1項第 1号に掲げるパートタイムは、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用 弁償に関する条例及び同施行規則により算定を行い支給されております。また、同 法第22条の2第1項第2号に掲げるフルタイム職員については、第2号会計年度任 用職員の給与に関する条例及び第2号会計年度任用職員の給料に係る級及び号給の 決定に関する規則により算定を行いまして支給されているところでございます。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 上園和信君。
- ○8番(上園和信君) ということは、地方公務員法ですか、地方自治法ですか。その中に、会計年度任用職員の初任給はこれだけにしなさいと、2年、3年勤務者はこれだけにしなさいという、給料の基準表、そういうのがあるということですか。
- **〇議長(塩釜俊朗君)** 総務課長、羽生裕幸君。
- ○総務課長(羽生裕幸君) 上園議員の御質問にお答えをします。

会計年度任用職員の給与は、私ども公務員と、先ほど上園議員もおっしゃったように公務員と同じということでございますので、私どもの給料も条例で定めておりますので、南種子町の例規集の中の条例、先ほど言いました1号、2号、職員の給料ということで、条例で定めております。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 上園和信君。
- ○8番(上園和信君) 条例で定めるということは、定期昇給とか、それから、人事院 勧告、今回も人事院勧告がやがて国会の報告がされるようですが、初任給は1万円 ほど引き上げになっているようです。その定期昇給とか、人事院勧告というのも適 用されるということになりますか。
- ○議長(塩釜俊朗君) 総務課長、羽生裕幸君。
- ○総務課長(羽生裕幸君) これは、人事院勧告、例年という表現を使わせていただきますが、毎年、人事院勧告がされた場合、皆様方の議会のほうに提案をしまして、給料表の改正を行いまして、それに基づいて支給をされているということでありますので、通常であれば、人事院勧告があれば、それにのっとりまして、皆様方にお諮りをして給料は増額をされていくと。給料表の改定を行いまして、増額されていくというような、今までどおりの取り方になります。
- 〇議長(塩釜俊朗君) 上園和信君。
- ○8番(上園和信君) 私が聞いているのは、会計年度任用職員も定期昇給制度があり、 それから、人事院勧告も適用されるのかという質問です。
- ○議長(塩釜俊朗君) 総務課長、羽生裕幸君。

- ○総務課長(羽生裕幸君) 給料表を条例で作っていますので、それに合わせてされていくものと思っております。
- 〇議長(塩釜俊朗君) 上園和信君。
- **〇8番(上園和信君)** ということは、会計年度任用職員は、毎年、給料も幾らか上がっていくと。人事院勧告に基づいて給料、ボーナスも引き上げられると、そういう考えでいいですか。
- 〇議長(塩釜俊朗君) 総務課長、羽生裕幸君。
- ○総務課長(羽生裕幸君) あくまでも給料表に基づいて支給されますので、給料表によって、職務能力に合わせた形で、現在、会計年度任用職員の条例規則では1級と2級に該当しておりますので、1級と2級の給料表に基づいて支給されております。あと、それぞれの給与の中で上限制度というのがございますので、給料表に基づく条例規則に基づいて処理をしているところでございます。
- 〇議長(塩釜俊朗君) 上園和信君。
- ○8番(上園和信君) 私、次の質問で、会計年度任用職員の給料と賞与を大幅に引き上げ、給与条例を制定して、それに基づき支給するということを質問しようと考えていましたが、今の総務課長の答弁を聞くと、この質問が必要性がないというふうに理解をしておきます。

やっぱり上げてやらんといかんでしょう。かわいそうに。職員は定期昇給で上がっていく。人事院勧告があると、またそれに基づいて上がっていくということですので、職員と非正規職員との格差是正をしなさいという国の指導もありますので、それに基づいて上げていってほしいと思います。

この質問は、議長、割愛をいたしますので、会計年度任用職員の給料は引き上げるというふうに、条例によって引き上げていくというふうに理解をしたいと思います。

新聞報道によりますと、これは6月定例会でも申し上げましたが、国が非正規職員の賞与を増額するようであります。これは地方自治体で働く会計年度任用職員に支給されるボーナスを増額するため、地方自治法改正案を1月開会の通常国会、6月に閉会をされておりますが、これに改正案を出したようであります。通過したんじゃないかと思います。来年4月から会計年度任用職員等の賞与が引き上げられると。これによって、地方自治体の条例等も改正が必要になってくると、このような新聞報道です。

この会計年度任用職員、2020年の4月時点で、全国の自治体で大体62万人が働いているようです。ある調査によると、約6割は年収200万円未満とされているようです。そういうことで、処遇改善につなげたいということで、国がボーナスの増額

を市町村にお願いをすると。そこで市町村は、それに基づいて条例改正が必要だということであります。

ということを申し上げて、次の質問に移ります。

公立中学校における休日の部活動の地域移行についてであります。

これも2023年度から始まっているようです。新聞とか、テレビでよく聞いたり、 耳にしたりします。

昨年の12月27日、スポーツ庁と文化庁の両庁名で、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが策定をされたということです。 地域移行は既にモデル校が指定をされて、試験的に取り組まれているようですが、 これは、文部科学省が2023年から2025年度までの3年間としていた地域移行達成時 期の見直しがあり、これが可能な限り早期の実現を目指す、このように緩和されているようです。

この中学校の部活動の地域移行制度、教育長、詳しい説明を求めたいと思います。 〇議長(塩釜俊朗君) 教育長、菊永俊郎君。

○教育長(菊永俊郎君) 上園議員の御質問にお答えいたします。

中学校の部活動については、これまで体力や技能の向上を図るとともに、異年齢 交流の中での人間関係の構築や生徒の多様な趣味嗜好、学びの場として、教育的意 義が大きいものとして捉えており、学習指導要領においては、部活動は、スポーツ や文化、科学に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感など、学校教育が目指 す資質能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が 図られるようにすることと現在ではなっております。

これが、ガイドラインによって部活動の地域移行について、議員が御指摘のとおり、昨年12月に部活動及び新たな地域クラブ活動に関してのガイドラインが示されたわけです。

このガイドラインの背景は、少子化や部活動の参加率の低下が進む中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは困難であり、また、教師の専門性や意思にかかわらず顧問を務めるという、これまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中で、より一層困難な状況になってきていることが今後も予想されると。

そこで、生徒がスポーツ、文化芸術活動に持続して楽しむことができる継続的な機会を確保することを目指して、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について示されたところであり、その方向性として、本年度からの休日の部活動の段階的な地域移行及び合理的活動について、推進が示されたところであります。

しかしながら、幾度かガイドラインの訂正もありまして、国、県においても、ま

だ未確定な部分もございますので、本町においても、地域の実情、地域の実態、人 材等に応じた地域移行を進めていかなければならないというふうに考えております。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 上園和信君。
- ○8番(上園和信君) これは、今の答弁を聞く限りにおいては、児童生徒のニーズの 多様化、生徒減少に伴う部活動メニューの縮小、教員の減少と勤務負担増などによって部活動を地域に移行しようという文部科学省の考えなようであります。

これは、あくまでも日曜日、休日、それに限るわけですか。月曜から金曜日の部活動については、今までどおり、学校の先生たちが指導をすると。日曜日の指導を地域の皆さんにお願いをするという考えでよろしいですか。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 教育長、菊永俊郎君。
- ○教育長(菊永俊郎君) 今、議員がおっしゃったとおりでございまして、土日のみの部活動の移行ということでありますので、月曜日から金曜日までの学校管理下内の部活動と地域に移しての部活動となってくると、そこに指導者の問題、責任者の問題、保険の問題、引率者の問題、そういうことなどが様々にありまして、この前の九州地区教育長会で、文科省の地域移行に関する部活動の担当者から説明がありましたけれども、そこで、たくさんのまだ未確定、未確認問題が出てきて、今後も地域と連携して進めていきたいといったようなトーンの低い答弁でもありました。
- 〇議長(塩釜俊朗君) 上園和信君。
- ○8番(上園和信君) 月曜から金曜は学校の先生たちが指導をすると。土日祝日は地域の指導者が指導する。この指導方法に、先生はこういう指導をした。ところが、地域の指導者はこういう指導。子供たちの戸惑いも発生するんじゃないかと私は思いますが。

今、これは中学校のみの地域移行ということのようですが、南種子中学校、部活動の現状と地域移行の実施年度、いつ頃を目標にしているのか、お尋ねをいたします。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 教育長、菊永俊郎君。
- ○教育長(菊永俊郎君) 上園議員の御質問にお答えいたします。

南種子中学校の部活動ですが、現状として、スポーツ関係では、ソフトテニス、 野球、剣道、バレーがございます。文化関係では、吹奏楽、美術の2つで、全部で 6つの部活がございますが、生徒数の減少により、チームの編成ができない部活も あります。また、指導者の確保が難しかったり、引率する先生が足りなかったりと いったような問題が起きており、大変苦労をしている状況があります。

そこで、本町においても国の示す部活動地域移行についての協議を立ち上げたと ころでありまして、昨年度1月に、南種子町部活動地域移行検討委員会を立ち上げ て、今、協議検討をしているところであります。

現在までに、国や県において、先ほど申しました補助金の問題、責任の所在、学習指導要領の10年ごとにおける改定の問題などが様々なものが未確定なものがありますので、それらの条件整備等と連動して、今後、検討委員会の中で学校地域の実情に応じた今後の部活動の方向性を探り、休日の部活動の地域移行に向けて検討を進めていきたいというふうに考えており、実施年度をいつにするかということについては、まだ見えてこないところでございます。

1つの部活動でも、何か、地域人材と指導者謝金とか、責任問題とか、そういう もの等がうまく重なるとすれば、早いものからでも移行はしていきたいとは思って おりますが、そこが国の補助金制度と合うかどうか、様々なスタイルがあるもので すから、それとの検討もしていく必要があるのかと思っているところであります。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 上園和信君。
- ○8番(上園和信君) 答弁を聞いていると、いろいろ問題があるようです。

地域移行をしても指導者がいるか、いないか。もちろん、無料ではいけませんので、それに対する報償金、謝金、そういうのも支給せんといかん。

これは文部科学省が指導者や施設の利用などに係った費用に対する補助金が支給 されるようです。スポーツ庁は2023年度予算として81億7,718万円を予算計上して います。南種子町に幾らぐらいの補助金が配分されるか、そこら辺はまだ調査検討 はしていないですか。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 教育長、菊永俊郎君。
- **〇教育長(菊永俊郎君)** 補助金等につきましては、管理課長に答弁させます。
- 〇議長(塩釜俊朗君) 管理課長、松山砂夫君。
- ○教育委員会管理課長(松山砂夫君) お答えをいたします。

部活動の地域移行に関する補助金についてでございますが、モデル的に行う実証 事業や新たなスポーツ環境の構築のための施設の整備、改修を対象とした地域スポーツクラブ活動体制整備事業、また、中学校における部活動指導員の配置支援事業などがございます。

こういった事業については、一律に各市町村に配分されるものではなくて、それ ぞれのメニューに合った事業を実施をする団体への補助事業でございます。

本町においても、まだ具体的な方向性は決まっておりませんので、そういった部活の地域移行についての方向性、具体化されれば、こういった補助事業を活用して進めてまいりたいというふうに思います。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 上園和信君。
- ○8番(上園和信君) 以上で一般質問を終わりたいと思います。

○議長(塩釜俊朗君) これで、上園和信君の質問を終わります。

ここで午後2時10分まで休憩します。

休憩 午後 2時01分 再開 午後 2時09分

○議長(塩釜俊朗君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、福島照男君。

「福島照男君登壇」

○4番(福島照男君) いよいよ私で本日最後の質問となります。皆さん、大変お疲れでございますが、小一時間、おつき合いをお願いいたします。

今回は2点の質問内容を出しております。

1点目は、介護施設入所者待機者解消策についてであります。 2点目が、肉用子 牛価格低迷に関する生産農家への対策についてというこの 2点について、今日は一 般質問をさせていただきます。

では、早速質問に入らせていただきます。

1点目の介護施設入所待機者解消対策についてということであります。

1年1年高齢化率が進む中において、要介護者の増加が見込まれます。また、これを支える介護者の高齢化も同時に進んでいる実態があります。この傾向は、本町のみならず、全国的ではありますが、地方における状況は深刻な問題となっております。親の世話をする子供たちの世代も60代、70代となり、老老介護の実態が本町の姿でもないかと捉えております。

そこで、一気に問題解決とはいきませんので、現状の実態と課題をみんなで共有 するところからスタートすべきではないかと思って質問をするところであります。

そこで、お訪ねするのが、まず、種子島全体での入所者受け入れキャパと、南種子町内における入所希望者待機者数の報告を求めます。また、併せて、この問題は本町だけでなく、島内全体での取り組みの連携も必要ではないのかとも思ったりしますので、そこら辺の取り組みの連携等についてありましたら、併せて御報告をお願いいたします。

〇議長(塩釜俊朗君) 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

〇町長(小園裕康君) 福島議員の御質問にお答えをいたします。

種子島島内の介護施設の受け入れ可能人数等については、後ほど担当課長から答 弁をさせたいと思いますが、この介護施設の入所待機者解消対策に係る種子島島内 での連携についてでございますけれども、種子島島内において入所を目的とした調整、連携というものは、現在、行われておりません。

介護施設への入所を希望する場合、本人または家族等が希望する施設に直接申し 込みを行うため、それぞれ複数の施設に申込みをしている場合が多いと認識をして おります。

各事業所においては、鹿児島県指定介護老人福祉施設等の入所指針に基づいて、 入所評価基準を定めており、申し込み先着順ではなく、入所検討委員会において算 定した点数が高い入所申込者から入所者の決定を行うこととなっているようであり ます。

種子島島内での関係機関の連携については、種子島地区福祉人材確保対策協議会において、人材確保の取組を行っており、熊毛地域の現状や仕事の魅力等を出郷者や県内の学生向けに情報発信をするなど、地元定着やUターン促進を図っているということでございます。

私が感じている本町の現状については、一番は、今、休止をしている施設がございます。その影響もあろうかと思いますし、同じ施設で本町には芙蓉苑、そして、また、中種子町にも南界園とございますけれども、これが町を境にそれぞれ、私ども町民も南界園にも入所の希望を出された方もおると思います。

そういった中で、ちょっと現状を調べて、昔からちょっとそういう影響もあるものかというのは私も感じておりましたので、今回、ちょっと調べていただきましたが、芙蓉苑が現在、定員50名でございますけれども、南種子町の町民の方が28名であります。そして、中種子町民が20名入っております。

そして、また逆に南界園のほうですけれども、定員80名でりますが、南種子町民は2人でありまして、中種子町が71人、西之表が2人と、そのような状況ですから、これらの議員がおっしゃられるような、連携、連絡、調整、そういうものは私も少しこれは必要な部分はあるかというふうに感じておりまして、この影響で、南種子町民がなかなか入りにくい状況というのもあるのは事実なのかというふうに思っているところでございます。

受け入れ可能人数等については、この後担当課長から答弁をさせたいと思います。 〇議長(塩釜俊朗君) くらし保健課長、木田美幸君。

〇くらし保健課長(木田美幸君) 福島議員の御質問にお答えをいたします。

説明に使用する数値につきましては、令和5年4月1日現在の現況調査に基づく 数値となりますので、よろしくお願いします。

まず、種子島島内の介護施設の受け入れ可能人数は、総定員数で309人となって おり、島内介護施設の入所待機者は1市2町合わせて250人となっております。 南種子町内の状況につきまして、介護施設の受け入れ可能人数は、総定員数で70 人となっておりまして、介護施設の入所待機者は43人となっております。

また、南種子町内の訪問介護等のサービス受けている方の人数につきましては 257人となっているところであります。

以上です。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 福島照男君。
- **〇4番(福島照男君)** ありがとうございます。私が想定したよりも待機者が若干多い と思って、改めて心配をするところであります。

なかなかこの問題、一挙に解決が進まないわけですが、そういう中においても、 本町においても、年々高齢化が進んでいきます。

そういうところで2番目に入っていくわけですが、本町においても、10年とは言わずに近い数年後には高齢者人口がピークを迎えて、ますます現状よりも待機者数が増える恐れが見込まれるというような状況にあります。最大の課題は、待機者を減らすには、介護者の確保が一番の課題であるということで、本町においても、昨年から介護資格の研修費助成という、非常にいい制度を取り組まれておりまして、これに向けて、さらに、今後、迎えてくる一番最悪の事態に、何としても早くから取り組んでいかないと、さらに大きな問題になるのかというふうに非常に心配をしているわけでございます。

ここをどうやって乗り切っていけばいいのか。なかなか、これといった解決策があるわけでもないと思うんですが、一番の課題は、施設の入居者の受け入れ施設のキャパの増加であるとか、介護職員の確保とか、いろいろ問題が、課題はあるかとは思うんです。

ここら辺について、本町としても、どういうような方向で取り組んでいこうと思っているのか、その方向性と見通しについて、お聞かせ願えればと思います。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 町長、小園裕康君。
- ○町長(小園裕康君) 福島議員の御質問にお答えをいたします。

御指摘のとおり、施設の増築には課題もあるところでありますが、まず、先ほども申し上げましたとおり、現状施設の中で休止状態のものがありまして、そういう 状態になっているものの再開を望む声もあるところでございます。

そしてまた、この各事業所においては、やっぱり県の指定介護老人福祉施設等の 入所指針に基づいた入所評価基準というのを定めているわけですから、これのそれ ぞれの施設での入所検討委員会においても、同じ基準でやるべき、そういう判定基 準を持っていかないといけないんだというふうに私は思っております。

そういう意味で、先ほど施設の状況を申し上げましたけれども、どうも隣の町と

の割合が全然違う状況になっているというのは、ちょっとこれは、やっぱり種子島 島内でもこういうことをしっかりともう1回精査をしていただき、両町においては 入れるわけですので、ここはちょっと検討をする課題に入るのかというふうに思っ ております。

そういうことでございますけれども、高齢者人口のピークにつきましては、国立 社会保障人口問題研究所の令和5年将来推計人口値では2040年にピークを迎えると いうことが予想されております。また、全世代の中で、特に人口が多いとされてい る、いわゆる団塊の世代が75歳以上になる2025年には、介護や医療をはじめとした 社会保障費が莫大となり、その一方で、経済社会を支える現役世代が少子化の影響 で減少をするという、そういう見通しでございます。

そういうことから、介護における2025年問題について、厚労省は年間で約6万人 の介護人材確保に向けた取組を、検討、実行しているということであります。

本町のほうでは、10年後の介護施設利用希望者予測数については100人となっているところであり、令和5年度の91人と比較をしますと、やっぱり増加をする傾向だというふうに予測がされます。

本町においても、この南種子町介護保険サービス事業推進協議会と連携をしまして、将来を見据え、介護人材の育成というそういう目的で、令和4年4月に南種子町介護員養成研修運営費補助金交付要綱を定めました。そして、介護職員初任者研修過程を履修するための研修費用の全額を補助する制度を構築したところでありますので、現在、これが今年度についても、中学生を含めて、そういう希望者もあるところでありますので、まずはこういうことを少しでも継続をして、本町で取り組めるものについては取り組んでいかなければならないと思っています。

また、加齢により心身が老い衰えた状態のことをフレイルというふうに言われるようですけれども、このフレイル状態に陥りやすい高齢者に対して、個々の状況に合わせた支援を行い、健康寿命の延伸を目指し、人生の最後まで元気に健康で楽しく毎日が送れることを目標とする事業というものがありまして、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施というものについて、令和6年度から開始に向けて準備を進めているところでありまして、まずは、こういった小さなことをしっかりと結び付けていきたいというふうに思っているところであります。

○議長(塩釜俊朗君) 福島照男君。

〇4番(福島照男君) やっぱり、今、町長から答弁があったように、差し迫ってくる 高齢者福祉問題には、全力で取り組んでいく必要があるんだろうというふうに思っ ています。

先ほど町長も答弁で触れましたが、本町のやっている研修制度の助成費について

は、非常に成果があって、さっき町長もおっしゃったように、中学生も関心があって受講を受けたというような話を聞いておりまして、非常にいい制度だと思っています。

これをずっとこれからも継続してやっていただきたいわけですが、もうちょっと 欲を出すと、果たしてこれだけでいいのか、もっとほかにやるべき、手を打つべき ことがあれば、もっと積極的にやってもいいのかと思って、別に私、具体的な提案 があるわけじゃないんですが、そこらについて、町長、もう少し何かいい方向性と 対策等が思い浮かぶのであれば、答弁をできたらお願いいたします。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 町長、小園裕康君。
- **〇町長(小園裕康君)** 福島議員の御質問にお答えをいたします。

この介護スタッフの高齢化と人員不足は、本当に深刻な問題となってくるという ふうに思います。

先ほども触れましたが、厚労省が年間で6万人の介護人材確保に向けた取組を、 検討、実行していくということでありますので、具体的には、基本的な賃金アップ をはじめ、子育てをしながら働き続けることができる環境の整備、そしてまた、人 材育成、キャリアアップ制度の整備や助成金、補助金の拡充、こういうものも進め られてきているところであります。

また、今後は、介護ロボットやICT技術の導入によりまして、身体的負担軽減や事務負担の軽減など、そういう方策も進めてくるんだろうというふうに思います。 本町においては、先ほど申し上げたことを、将来、少しでも介護の人材確保につながっていくような方向で、この育成には取り組んで、継続をしていかなければいけないというふうに思っております。

人数的には、令和4年度は22人の方が受講を終了しました。今年度、15人の、今、申し込みが来ているということでありまして、やっぱり家族介護をしながら、そしてまた、この経験をそういう働ける環境になったときに生かしていただける方も出てくるもんだと思っております。

先ほども申し上げましたが、介護未経験の方や高校生、中学生も含まれておるということですから、今後、将来、そういった方々の人材育成につながっていくことを期待をしたいというふうに考えております。

この取組は、これまで県内の町村長が集まって知事と行う行政懇談会なんかが毎年あるんですけれども、数年前に、もう県に対しての要望は、ある町長のほうからも出されております。しかし、なかなか県での、やっぱり離島あたりは特にですけれども、こういう取組をなかなかやっていただけないので、本町としては、こんなものをいつまでも待っていてもしようがないということでこれを始めたわけであり

ますので、これはしっかりとこれからも取り組んでまいります。

そのほかにも、何が取り組めるかということ、これだけでは決してすべて解決するわけではありませんので、もっと踏み込んだことで何かできることがあるとすれば、これはまた職員、そしてまた町民の皆さんからも、いろんな御提言なり、そういうものをいただきながら、取り組めるものについては、しっかり検討をしていきたいというふうに思っております。

また、今年度は、令和6年度を初年度とする第9期の介護保険事業計画の策定年度となっておりますので、国、県の介護人材確保に向けた取組について、動向を十分に注視しながら、南種子町における介護の人手不足を解消するため、関係機関と連携をし、そして、多様な取組を進めていきたいと考えております。

- **〇議長(塩釜俊朗君)** 福島照男君。
- ○4番(福島照男君) ありがとうございます。この老人介護問題、財政的にも大変負担がありますので、国が行う事業を率先して本町にも導入をしていくということも1つの解決策の道につながるのかと思っていますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、2点目に入らせていただきます。

肉用子牛価格低迷に関する生産農家への対策についてであります。

今年に入り、子牛の価格が大きく低迷しており、当面、回復の見込みが見られない状況にあります。先日、8月25日、農水大臣から子牛価格対策について発表があったほどで、深刻な状況にあるということであります。

畜産は、本町の農業部門においては一番後継者も多く、農業部門を支えている大きな柱となっています。ここで何とか踏ん張っていただかないと、本町の農業にとっては大きな痛手となるというところから、今回の一般質問に入れさせてもらいました。

今回の補正予算の中には、この関連する事項も盛り込まれているようで、少しは 安堵しているところもあるわけですが、国の対策は、2番目に聞くといたしまして、 まず、本町での畜産農家への対策について、明日の補正予算とかぶるかと思います が、対策の中身を説明いただければと思います。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 町長、小園裕康君。
- **〇町長(小園裕康君)** 福島議員の御質問にお答えをいたします。

畜産を巡る情勢については、御承知のとおり、ロシアのウクライナ侵攻等による 飼料価格の高騰に加え、物価高の影響により、枝肉相場は低調になっておりまして、 子牛価格も平均で50万円を下回る状況が続くなど、大変厳しい状況で、特に畜産農 家についてはダブルパンチの状態ではないかというふうに思っております。 そうした中、農業の中でも畜産は、農業生産額の約4割を占めておりまして、地域経済効果も高く、非常に重要な産業であると言われております。この子牛価格の下落に伴う国の施策としては、和子牛生産者臨時経営支援事業や肉用子牛生産者補給金制度などがあるようでございます。

本町独自の支援策としては、貸付事業による優良牛導入の推進や、これまで地方 創生臨時交付金を財源にした原油価格物価高騰等総合緊急対策として、頭数に応じ た支援金も支給をしてきたところでございます。

さらに、今議会に肥料価格高騰対策と合わせて、畜産についても飼料価格高騰対策として、この米軍再編交付金を活用した企業育成という形で飼料価格の物価高騰分の一部値引きを行っていただくという、そういう仕組みを作って、その値引きを行う業者に対して支援を行うということで、畜産農家のコスト削減を図る事業を今回の補正予算で提案をしているところでございます。

詳しくは、明日、説明をいたしますが、この再編交付金は、個別、個人個人に対するそういう支援については認めていただけませんので、ここは、これまで種子島島内においても、これはもう使えないということで、それぞれの町からは示されていると思います。

ただ、これは、その仕組みをしっかりと作って、直接農家に行くのではなくて、 この仕組みで何とか大丈夫という協議を、今、経ているので、そういうことで、何 とか農家の皆さんにつながるような支援策として、これを提案したいと思っており ます。

〇議長(塩釜俊朗君) 福島照男君。

○4番(福島照男君) ありがとうございます。生産者にとっては、少しは安堵できるかという情報だと思います。しかしながら、非常に厳しい状態には変わりないので、継続的な支援体制を作っていく、解決策を見つけていくという姿勢は必要だというふうに思っています。

そこで、2番目なんですが、子牛の保障制度というのがあって、1つは、令和5年に限っての和子牛生産者臨時経営支援事業であります。これは、令和5年の1年に限ったもんなので、これはまた、あとあとの継続要請も強くしないといけないと思っているんですが、この点と、それから、肉用子牛生産安定特別措置法に基づく生産補給金制度というのが2つあるようでして、恥ずかしいことに、私もあまりこの中身を知らなくて、生産者のほうから、こんなに子牛が安くなっているのに、何で保障制度があるのに、いつ私たちにはもらえるんだと聞かれたもんですから、私も急遽慌てて、その仕組みを調べたところでした。なるほどと、いろいろなことが書いてあって、やっと私も理解したところなんですが、なかなか、詳しく説明す

ると難しいので、ここはまた担当課長にこういう制度ですというのを簡単に説明していただいて、農家に対してはいつ頃発動されて支援される見通しになるのか、その場合の各農家への支援金額はどれぐらいに見込まれるか、そこら辺が分かったら、ぜひ、説明をお願いしたいと思っています。よろしくお願いします。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 総合農政課長、山田直樹君。
- ○総合農政課長(山田直樹君) 福島議員の御質問にお答えをいたします。

新聞に掲載されておりました和子牛生産者臨時経営支援事業については、全国を4つのブロックに分け、黒毛和種の四半期ごとの平均価格を算出して、その平均価格が60万円を下回ると、国が差額の4分の3を生産者に補塡をする制度でございます。

今年4月から6月の九州沖縄地区の平均価格が57万9,942円で、発動基準の60万円を下回ったため、差額である2万58円に4分の3を乗じた1万5,000円が農家へ支給をされます。1万5,000円は1頭当たりの金額ですので、4月から6月に販売した頭数に1万5,000円を掛けた金額が8月31日に農家へ交付されているようです。また、この事業とセットで肉用子牛生産者補給金という事業がありまして、全国

平均販売価格が保障基準価格の55万6,000円を下回った場合は、その差額が交付されます。

ちなみに、4月から6月の全国平均販売価格は58万6,800円でしたので、保障基準価格を下回っておりませんので、補給金の支給はありませんでした。

さらに、今年4月から12月までの売買を対象に、和子牛生産者臨時経営支援事業が拡充されまして、四半期ごとの地域ブロックの子牛平均価格が全国平均価格を下回った場合、その価格の4分の3を新たに補塡するということになりました。

仮に該当する場合は、7月から9月分の補給金の支払いは、11月から12月中旬になる見込みとなっております。分かるのが10月以降ということになります。

- ○議長(塩釜俊朗君) 福島照男君。
- **〇4番(福島照男君)** ありがとうございます。この保障制度、農家にとっては大変助かるのかと思っております。

そんな感じで、また、次のやつは10月頃にならないと分からないということです。 多分、今の相場状況を見ると、恐らく発動されると思われますので、10月には、ま た1つの救済支援ができるものかと思っています。

そこで、これは現時点での現状の手当なんですが、これから、この本町の子牛生産をどういうふうにして安定的に維持するかという大きな課題にぶち当たるわけですが、本町独自で何をしても、何と言っても、これは全国的、世界的な要因が絡んでいまして、なかなか大変だとは思っているんですが、1つ、ひらめくのは、全国

の子牛価格が平均的に安いのは九州沖縄ブロックと東北ブロックらしいです。これは農水省のホームページに載っていたんですが。鹿児島県の畜産協会のホームページを見ると、その中でも種子島はほかの地区よりも子牛の平均価格が5万円から10万円ぐらいの差額があって、種子島の子牛価格というのは、県内でも、ほかの地区よりも非常に安いんだというふうに思って、非常に悔しい思いを感じているわけですが。

要因としてはいろいろあるんだろうと思っているんですが、ここの販売価格の底上げをしないと、こういうせっかくある保障制度になかなか該当するのにも時間もかかるし、即適用もされないということであるので、今後の取組として、平均の子牛の競り価格、せめて鹿児島県の上位クラス、願わくば日本一の子牛の生産地になるのが理想は理想と思うので、やっぱり取り組むべき1つの課題かというふうに思っております。

その中で、農家の皆さんは朝から晩まで一生懸命取り組んでおるのはよく分かっております。コスト削減に向けても、一生懸命頑張っているんだという話を聞きます。けれども、実態はこういう実態でありますので、何とかコスト削減と、それから、欲を言えば販売価格のもっとアップ、そのためにはいろんな課題があるんでしょうけども、どういう対策を今後打っていけば、そういう課題の解決につながるのか、ここら辺、ぜひ、説明をいただければというふうに思います。

〇議長(塩釜俊朗君) 町長、小園裕康君。

〇町長(小園裕康君) 福島議員の御質問にお答えをいたします。

子牛の競り価格の価格差については、血統構成や出荷の日齢、また、出荷体重に よって価格差が出てまいっているんだというふうに私も感じております。

また、種子島の子牛は他地区に比べて早く出荷をするために、1頭当たりのキログラム単価では、種子島市場の価格は高い状況にあるというふうに伺っております。そういうことから、購買者からは評価もされているというふうな話も聞いておりますけれども、非常に、ここの種子島の牛を積極的に買っていただく社長さん、会長さんもおられますし、私もいつも御挨拶するんですけれども、今後とも、本町としっかりとまたそこら辺についてはお願いをしながらやっていきたいと思います。

そしてまた、昨日、畜産共進会がありました。一番先輩の方は、昨日、牛を第 2 部のほうで 5 席でしたけれども、ひいておりましたのは、本町の88歳の大先輩でありました。皆さんが、先輩も頑張っておられるので、私なんかも七十何ぼであれしとっちゃいかんなという話もしていただきまして、若い農家の後継者の皆さんもおりましたし、畜産の J A 部長さんからも言われましたが、南種子町は、一番、やっぱり農家同士のつながりもしっかりして、今、島内では一番楽しみな町だという

ふうに、そういうことも言っていただきましたので、昨日は、反省会にも出席をいたしましたが、その中で、いろいろそういうお話もしまして、今後、町のほうも一生懸命こういう取組をするので、何とか頑張って、また、後継者の皆さんもどんどんつながりを持って、ここを耐えていただきたいということで、いろいろ御要望があれば、また私どもにも声を届けていただければということもお話をしたところでした。

先ほども申しましたが、畜産農家への対策としては、町の貸付基金等を活用して、優良元牛の導入支援はもちろんですけれども、先ほども申し上げましたが、この肥料価格高騰対策と合わせて、畜産についても、飼料価格高騰対策を、これは、今年度予算については今年度ですけれども、10月からこれは発動いたしまして、ちょっと、今、防衛省と協議をしておるのは、今年単年でこれが落ち着くような状況ではないということから、複数年、令和6年度も含めて、これをしっかりと検討したいということでお話をして進めております。

そしてまた、明日、詳しく説明をいたしますが、こういうことで、畜産農家のコスト削減を図る事業を何とか実施をしながら、皆さんとともに、また、前に進めていきたいというふうに思っております。

〇議長(塩釜俊朗君) 福島照男君。

〇4番(福島照男君) 今、ここで何とか生産農家には踏ん張っていただかないと、本町にとって大きな禍根を残すという事態になりかねないので、ここは全力で支える体制を作るべきだというふうに思っております。

私もこの質問をずっと作っていく中において、今回、質問の通告に入れてなかったんですが、令和5年限定の60万円の緊急支援事業とこれの継続はどうしても緊急にやらないといけないというふうに思っています。

それと、肉牛の補給金制度、55万6,000円なんですが、農水省のホームページを見ると、生産原価、全参入額で71万円ぐらい農水省は数字として自らつかんでおりながら、保障価格60万円というのは、どうも不都合な話だと重くとらえておるんですが、令和3年度で全算入71万円でしたが、今年、令和5年度は多分80万円以上に当然超えているだろうと思いながら、ここら辺についても、また、新たな取組、緊急取り組みをしないと農家は大変だというふうに思っています。ここら辺についても、議会も行政も一緒になって、国に対しての要請を展開しなければいけないと思って、今回、急遽感じたわけです。

町長、ここらについては一緒に、通告はしておりませんが、ぜひ、緊急、申し込みをしたいと思っていますので、町長の答弁できる範囲で構いませんので、一緒に やりましょうというところがあれば、ぜひ、お願いをいたします。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 町長、小園裕康君。
- ○町長(小園裕康君) これは、現在、国のほうもいろいろ、いろんな対策は考えていると思います。ただ、いつの時点でどういうふうな支援策が出てくるかというのは、私もちょっとまだ全然つかめておりませんので、今後も、やっぱり鹿児島県は農林水産大臣もおりますけれども、全県挙げて、やっぱり私どもの選挙区の森山先生が一番そこら辺を取りまとめを、農業も含めてあらゆるところでやっぱりやっていただいておりますので、ここはまた情報収集もしながら、そしてまた、私どもの取組、そういうものも含めて報告をしながら、先生に国のほうとしても、やれることについては、私ども、しっかりとまた要望をやっていきたいと思いますので、議員の皆様方におかれましても、どうぞ、一緒にそういう要請をやれるように、また、御理解、御協力をお願いしたいというふうに思います。
- 〇議長(塩釜俊朗君) 福島照男君。
- **〇4番(福島照男君)** ありがとうございます。ぜひ、一緒にやって、農家支援に取り 組んでいきたいというふうに思っています。

目指すは日本一の優良子牛生産地になると、日本一高い牛を作り育てる産地であるというのを目標に、ぜひ、取り組んでいきたいと思っております。

これで、本日の私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(塩釜俊朗君) これで、福島照男君の質問を終わります。

散会

〇議長(塩釜俊朗君) 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。 次の本会議は、明日9月8日午前10時に開きます。 本日はこれで散会します。

散 会 午後 2時47分

令和5年第3回南種子町議会定例会

第 2 日

令和5年9月8日

令和5年第3回南種子町議会定例会会議録

令和5年9月8日(金曜日) 午前10時開議

1. 議事日程(第2号)

- 〇日程第1 議案第31号 南種子町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例 制定について
- 〇日程第2 議案第32号 南種子町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例制定について
- ○日程第3 議案第33号 財産の取得について
- 〇日程第4 議案第34号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名 称の変更及び同組合規約の変更について
- ○日程第5 議案第35号 令和5年度南種子町一般会計補正予算(第4号)
- 〇日程第6 議案第36号 令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予 算(第3号)
- ○日程第7 議案第37号 令和5年度南種子町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 〇日程第8 議案第38号 令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第1号)
- 〇日程第9 議案第39号 令和5年度南種子町水道事業会計補正予算(第2号)
- ○日程第10 同意第17号 教育委員会委員の任命について
- ○日程第11 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

2. 本日の会議に付した事件

- ○議事日程のとおり
- 3. 出席議員(10名)

1番	ШР	川内田		博	君	2番	野	首	久	教	君
3番	平	畠		強	君	4番	福	島	照	男	君
5番	名	越	多喜子		さん	6番	柳	田		博	君
7番	大	﨑	照	男	君	8番	上	園	和	信	君
9番	濱	田	_	徳	君	10番	塩	釜	俊	朗	君

4. 欠席議員(0名)

5. 出席事務局職員

局 長園田一浩君 書 記 山下浩一郎君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

氏 名 職 名 氏 名 町 長 小 園 裕 康 君 町 長 小 脇 隆 則 君 副 総務課長兼 教 俊 郎 君 生 裕 育 長 菊 永 羽 幸 君 選挙管理委員会 事務局長 会計管理者兼会計課長 河 野 美 樹 さん 企画課長 子 秀 典 君 稲 くらし保健課長 美 幸 君 福祉事務所長 島 幸 紀 君 木 田 鮫 総合農政課長 税務課長 村 広 君 直 君 西 山 田 樹 建設課長兼水 道課長 野 容 規 君 保育園長 Ш いずみ さん 河 才 教育委員会 社会教育課長 教育委員会管理課長兼 松 Щ 砂 夫 君 濱 田 伸一 君 給食センター所長 農業委員会 君 羽 生 幸 事務局長

開議

○議長(塩釜俊朗君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第 1 議案第31号 南種子町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制 定について

○議長(塩釜俊朗君) 日程第1、議案第31号南種子町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長(羽生裕幸君) 議案第31号について御説明申し上げます。

議案第31号は、南種子町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてでありまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、昨日の一般質問でも町長から答弁があったところですが、ホテル 等の宿泊料金が高騰している現状と今後の動向を考慮しまして、現状に合った見直 しが必要と判断しましたので、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお開き ください。

第19条、宿泊料は、宿泊先の区分に応じた宿泊料とするため、語句を追加するものでございます。

また、今回の改正で食卓料を支給する旨を規定するため、新たに第2項を規定するものでございます。

次に、第20条として、食卓料を支給する旨を新たに規定するものでございます。 以降、条が1条ずつずれることになりまして、併せて、第21条から第23条及び第 26条において、語句及び引用条項等の整理を行うものでございます。

次に、3ページをお開きください。

別表1、2ともに、括弧書き部分の関係する条を追加するものでございます。

別表1の日当については、県外・県内を島外に統一するものでございます。

次に、宿泊料については、県外宿泊について、国家公務員等の旅費に関する法律 にならい甲地方・乙地方とし、県内も含めて宿泊料をそれぞれ改正するものでござ います。

具体的な金額の設定は、特別職と一般職とを差別化しない関係から、甲・乙地方

ともに国家公務員における「指定職の職にある者」と同額とし、県内については、 他自治体の状況も参考にしまして、国家公務員での区分では「6級以下3級以上の 職にある者」で甲地方に当たる金額を設定したものでございます。

次に、食卓料については、第20条に基づく食卓料支給に伴い、新たに規定するものでございます。

食卓料については、船舶・航空機を利用中に日付をまたぐ場合に支給するもので、 宿泊料が支給されないことに対する均衡を考慮したものになります。例として、奄 美市にフェリーで出張する場合はフェリー泊となりますので、宿泊料を支給しない 代わりに食卓料を支給することになります。

食卓料の取扱いについては、県総務事務センターの旅費事務係にも確認をし、県 職員についても同様の取扱いをしているということを確認済みでございます。

備考欄については、甲地方・乙地方の具体的な地域について、国家公務員等の旅費に関する法律、別表第1の備考に定める地域とするものでございます。

甲・乙地方の具体的な地域については、現時点で、甲地方が東京23区内、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市の13地域となっており、乙地方については甲地方以外の地域となります。

なお、この条例は令和5年10月1日から施行するものです。

以上、説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長(塩釜俊朗君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(塩釜俊朗君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(塩釜俊朗君) 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

O議長(塩釜俊朗君) 異議なしと認めます。したがって、議案第31号南種子町職員等 の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決され ました。

日程第2 議案第32号 南種子町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(塩釜俊朗君) 日程第2、議案第32号南種子町定住促進空き家活用住宅の設置 及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。企画課長、稲子秀典君。

〇企画課長(稲子秀典君) それでは、議案第32号について御説明いたします。

議案第32号は、南種子町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正内容につきましては、定住促進空き家活用住宅の令和4年度離島活性 化交付金事業の繰越事業で実施をしております西之平野住宅改修工事が8月22日で 完了いたしましたので、入居を可能にするため、空き家の設置と家賃を追加するも のであります。

新旧対照表を御覧頂きたいと思います。

別表第1、別表第2につきまして、新たに住宅名称、位置を定め、家賃を設定するものでありまして、別表第1で名称、西之平野住宅、位置、南種子町西之1721番地2を追加し、別表第2で名称、西之平野住宅、家賃、月額3万円を追加するものでございます。

次に、改正条例本文を御覧頂きたいと思います。

附則といたしまして、施行日について、公布の日から施行するものとしてございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長(塩釜俊朗君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(塩釜俊朗君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(塩釜俊朗君) 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(塩釜俊朗君) 異議なしと認めます。したがって、議案第32号南種子町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決しました。

日程第3 議案第33号 財産の取得について

- O議長(塩釜俊朗君) 日程第3、議案第33号財産の取得についてを議題とします。 当局の説明を求めます。企画課長、稲子秀典君。
- **〇企画課長(稲子秀典君)** それでは、議案第33号について御説明いたします。

議案第33号は、財産の取得についてでありまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は、種子島中央高校スクールバス2台でございます。

取得の方法は売買でありまして、契約の方法は指名競争入札でございます。

取得価格、契約金額につきましては、総額で5,507万4,280円でございます。

購入先、契約相手方につきましては、鹿児島市宇宿二丁目28-24、南九州日野自動車株式会社、代表取締役社長、久保園公夫であります。

お手元に、参考資料といたしまして仮契約書の写し、入札執行調書の写しを添付しておりますので御覧頂きたいと思います。

今回取得するバスにつきましては、種子島中央高校のスクールバスとして使用いたしまして、昼間の空いた時間に町内のコミュニティバスとして使用するものでございます。

現在使用している車両につきましては、取得から13年を経過しておりまして、修 繕費も増加してきておりまして、高校生の通学と交通弱者に支障を来さぬよう、今 回、新たにバスを購入するものでございます。

納期につきましては、令和6年3月4日を予定してございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

- ○議長(塩釜俊朗君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番、上園和信君。
- ○8番(上園和信君) バス2台を購入をするということですが、これ見たところで、 どういうバスか全然見当がつきません。乗車定員は何人なのか、排気量は何ccなの か、カタログの写しでも添付をしてもらったらよく分かるんですけど。写しの添付 はお願いできませんかね、議長。
- ○議長(塩釜俊朗君) 企画課長、資料の添付でありますが、説明をした上での資料の添付ということでお願いしたいと思います。企画課長、稲子秀典君。
- ○企画課長(稲子秀典君) バス2台につきましては、現在使用しているものとほぼ同等のものを購入するということにしてございまして、定員については55名以上のものとしまして、座席については24席以上、ディーゼル車で8,000cc以下としてございまして、低床車のバスを購入するということにしてございまして、高校生のスクールバス、そして昼間のコミュニティバスということで利用いたしますので、現在使用しているものとほぼ同じ形の車両を購入するようにしてございます。

あと、カタログについては、こういうものというのは後で提示はできますけども、 全協において、添付の資料について御確認を頂いたということもお聞きしてござい ますが、カタログについては御提示できますので、後ほど提示したいと思います。

○議長(塩釜俊朗君) 資料については、後もって、全議員に配付ということでよろしいでしょうか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- O議長(塩釜俊朗君) そのように決定をいたします。 ほかに質疑ありませんか。6番、柳田 博君。
- ○6番(柳田 博君) ちょっとお伺いしたいんですが、買換えについては何ら問題ないと思います。13年もたって、バスの運転手、ドライバーから聞いても、かなり故障もあるということを伺っておるところでございまして、何ら問題ないんですけども、この金額は、入札の中にも書いてない、今のバスはもう丸投げで買換えをするということなのか、それとも下取りが多少あったのか、ちょっとそこら辺をお伺いしたいなと思いますけど。
- 〇議長(塩釜俊朗君) 企画課長、稲子秀典君。
- **○企画課長(稲子秀典君)** 今回の入札については、下取りというふうにはしてございませんでして、新たに製造して購入をするという形になりますので、今まで使っていた車両については、その後、どういう処理をするか、売却するかどうかというところについては、また今後検討していきたいと思っています。
- ○議長(塩釜俊朗君) ほかに質疑ありませんか。9番、濱田一徳君。
- ○9番(濱田一徳君) 指名競争入札ということで、2社を指名したと。いすゞ自動車の辞退については、何か特別な理由は聞いていないでしょうか。聞いていなければよろしいです。
- 〇議長(塩釜俊朗君) 企画課長、稲子秀典君。
- **○企画課長(稲子秀典君)** 今回、納期を令和6年3月4日としてございますけれども、 こちらの納期にいすゞ自動車さんのほうについては間に合わないということでの辞 退となっております。
- ○議長(塩釜俊朗君) ほかに質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

O議長(塩釜俊朗君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(塩釜俊朗君) 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(塩釜俊朗君) 異議なしと認めます。したがって、議案第33号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第34号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称 の変更及び同組合規約の変更について

〇議長(塩釜俊朗君) 日程第4、議案第34号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する 地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長(羽生裕幸君) 議案第34号について御説明申し上げます。

議案第34号は、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、伊佐北姶良環境管理組合を霧島市のほうが脱退したことに伴いまして、令和5年4月1日付で「伊佐北姶良環境管理組合」から「伊佐湧水環境管理組合」に名称変更したことに伴い、同組合規約を変更することについて協議を行うものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長(塩釜俊朗君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(塩釜俊朗君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(塩釜俊朗君) 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(塩釜俊朗君) 異議なしと認めます。したがって、議案第34号鹿児島県市町村 総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更について は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第35号 令和5年度南種子町一般会計補正予算(第4号)

〇議長(塩釜俊朗君) 日程第 5 、議案第35号令和 5 年度南種子町一般会計補正予算

(第4号)を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

〇総務課長(羽生裕幸君) 議案第35号令和5年度南種子町一般会計補正予算(第4号)について御説明申し上げます。

それでは、予算書に基づいて説明いたします。表紙をお開きください。

今回の補正は、農業振興基金を活用した農作業受託持続投資支援金や園芸施設資材等導入支援事業、再編交付金を活用した肥料・飼料価格高騰対策事業、台風6号接近に伴い被害を受けました農地農業用施設の災害復旧事業に係る費用が主なもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ2億340万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ65億5,340万7,000円とするものです。

第1表の歳入歳出予算補正については省略をさせていただきます。

次に、3枚目をお開きください。

第2表の債務負担行為補正については変更2件で、入札等執行に伴い、それぞれ 限度額を変更するものです。

次に、4枚目をお開きください。

第3表、地方債補正については変更5件で、今回補正に計上の各事業について財 源調整を行い、それぞれ限度額を変更するものです。

起債の方法・利率・償還の方法については、お目通しをお願いいたします。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

歳出予算から主なものについて説明をいたしますが、人件費については、職員の 人事異動や負担率の変更等に伴うもので、説明は省略させていただきます。

それでは、歳出、8ページをお開きください。

まず、一般管理費については、庁舎光熱水費の増額が主なもので、3,610万2,000 円を減額するものでございます。

次に、9ページ、企画費については、町自衛隊活動協力会負担金の増額が主なもので、138万3,000円を増額するものです。

次に、10ページ、宇宙のまちづくり推進費については、種子島ロケットコンテスト開催に伴う費用によるもので、339万2,000円を増額するものです。

次に、11ページ、地域振興費については、定住対策住宅改修補助の増額によるもので、1,000万円を増額するものです。

次に、同ページ、デジタル推進費については、地域活性化企業人派遣元企業負担 金の減額が主なもので、602万9,000円を減額するものです。

次に、12ページから13ページ、戸籍住民基本台帳費については、戸籍事務内連携 文字処理拡張業務委託が主なもので、221万円を増額するものです。 次に、14ページ、町長・町議会議員選挙費については、選挙運動費用公費負担金 の減額が主なもので、774万5,000円を減額するものです。

次に、16ページ、温泉センター管理費については、燃料費の増額、券売機購入が 主なもので、520万円を増額するものです。

次に、18ページ、医療対策費については、公立種子島病院組合負担金の増額が主なもので、268万7,000円を増額するものです。

次に、20ページ、農業振興費については、肥料・飼料価格高騰対策など各種支援 事業が主なもので、8,305万7,000円を増額するものです。

次に、21ページ、地籍調査費については、地籍調査測量業務委託の減額が主なもので、2,631万8,000円を減額するものです。

次に、同ページから22ページ、農業農村環境整備費については、農業用施設環境整備工事が主なもので、468万7,000円を増額するものです。

次に、23ページ、商工振興費については、販路拡大事業補助金の増額が主なもので、1,322万円を増額するものです。

次に、同ページから24ページ、観光物産館運営費については、観光物産館増築工事が主なもので、862万3,000円を増額するものです。

次に、同ページ、道路建設単独事業費については、道路維持補修工事によるもので、993万1,000円を増額するものです。

次に、25ページ、住宅管理費については、公営住宅等補修工事が主なもので、 1,074万5,000円を増額するものです。

次に、同ページ、集落内環境整備費については、集落内環境整備工事の減額が主なもので、975万円を減額するものです。

次に、26ページ、災害対策費については、防災行政無線戸別受信機購入が主なもので、413万6,000円を増額するものです。

次に、同ページ、事務局費については、奨学資金貸付金の減額が主なもので、 347万円を減額するものです。

次に、28ページ、中学校学校営繕費については、校舎及び屋内運動場外壁爆裂調査業務委託によるもので、978万3,000円を増額するものです。

次に、同ページから29ページ、図書館運営費については、図書管理システム導入 業務委託によるもので、640万8,000円を増額するものです。

次に、31ページ、農地農業用施設補助災害復旧費については、台風6号接近により被害を受けました農地農業用施設の災害復旧工事によるもので、2,034万7,000円を増額するものです。

次に、同ページから32ページ、公営企業支出金については、水道事業会計補助に

よるもので、2,434万5,000円を増額するものです。

次に、同ページ、南種子町再編交付金事業基金積立金については、今年度交付内 示のありました再編交付金2億4,189万2,000円のうち、6,000万円を積み立てるも のでございます。

以上が歳出であります。

次に、歳入を説明いたしますので、3ページをお開きください。

まず、地方交付税については、今回補正の不足額を補うため、普通交付税1,036 万円を増額するものです。

次に、同ページから4ページ、国庫支出金については、地方改善施設整備費補助 金、特定防衛施設再編交付金が主なものです。

次に、同ページ、県支出金については、地籍調査事業補助金、団体営農地等災害 復旧事業補助金が主なものです。

次に、5ページから6ページ、繰入金については、今回補正における各事業について、各目的基金からそれぞれ繰り入れるものです。

次に、同ページ、繰越金については、前年度繰越金428万7,000円を増額するものです。

次に、同ページ、諸収入については、まちづくり公社補助金返還金が主なものです。

最後に、同ページから7ページ、町債については、今回補正における各事業の財源調整や臨時財政対策債発行可能額の確定に伴い、それぞれ補正するものです。

以上、説明を終わりますが、説明不足あるいは詳細については、この後の審議に おいてそれぞれ担当課長より説明を申し上げますので、御審議方よろしくお願いい たします。

○議長(塩釜俊朗君) これから質疑を行います。質疑は款別に行います。

まず、歳出から。款の1議会費、8ページ、質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○議長(塩釜俊朗君) 款の2総務費、8ページから15ページ、質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(塩釜俊朗君) 款の3民生費、15ページから18ページ、質疑ありませんか。 4番、福島照男君。
- ○4番(福島照男君) 遡って、10ページの総務管理費、ふるさと創生事業費の中で、 補助金、地域おこし協力隊住宅補助、起業支援補助、人材育成事業というのがある んですが、地域おこし協力隊の住宅補助については316万あります。中身の説明と 起業支援補助の中身、あと人材育成事業については、どういう中身で事業の補助を

行うかの説明をお願いします。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 企画課長、稲子秀典君。
- **〇企画課長(稲子秀典君)** こちらについては、地域おこし協力隊の住宅補助ということにつきましては、現在、大谷さんが地域おこし協力隊として活動しておりますが、 その方の住宅の補助金ということで6万円ということであります。

地域おこし協力隊の起業支援補助、こちらも、大谷さんが3年任期でありますけれども、3年後もこちらで定住していただいて、いろいろと起業して活動を行うための準備のための補助金ということで100万円ということでございます。

人材育成事業につきましては、こちらは、これまでコロナで中止となっておりましたが、海外派遣に伴う派遣事業の補助金ということで、教育委員会のほうで募集して実施をしておりますけれども、今年度は6名を募集する予定にしておりまして、1人当たり35万円の補助金を支出する予定になっております。

- ○議長(塩釜俊朗君) 款の3民生費、15ページから18ページ、質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(塩釜俊朗君) 款の4衛生費、18ページから19ページ、質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(塩釜俊朗君) 款の6農林水産業費、19ページから22ページ、質疑ありませんか。4番、福島照男君。
- **〇4番(福島照男君)** 20ページ、農業振興費の補助金で4点、補助金が組まれています。この4点の中身の説明をお願いいたします。
- 〇議長(塩釜俊朗君) 総合農政課長、山田直樹君。
- 〇総合農政課長(山田直樹君) お答えをいたします。

まず、農作業受託持続投資資金については、昨年度、さとうきびの生産振興と受 託組織の経営安定を図るために、さとうきびのハーベスタの取得及び更新に係る費 用の補助を去年から行っておりますが、今回1件申請がございまして、その分の補 助金でございます。

次に、園芸施設資材等導入支援事業補助金につきましては、近年、農業を取り巻く状況が厳しいということで、なかなか、ハウス園芸をしたくてもハウスを購入する金額が大変高額ですので、ハウス取得の補助ということで今回予算を要求しております。補助率としては、購入金額の3分の2を補助するということで行います。

あと、果樹総合支援事業につきましても同じく、果樹農家に対して、労働力の軽減と持続可能な果樹経営を図るために、機材についての補助ということで、今回、補助率、同じく3分の2の補助ということで予算を計上しております。

あと、肥料・飼料価格高騰対策事業につきましては、御承知のとおり、肥料・飼

料の価格の高騰により農家の皆さんは大変厳しい状態にあります。肥料・飼料価格 高騰対策として、先ほど説明もありましたが、再編交付金を活用した企業育成とい う形で、価格の値上げ分の、肥料につきましては50%、飼料につきましては70%の 補助をするということで今回予算の計上をしているところです。

以上です。

- ○議長(塩釜俊朗君) ほかに質疑ありませんか。4番、福島照男君。
- ○4番(福島照男君) 肥料・飼料価格高騰対策事業、対象者と実施時期等について、 もうちょっと詳しく説明をお願いします。
- ○議長(塩釜俊朗君) 総合農政課長、山田直樹君。
- ○総合農政課長(山田直樹君) 対象者につきましては、肥料・飼料に関して、価格の値上げ分の一部を値下げをする販売店に対して補助を行います。販売店は安く売りますので、それが農家に還元される仕組みとなっているところです。簡単に言えば、肥料・飼料を安くした販売店に対して補助をするというようなことです。

実施時期については、10月1日を予定をしております。

- ○議長(塩釜俊朗君) よろしいですか。8番、上園和信君。
- ○8番(上園和信君) キャトルセンターの飼料費に500万円計上されていますが、これは牛の餌だと思いますけど、今、何頭預かって、経営は順調なのかどうか、お尋ねいたします。
- ○議長(塩釜俊朗君) 総合農政課長、山田直樹君。
- ○総合農政課長(山田直樹君) お答えをいたします。

預託頭数につきましては、現在の数字ではありませんが、令和4年度の実績で247頭でございます。

あと、キャトルセンターの収支ではございますが、令和4年度の収入が3,213万9,415円、歳出で3,680万7,500円ということで、差引き466万8,085円のマイナスというようなことになっております。

昨年度、マイナスの要因としては、飼料価格の高騰が要因となっております。 以上です。

- ○議長(塩釜俊朗君) ほかに質疑ありませんか。4番、福島照男君。
- **〇4番(福島照男君)** キャトルセンターについてです。

キャトルセンターについて、すいません、私も詳しくはよく分かっていないんですが、どうも夜間は無人化になると。監視カメラもなくて、夜中、下痢をしても、朝まで発見が遅れて、なかなか手当が遅れるのがあるんだという声を聞いたり、どうも増体率が良くないんだよなというような声を聞くわけです。

そこら辺の体制について――まあ、無人化が合うてるんか合うてないのか、よく

分からないんですが、夕方、給餌をした後の見回り、人を配置するとそんだけ人件 費もかかるわけですが、なかなか、預託者からすればどうも心配なところがあって、 もう預けるのをやめたという方もいらしたというような話を聞くわけですが、そこ ら辺の管理体制についての現状把握と、今後の管理改善に向けた対策等があれば教 えていただきたいんですが。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 町長、小園裕康君。
- **〇町長(小園裕康君)** 詳しい説明は課長からさせたいと思いますが、ただいまの御意見は、私、初めて聞きました。キャトルのほうはいろいろこれまでも課題がございましたので。

ただ、今、種子島に競りに来られる購買者の中で、特に本町の子牛を積極的に買っていただく購買者がおります。以前から言いますと、先般の競りのときにもちょっとお声をかけていただきましたが、私どものキャトルの職員を屋久島のキャトルにも、1週間か10日だったと思いますけれども、向こうが受け入れをしてくれるということでしたので、やはり価格的にも屋久島の方が非常によくて、軌道に乗っているんだろうと思います。そこに勉強にも行っていただきました。

そういうことも踏まえて、少しずつ価格のほうも以前よりはちょっと上向いたところがあって、購買者からも、職員も一生懸命頑張ってそういう取組を、町長、よくやられているようだから、この調子でやっていただきたいという話はちょっと伺ったところです。

ただいまのような話については、課題はいろいろあると思いますが、詳しく、後もって私もまたちょっと担当課のほうからも話を聞きたいと思いますけれども、やっぱり心配をされる部分があったり、いろいろするということについては、施設の対応できる部分については今後やっぱりしっかり検討せんといかんなというふうに思いますので、そこは今後ちょっと事情聴取をして、しっかりと、できる部分について対応していきたいというふうに思います。

課長のほうから説明があれば、説明させたいと思います。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 総合農政課長、山田直樹君。
- 〇総合農政課長(山田直樹君) お答えをいたします。

夜中の無人のときの体制等については、また今後、町内の畜産農家とか聞き取り をいたしまして、また、今、スマート農業とかそういったのも進んでおりますので、 今後、調査、検討をさせていただきたいと思います。

あと、キャトルの価格については、先ほど町長のほうからもありましたとおり、 今年4月から8月まで5回競りがあったわけですが、キャトルの牛につきましては、 そのうち4回は種子島の平均よりは価格が上でした。 ということで、これまで研修とかも行ってきておりますので、さらに研修等を行って、いい牛を出荷できるようにしたいと思っております。 以上です。

○議長(塩釜俊朗君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(塩釜俊朗君) 款の7商工費、23ページから24ページ、質疑ありませんか。 9番、濱田一徳君。
- **〇9番(濱田一徳君)** 23ページの一番最後の観光物産館増築工事775万9,000万円、これについて簡単に説明をお願いします。
- 〇議長(塩釜俊朗君) 企画課長、稲子秀典君。
- **〇企画課長(稲子秀典君)** こちらの増築の工事につきましては、トンミー市場で働いております職員の休憩所について以前からお話がありましたので、現在の事務所の裏のほうに増設を図りまして休憩所を設置するということで、面積については24.84平米を増設する計画でございます。
- ○議長(塩釜俊朗君) ほかに質疑ありませんか。4番、福島照男君。
- ○4番(福島照男君) 商工費の補助金で、販路拡大事業補助1,320万円と計上されています。販売促進には大いに頑張っていただきたいわけですが、具体的な中身を教えてください。
- ○議長(塩釜俊朗君) 企画課長、稲子秀典君。
- ○企画課長(稲子秀典君) こちらにつきましては、全国で40店舗を展開する極楽湯さんのほうで、そのうちの5店舗、関東・近畿等で5店舗において、南種子町の食めぐりフェアという感じで、食堂がその中にありますので、その中で南種子町の産品を利用した食事を提供していただいておりまして、その材料として、南種子町のものを送って利用していただいております。

また、食事のメニューとしてでもそうですし、あと物販ということで実施をしてもらっておりまして、こちらについては4月13日から、今年度、実施をしてございまして、8月の26日現在で1,170万円ほど食堂の部分と物販で売り上げているようでございまして、本町の焼酎をはじめ、安納いもをはじめとした農産物もそうですけれども、いろいろな農産物、あと加工品等をトンミー市場のほうからそちらの店舗のほうに輸送しまして利用していただいているところでありまして、こちらについては、その費用として、全国商工会連合会の補助金を申請をしていたところでありますけれども、そちらが不採択となった関係もあって、まず、こちらについては、町の財源を確保して、この5店舗でのまた販売の促進を図るために、1,325万円を計上をしているところであります。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 町長、小園裕康君。
- **〇町長(小園裕康君)** ちょっと補足をしておきたいと思いますが、内容については現 在のようなことで、これまで議会でも申し上げたとおり、極楽湯の5店舗の関係の 経費であります。当初、これは商工会連合会にその補助を申請をいたしておりまし たが、今回は鹿児島のほうの県の連合会とか、そういったところの補助しかついて おりません。ほかのところもつきませんでしたけれども、これを全国商工会連合会 のほうからも来まして、先生のほうからもちょっといろいろお話をしていただいて おりますけれども、9月での申請を行うこととしております。これについては、こ れまで私どもに支援いただいている企業のほうを中心とした申請をやっていただい ておりましたけども、今回は、地元のやっぱり商工会が連合会の傘下でもあります ので、商工会も一緒になってそれを申請をするという方向で現在調整していますの で、恐らくそっちのほうで今度採択の方向で進むものと思いますが、これまでも 4月から11月の末までの方向でもどんどん進めておりまして、新たな産品も、平山 のメロンだとか、それから新米も今やっております。次々その商品を入替えをしな がら、そしてまた、向こうで定食とか、そういうものにも産品を使っていただいて いますので、これは継続をしてやっていきたいということで、ここの前半部分につ いては、今回、町のほうで一応財源を組むというふうなことになったところであり ます。ただ、この極楽湯の社長さんの話では、本町の産品をもう継続的にずっとや っぱり当面やったらどうかということで、向こうも非常にここの産品を気に入って いただいていて、その情報発信をしっかりやりましょうということですので、今後 この11月末以降のやつをこの販路開拓のそういうものに載せてできないかというこ とと、そしてまた、この店舗も今の5店舗、大阪、名古屋、関東3店舗ですけれど も、これを40店舗の中で入替えをしながら、そういうことも今、御提案をいただい てますので、そういう方向で進めていくということでの今回の予算計上となったと ころであります。
- ○議長(塩釜俊朗君) ほかに質疑はありませんか。8番、上園和信君。
- ○8番(上園和信君) その販路拡大というのを、もう少し詳しく説明をしていただけませんかね。どういうものを、どういう品目を販路拡大していくのか。それと、財源がその他になっていますが、これはどこから充当したのかですね。話に聞くと、基金を取り崩したということをちょっと耳にしたんですけど、基金を取り崩す場合は、議会の議決が必要じゃないかな。もちろん基金を積み立てる場合も。その基金はどこから取り崩したのかですね。以上2点についてお願いをいたします。
- ○議長(塩釜俊朗君) 総務課長、羽生裕幸君。
- 〇総務課長(羽生裕幸君) まず、基金の取り崩しについてを先に私のほうから説明さ

せていただきます。

基金の繰入れの議決事項ではないかということでございますが、基金の繰入れは 議決事項ではございませんということを先に申し上げたいと思います。これについ ては、議会における議決事件を規定する地方自治法第96条の中に、基金の繰入れに ついては規定されておりません。また、基金の処分の権限は地方自治法第149条第 6項の担任事務というところにおいて、地方公共団体の長に属されているとされて おりまして、基金の繰入れは町長の権限となり、議会の議決は不要ということにな ります。

なお、特定の目的基金のうち、定額の資金を運用するための基金については、地方自治法第241条第5項において決算関係の書類と合わせて議会に提出しなければならないとされておりますので、今定例会において、決算認定の関係書類として定額基金の運用状況ということで提出しているところでございますので、説明を終わります。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 企画課長、稲子秀典君。
- ○企画課長(稲子秀典君) 販路拡大でこちらからお送りしている特産品につきましては、農産物としましては、安納いもを中心に、タマネギであったり、ジャガイモだったり、あと、また、メロンでありますとか、そういったものを、あと、パッションフルーツとか、マンゴーとかですね。そういったものを送っております。あとは、米と、赤米、黒米等もお送りしております。あとは、焼酎のほうももちろん送っておりまして、あとは、さとうきびであったり、ジェラート等、あと、島バナナであったりといったものを送って利用していただいております。

基金については、ふるさと納税のみなみたね宇宙のまち応援基金を取り崩して活用しております。

- O議長(塩釜俊朗君) 8番、上園和信君。
- ○8番(上園和信君) 総務課長、それでいいんですかね。私が調べたところ、基金というのは、一般家庭でいうと貯金に当たりますよね。積立ても取り崩しも歳入歳出予算に計上して議会の議決を得ていると。議会の議決は必要ないですかね。私はこういうことで調べてきたんです。
- ○議長(塩釜俊朗君) 総務課長、羽生裕幸君。
- ○総務課長(羽生裕幸君) これについては、おっしゃるとおり、議会にかけているというのは、あくまでも予算の中でちゃんと特定財源の中で明記して、予算で定めて執行しているということになりますので、御理解をいただきたいと思います。
- ○議長(塩釜俊朗君) ほかに質疑ありませんか。4番、福島照男君。
- **〇4番(福島照男君)** 先ほどの物販費の件です。もうちょっと詳しく知りたくて。こ

の経費は、トンミー市場から商品を買って納品をしていると。当然買入れ金額で納品をして使用してもらっているんですが、要は、先ほど物販費でも1,100万円ぐらいあったということなので、この物販費で売り上げた経費は、逆に町のほうに編入されるのか、それとも、町が全量買い取って無料で極楽湯に提供しているか、ここら辺のやり取りがよく分からないんですけど、その仕組み、お教えいただけますか。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 企画課長、稲子秀典君。
- ○企画課長(稲子秀典君) 先ほど申しました1,170万円ほどの売上げについては、極楽湯の5店舗での売上げ、要は、食堂と物販での売上げということになりますので、トンミー市場からその材料は購入しているということになりますので、極楽湯さんがトンミー市場からその材料を購入して販売をしているということになります。(発言する者あり)
- ○議長(塩釜俊朗君) 福島議員、質問ですか。4番、福島照男君。
- ○4番(福島照男君) この経費は、要は、物品を買うということよりも、そのほかの 販売促進の費用と、宣伝費用という捉え方でいいのかな。
- 〇議長(塩釜俊朗君) 企画課長、稲子秀典君。
- **○企画課長(稲子秀典君)** 説明が足りずに申し訳ありません。そのとおり、販売拡大 事業ということで、販売に係る宣伝費であったりとか、極楽湯さんの5店舗の場所 の使用料とかも入っていますので、そういうことになります。
- ○議長(塩釜俊朗君) ほかに質疑ありませんか。6番、柳田 博君。
- ○6番(柳田 博君) 目の4ですけれども、観光施設の維持費、観光地花づくり委託料21万円程度減額になっておりますけども、非常にこの場で私は労をねぎられたいと思いますが、非常に暑い中、雨の中でも管理をしたり、草むしりをしたりやっておられます。非常にきれいな南種子町をつくっていただいているんだなというふうに常々思うんですけども、この減額になっている理由をちょっとお聞き願えればと思います。
- 〇議長(塩釜俊朗君) 企画課長、稲子秀典君。
- **〇企画課長(稲子秀典君)** こちらについては、花づくりについては、こちらのほうから公社やシルバー人材センターのほうに委託をして、それで作業を行ってもらっておりまして、そこについて委託料の減額が生じましたので、精査したところ、今回ちょっとその分を減額をしたという形になります。
- 〇議長(塩釜俊朗君) 6番、柳田 博君。
- **〇6番(柳田 博君)** ということは、今まで業務というか、仕事内容は変わっていなくて、減額の申請があったということで理解していいんですかね。
- ○議長(塩釜俊朗君) 企画課長、稲子秀典君。

- **○企画課長(稲子秀典君)** 仕事内容等は変わっておりませんけれども、休みの関係とか、いろいろそういった部分で、ちょっとその分を減額をしたところであります。
- ○議長(塩釜俊朗君) ほかに質疑はありませんか。総務課長、羽生裕幸君。
- ○総務課長(羽生裕幸君) 先ほど上園議員の質問の中で落としがありましたので、説明をいたします。

基金の繰入れの場合の議決ということで、先ほど予算の中でしているということの説明をしましたけども、資料でいきますと、歳入の5ページになります。5ページの繰入金、基金繰入金ということで、13のみなみたね宇宙のまち応援基金繰入金ということで、歳入の中で予算をしております。また、基金充当の内訳としまして、皆さん方に事前に昨日配付されておりますが、補正予算の第4号の概況ということで、財源充当区分ということで入っております。1ページの中に財源充当費目の7-1-2というのをうたっておりますので、宇宙のまち応援基金からこれだけ繰り入れますというようなことで御理解いただきたいと思います。ありがとうございました。

- ○議長(塩釜俊朗君) 款の8土木費、24ページから25ページ、質疑ありませんか。 4番、福島照男君。
- ○4番(福島照男君) 工事請負費で、集落内環境整備工事減額で1,000万円あっているんですが、この減額の理由を教えてください。
- ○議長(塩釜俊朗君) 建設課長、河野容規君。
- ○建設課長(河野容規君) お答えいたします。

減額理由につきましては、大宇都、小平山2地区の補助申請をしておりましたが、 小平山集落排水路工事については補助事業の内示がなかったことから、今後継続し、 次年度補助申請を行うこととし、今回、減額補正を行ったものであります。大宇都 集落排水路工事につきましては、内示があったことから、現在、発注に向けて準備 をしている状況であります。

○議長(塩釜俊朗君) ほかに質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○議長(塩釜俊朗君) 款の9消防費、25ページから26ページ、質疑ありませんか。 8番、上園和信君。
- ○8番(上園和信君) 防災行政無線戸別受信機238万7,000円、これで予算計上しておりますが、何基購入するのか。それと、この戸別受信機に不具合が生じた場合、どこに連絡をしたらいいのか。これは災害対応ですので、住民から戸別受信機の修理依頼があった場合、迅速に対応する体制は整っているか。この3点についてお願いいたします。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 総務課長、羽生裕幸君。
- ○総務課長(羽生裕幸君) まず、今回の238万7,000円でございますが、受信機が1台4万3,400円相当ということで見込んでおりまして、現在50台を計上しているところでございます。あと、災害関係で故障した場合の連絡先ということでございますが、主管課は総務課のほうになっておりますので、随時消防交通係のほうに一報いただいて、それで対応しております。あと、迅速にということでございますが、できるだけ迅速に対応できるように業者のほうに依頼をすぐ回しまして、現在、業者のほうも専属職員を1名置いて対応しているところでございますので、随時調整をしているところでございます。
- ○議長(塩釜俊朗君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(塩釜俊朗君) 款の10教育費、26ページから31ページ、質疑ありませんか。 4番、福島照男君。
- 〇4番(福島照男君) 郷土芸能費の補助の中で、郷土芸能伝統活動補助の予算を計上 されております。この間、コロナでなかなか郷土芸能の発表の機会、奉納祭りなん かもなかったわけで、かなり各地域において空白もあります。伝統芸能継承という 立場から、いつもこの各集落地区においては、一番踊りを奉納するかしないかとい うことで、もめる一つの要因でもあるわけですが、私としては非常に重要な南種子 町の本町の文化財という位置づけをしているんですが、本来は奉納祭りですので、 文化財という位置づけはどうかなと思ったりするんですが、逆に私はこの金額で足 りるのかなという心配をしておりまして、特に上中以外の各地区においては、継承 者、踊り手も少ないということで、なかなか大変苦労をされているようです。道具 を作ったり、衣装を作ったりと、前々からの衣装も壊れたりとか、いろいろな問題 もあろうかと思うんですが、やっぱり本町における郷土芸能をこれからもずっと下 の世代に継続して伝承していくんだということを考えれば、各地区の踊り会の中で もっと自由裁量で使えるような予算措置があってもいいのかなと思ったりするんで すが、そこら辺の捉え方について、これは、町長か教育長か、どちらかのほうから ちょっと答弁いただきたいんですが。
- 〇議長(塩釜俊朗君) 教育長、菊永俊郎君。
- ○教育長(菊永俊郎君) 郷土の芸能を伝承させる活動は非常に重要でありまして、運動会等で各地域で披露がされている状況でありますが、大きな修理とか補修とか、そういうものがあった際には、早めに出してもらって予算化をすることになっているんですけども、今の現時点では、このような予算になっているのかなと思っております。具体的には、社会教育課長から答弁していただけたらというふうに思いま

す。

以上です。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 社会教育課長、濱田伸一君。
- ○教育委員会社会教育課長(濱田伸一君) この郷土芸能伝承活動補助につきましては、次世代につなぐことを目的に、当初予算で21万円組んでいるところですけれども、既に5団体の申請があることや、議員が言われるように、少子高齢化が進む中で後継者不足となっておりまして、さらに、コロナの影響で郷土芸能が披露されずに、伝承が途切れつつある状況を踏まえまして、今回、願成就祭りなどの奉納踊りのうち、おおむね3年以上披露されていない踊りや継承の危機にある郷土芸能に対しまして伝承活動補助を行うものとなっております。

○議長(塩釜俊朗君) ほかに質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(塩釜俊朗君) 款の11災害復旧費、31ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(塩釜俊朗君) 款の12公債費、31ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

 \bigcirc 議長(塩釜俊朗君) 款の13諸支出金、31ページから32ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(塩釜俊朗君) 次に、歳入、款の9地方特別交付金、3ページから款の21町債、 7ページまで一括して質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(塩釜俊朗君) 次に、第2表、債務負担行為補正、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(塩釜俊朗君) 次に、第3表、地方債補正、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(塩釜俊朗君)** 次に、全般にわたり質疑ありませんか。4番、福島照男君。
- ○4番(福島照男君) すいません、歳入のところでお聞きすべきだったんですが、先ほど総務課長のほうから、今年度の米軍再編交付金2億4,000万円か幾らかというのが発表があったんですが、今回6,000万円が計上されています。残りの金額の見込みはいつ頃入ってくるのか、時期が分かれば教えてください。
- ○議長(塩釜俊朗君) 総務課長、羽生裕幸君。
- 〇総務課長(羽生裕幸君) 米軍の再編交付金と呼ばれておりますが、2億4,189万 2,000円の内訳ということでよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)屋内 運動場整備事業費に1億1,300万円を計上しておりますが、一応予算事業規模を考

えておりますが、実際は、今回令和5年度は416万3,000円、それから、中央公民館整備で1,260万円で、肥料・飼料高騰で6,000万円で、公共システムのほうに2,000万円ということで、2億4,100万円ということでしております。基金の積立てを令和6年度分を、屋内運動場を令和6年度に事業実施するということで、積立てを1億900万円で、中央公民館の耐震改修特別棟の耐震工事に3,500万円、特別教室棟の屋外の塗装等を110万円という形でしております。

以上です。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 町長、小園裕康君。
- **〇町長(小園裕康君)** ただいま総務課長から答弁がありましたが、令和4年度の分か ら9,000万円ほどありましたので、それについては、液体急速凍結機を購入をして、 その後、体育館の解体であったり、その設計とか、そこでもういっぱいになってい る状態であります。令和5年度までについては、今日、肥料・飼料の購入の関係が 来年度までということで、ここはもう防衛省のほうと協議をしておりますので、そ れで交付の決定をいただければ、2か年にわたる一応その計画でそこは進めること にしております。それで、実際には、令和6年度の分が2億4,000万円ほどの交付 金を満杯まだ交付申請をしていないところでありますので、ここについて、今後こ の10か年の計画策定をどうしてもやっぱりあらかじめやっていかなければいけない ということで、これをいろんな御意見を聞きながら、今後まとめていくことになる というふうに思います。令和5年度の再編部分については、大方肥料・飼料の分ま でで協議を終えまして、そしてまた、今日、コミュニティバスの購入をいたしまし たけれども、これの今度は、ずっと長期的に運営を業者のほうにやっていただかな ければなりませんので、これは、子供たちの運営経費の部分については、もう見れ るということで、一応、今、話を、協議を終えたところであります。一応そういう 形で、令和6年度の残りの部分と、それ以降の分がまだ決定をしておりませんので、 今後そこについては十分また皆様方からも御意見いろいろあれば、そこら辺も含め て、長期的な計画をしっかりつくらんといかんと、そのように考えているところで あります。
- ○議長(塩釜俊朗君) ほかに質疑ありませんか。 9番、濱田一徳君。
- ○9番(濱田一徳君) 再編交付金の話が今、出ましたので関連してです。よく住民の方から、再編交付金は何に使われているのよという質問を受けます。できましたら、先ほど総務課長が説明されたああいうのの何か資料でもございましたら、私なんかに頂ければ、私なんかも今度の再編交付金は2億4,000万円あったよと、これは大体内訳はこういうふうに使っていますと説明ができるんですけども、配付はできないでしょうか。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 町長、小園裕康君。
- ○町長(小園裕康君) 今、協議の中途の段階のものが令和6年度分についてはありますので、向こうのほうから決定を受けたものについては、それは公表することができると思います。ここについては、今、財政のほうでも申請をしたり、そしてまた、その決定を待っているものもありますので、そういう段階になりましたら公表できるものだというふうに思いますので、そこで防衛省ともはっきりしたそういう協議結果を得て、できるものであれば、また皆さんにお知らせをしたいというふうに思います。
- 〇議長(塩釜俊朗君) 総務課長、羽生裕幸君。
- ○総務課長(羽生裕幸君) 今、町長がお答えしたとおりでございまして、今現在、協議中ということでありますので、公表できるようになった時点で、その都度、必要であれば皆さんの元に提示できるかと思いますので、御配慮をお願いします。
- ○議長(塩釜俊朗君) ほかに質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(塩釜俊朗君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(塩釜俊朗君) 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(塩釜俊朗君) 異議なしと認めます。したがって、議案第35号令和5年度南種 子町一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

ここで11時16分まで休憩いたします。

休憩 午前11時11分 再開 午前11時16分

○議長(塩釜俊朗君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

____·__

日程第6 議案第36号 令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第3号)

○議長(塩釜俊朗君) 日程第6、議案第36号令和5年度南種子町国民健康保険事業勘 定特別会計補正予算(第3号)を議題とします。 当局の説明を求めます。くらし保健課長、木田美幸君。

Oくらし保健課長(木田美幸君) 議案第36号令和5年度南種子町国民健康保険事業勘 定特別会計補正予算(第3号)について御説明を申し上げます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ284万9,000円を追加し、 予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,785万2,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については省略をさせていただきます。

次に、3枚目をお開きください。

第2表の債務負担行為補正につきましては、南種子町が借り受ける申告受付システム関連機器リース料について、入札執行に伴い、限度額を58万1,000円に変更するものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により主なものについて御説明をいたします。

まず、歳入予算から御説明いたします。

3ページをお開きください。

款の1国民健康保険税につきましては、保険税の本賦課等に伴うもので、491万 6,000円を減額するものであります。

次に、款の6県支出金につきましては、保険者努力支援交付金7万円を増額する ものであります。

次に、3ページから4ページ、款の10繰入金の他会計繰入金につきましては、保 険基盤安定繰入金及びその他一般会計繰入金の減額と職員給与等の繰入金の増額に 伴うもので、一般会計繰入金3万7,000円を増額するものであります。

次に、4ページ、款の10繰入金の基金繰入金につきましては、保険税の本賦課等 に伴い、700万円を追加するものであります。

次に、款の12諸収入につきましては、一般被保険者延滞金65万8,000円を増額するものであります。

次に、歳出を御説明いたします。

5ページをお開きください。

款の1総務費の総務管理費につきましては、職員給料が主なもので、282万7,000円を増額するものであります。

次に、款の1総務費の徴税費につきましては、申告受付システム機器リース料の執行残によるもので、8万2,000円を減額するものであります。

次に、款の6保健事業費の保健事業費につきましては、会計年度任用職員の給料等について補正をするもので、7万円を増額するものであります。

次に、5ページから6ページ、款の6保健事業費の特定健康診査等事業費につきましては、職員の時間外手当について補正するもので、3万4,000円を増額するものであります。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長(塩釜俊朗君) これから質疑を行います。

質疑は全般にわたって行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(塩釜俊朗君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(塩釜俊朗君) 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(塩釜俊朗君) 異議なしと認めます。したがって、議案第36号令和5年度南種 子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決され ました。

日程第7 議案第37号 令和5年度南種子町介護保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(塩釜俊朗君) 日程第7、議案第37号令和5年度南種子町介護保険特別会計補 正予算(第3号)を議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長、木田美幸君。

Oくらし保健課長(木田美幸君) それでは、議案第37号令和5年度南種子町介護保険 特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,819万5,000円を追加し、 予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,617万9,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については省略をさせていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により主なものについて御説明いたします。 まず、歳入予算から御説明いたします。

3ページをお開きください。

款の4国庫支出金及び款の6県支出金につきましては、地域支援事業交付金の補 正に伴うもので、それぞれ減額をするものであります。

次に、款の10繰入金の一般会計繰入金につきましては、給与費等の繰入金が主な

もので、66万9,000円を減額するものであります。

次に、款の10繰入金の基金繰入金につきましては、介護保険基金繰入金から 2,846万4,000円を増額するものであります。

次に、3ページから4ページ、款の11繰越金につきましては、前年度の繰越金の額の確定に伴い46万9,000円を増額するものであります。

次に、歳出を御説明いたします。

5ページをお開きください。

款の1総務費の総務管理費については、職員の退職手当組合負担金が主なもので、 38万4,000円を減額するものであります。

次に、款の1総務費の介護認定審査会費につきましては、会計年度任用職員の退職手当組合負担金が主なもので、26万2,000円を減額するものであります。

次に、款の5地域支援事業費の包括的支援事業及び任意事業につきましては、会計年度任用職員の退職手当組合負担金が主なもので、11万8,000円を減額するものであります。

次に、5ページから6ページ、款の8諸支出金の償還金及び還付加算金につきましては、前年度介護給付費国庫負担金返納金が主なもので、2,888万3,000円を追加するものであります。

次に、6ページ、款の8諸支出金の繰出金につきましては、令和4年度分の精算返納金として7万6,000円を追加するものであります。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長(塩釜俊朗君) これから質疑を行います。

質疑は全般にわたって行います。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(塩釜俊朗君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(塩釜俊朗君) 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(塩釜俊朗君) 異議なしと認めます。したがって、議案第37号令和5年度南種 子町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第38号 令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算

○議長(塩釜俊朗君) 日程第8、議案第38号令和5年度南種子町後期高齢者医療保険 特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長、木田美幸君。

Oくらし保健課長(木田美幸君) それでは、議案第38号について御説明を申し上げます。

議案第38号は、令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)でございます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ308万5,000円を追加し、 予算の総額を歳入歳出それぞれ9,800万円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については省略をさせていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により主なものについて御説明いたします。 まず、歳入予算から御説明いたします。

3ページをお開きください。

款の1後期高齢者医療保険料については、保険料の本賦課に伴うもので、324万 1,000円を増額するものであります。

次に、款の4繰入金につきましては、事務費等繰入金33万6,000円を減額するものであります。

次に、款の5繰越金につきましては、令和4年度決算に伴う前年度繰越金で、10万6,000円を増額するものであります。

次に、款の6諸収入につきましては、後期高齢者医療制度特別対策補助金が主な もので、7万4,000円を増額するものであります。

次に、歳出を御説明いたします。

4ページをお開きください。

款の1総務費につきましては、退職手当組合負担金が主なもので、27万8,000円 を減額するものであります。

次に、款の2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、被保険者保険料納付金334万7,000円を増額するものであります。

次に、款の3保健事業費につきましては、骨粗鬆症健診委託が主なもので、1万6,000円を増額するものであります。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長(塩釜俊朗君) これから質疑を行います。

質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(塩釜俊朗君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(塩釜俊朗君) 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

O議長(塩釜俊朗君) 異議なしと認めます。したがって、議案第38号令和5年度南種 子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されま した。

日程第9 議案第39号 令和5年度南種子町水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(塩釜俊朗君) 日程第9、議案第39号令和5年度南種子町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

当局の説明を求めます。水道課長、河野容規君。

○水道課長(河野容規君) 議案第39号令和5年度南種子町水道事業会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

第2条は、令和5年度南種子町水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を 改めるもので、(4)主要な建設改良事業の水道施設改良等事業2,400万円を2,700 万円に、水道施設移設事業4,600万円を6,302万6,000円に改めるものです。

第3条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の既決予定額を補正するもので、収入で、第1款水道事業収益、第2項営業外収益を2,482万6,000円増額し、2億6,733万6,000円、支出で、第2款水道事業費用、第1項営業費用を20万円増額、第2項営業外費用を17万8,000円増額し、2億5,314万4,000円とするものです。

1ページ下段から2ページになります。

第4条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の既決予定額を補正するもので、本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、記載してありますとおりに改め、収入の第3款資本的収入、第5項工事負担金を1,702万6,000円増額し、1億8,625万1,000円、支出の第4款資本的支出、第1項建設改良費を2,002万6,000円増額し、2億7,461万3,000円とするものです。

第5条は、他会計からの補助金で、予算第9条中、7,000万円を9,434万5,000円 に改めるものです。 3ページについてはお目通しをお願いいたします。

4ページをお開きください。

予算事項別明細書について御説明いたします。

まず、収益的収入になります。

款の1水道事業収益、項の2営業外収益を2,482万6,000円増額するもので、内容につきましては、目の2他会計補助金を一般会計繰入金として2,434万5,000円、目の5雑収益を令和4年度南種子町まちづくり公社補助金返還金として48万1,000円増額するものです。

次に、収益的支出になります。

款の2水道事業費用、項の1営業費用を20万円増額するもので、目の4総係費の 修繕費となります。また、項の2営業外費用を17万8,000円増額するもので、目の 1支払利息及び企業債取扱諸費の企業債償還金利息分となります。

5ページをお開きください。

款の3資本的収入になります。項の5工事負担金を1,702万6,000円増額するもので、第5水源地施設移転補償費になります。

次に、款の4資本的支出、項の1建設改良費を2,002万6,000円増額するもので、 内容については、目の1施設改良費の委託料実績に伴い797万4,000円減額し、工事 請負費2件分2,800万円を増額するものです。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長(塩釜俊朗君) これから質疑を行います。

質疑は全般にわたって行います。質疑ありませんか。4番、福島照男君。

- ○4番(福島照男君) すいません、私の勉強不足で分からないんですが、第5水源地の場所を教えてほしいのと、この施設移設という、なぜ移設しなきゃいけないのかの理由の2点、お願いいたします。
- ○議長(塩釜俊朗君) 水道課長、河野容規君。
- 〇水道課長(河野容規君) お答えいたします。

移設場所につきましては、健康公園の西側になりますけど、日油株式会社の社員 寮の南側に第5水源地がありますので、その水源地となっております。この移設の 理由につきましては、防衛省のほうでヘリポートを計画している用地になっており ますので、今回、日油株式会社社員寮の奥のほうに、支障にならない箇所に移設を 予定しているところです。

- ○議長(塩釜俊朗君) ほかに質疑ありませんか。4番、福島照男君。
- ○4番(福島照男君) この水源地の移転補償費というのは、要は、これは防衛省から 補償費として入ってくる中身という捉え方でよろしいですか。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 水道課長、河野容規君。
- **〇水道課長(河野容規君)** 議員のおっしゃるとおりでございます。
- ○議長(塩釜俊朗君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(塩釜俊朗君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(塩釜俊朗君) 討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(塩釜俊朗君) 異議なしと認めます。したがって、議案第39号令和5年度南種 子町水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

日程第10 同意第17号 教育委員会委員の任命について

○議長(塩釜俊朗君) 日程第10、同意第17号教育委員会委員の任命についてを議題と します。

提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。

〇町長(小園裕康君) 同意第17号について御説明を申し上げます。

同意第17号は、教育委員会委員の任命について同意を求めるものでございます。 住所は、南種子町中之下1231番地1、氏名は、古市雪枝、昭和41年1月27日生まれでございます。

本件は、令和5年9月30日で任期満了となるため、引き続き古市雪枝氏の再任を お願いをするものであります。

教育委員会委員として適任者と認めますので、御同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長(塩釜俊朗君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(塩釜俊朗君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(塩釜俊朗君) 討論なしと認めます。

これから同意第17号を採決します。この採決は無記名投票で行います。 議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長(塩釜俊朗君) ただいまの出席人数は、議長を除いて9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、2番、野首 久教君、3番、平畠 強君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長(塩釜俊朗君) 念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の 方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則 第84条の規定によって、同意しないものとみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(塩釜俊朗君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

「投票箱点検]

○議長(塩釜俊朗君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、 順番に投票をお願いいたします。

[事務局長点呼·議員投票]

1番	川内田行博議員	2番	野首	久教議員
3番	平畠 強議員	4番	福島	照男議員
5番	名越多喜子議員	6番	柳田	博議員
7番	大﨑 照男議員	8番	上園	和信議員
9番	濱田 一徳議員			

○議長(塩釜俊朗君) 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(塩釜俊朗君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。2番、野首久教君、3番、平畠 強君、開票の立会いをお願い いたします。

「開票]

〇議長(塩釜俊朗君) 開票の結果を報告します。投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効 投票 0 票。有効投票のうち、賛成 9 票。 以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第17号教育委員会委員の任命 について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

日程第11 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長(塩釜俊朗君) 日程第11、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求める ことについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。

〇町長(小園裕康君) それでは、諮問第1号について御説明を申し上げます。

諮問第1号は、人権擁護委員の推薦について意見を求めるものでございます。

住所は、鹿児島県熊毛郡南種子町中之上1710番地10であります。氏名は、藺田美津子、昭和35年8月27日生まれでございます。

本件については、人権擁護委員は法務大臣が委嘱をする委員でありますが、これ を推薦することについて議会の意見を求めるものでございます。

藺田美津子氏は人格、識見ともに適任者と認め、同意を求めるものでございます。 御同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長(塩釜俊朗君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(塩釜俊朗君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(塩釜俊朗君) 討論なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本案に対する議会の意見はこれを適任とすることに決定したいと 思います。御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(塩釜俊朗君) 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は適任と答申することに決定しました。

散会

○議長(塩釜俊朗君) 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は、9月15日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。御苦労さまでございました。

_____• ___• ___

散 会 午前11時46分

令和5年第3回南種子町議会定例会

第 3 日

令和5年9月15日

令和5年第3回南種子町議会定例会会議録

令和5年9月15日(金曜日) 午前10時開議

1. 議事日程(第3号)

- ○日程第1 提案理由の説明
- ○日程第2 議案第40号 南種子町移住定住促進住宅条例制定について
- ○日程第3 議案第41号 令和5年度南種子町一般会計補正予算(第5号)
- ○日程第4 認定第1号 令和4年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について
- ○日程第5 認定第2号 令和4年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳 出決算認定について
- ○日程第6 認定第3号 令和4年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に ついて
- ○日程第7 認定第4号 令和4年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出 決算認定について
- ○日程第8 認定第5号 令和4年度南種子町水道事業会計決算認定について
- ○日程第9 委員長報告 (総務文教委員会·陳情審査)
- ○日程第10 発委第4号 義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための、 2024年度政府予算に係る意見書の提出について
- ○日程第11 発委第5号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、20 24年度政府予算に係る意見書の提出について
- ○日程第12 閉会中の継続調査の申し出
- ○日程第13 議員派遣

2. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

3. 出席議員(10名)

1番	ШР	勺田	行	博	君		2番	野	首	久	教	君
3番	平	畠		強	君		4番	福	島	照	男	君
5番	名	越	多喜	\$子	さん		6番	柳	田		博	君
7番	大	﨑	照	男	君		8番	上	園	和	信	君
9番	濱	田	_	徳	君	1	10番	塩	釜	俊	朗	君

4. 欠席議員(0名)

5. 出席事務局職員

局 長園田一浩君 書 記 山下浩一郎君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

名 氏 名 職 名 町 副 町 長 隆 則 長 小 園 裕 康 君 小 脇 君 総務課長兼 俊 教 育 長 菊 永 郎 君 選挙管理委員会 羽 生 裕 幸 君 事務局長 会計管理者 企 画 課 長 河 野 美 樹 さん 稲 子 秀 典 君 兼会計課長 くらし保健課長 木 田 美 幸 君 福祉事務所長 鮫 島 幸 紀 君 税務課長 村 総合農政課長 西 広 君 山 田 直 樹 君 建設課長兼水 道課長 河 野 容 規 君 保育園長 才 川 いずみ さん 教育委員会 社会教育課長 教育委員会管理課長兼 松 山 砂 夫 君 濱 田 伸一 君 給食センター所長 農業委員会事務局長 羽 生 幸 一 君

開議

○議長(塩釜俊朗君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第1 提案理由の説明

○議長(塩釜俊朗君) 日程第1、町長提出の追加議案第40号から第41号について、提案理由の説明を求めます。町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

〇町長(小園裕康君) それでは、提案理由について御説明を申し上げます。

今回、追加提案いたしました案件は、条例案件1件、予算案件1件の計2件でございます。

それでは、条例案件から順次、要約して御説明を申し上げます。

議案第40号は、南種子町移住定住促進住宅条例制定についてでございまして、施 設の設置及び管理につきまして必要な事項を定めるものでございます。

次に、予算案件について御説明を申し上げます。

議案第41号は、令和5年度南種子町一般会計補正予算(第5号)でございまして、 資材等の価格高騰や校区からの要望等を踏まえた工事内容の変更などによる南種子 町移住定住促進住宅整備事業に係るリース料を追加する債務負担行為の追加2件と、 歳出予算においては、移住定住促進住宅リース料が主なもので767万4,000円を追加 し、総額を65億6,108万1,000円とするものでございます。

以上、議案の説明を終わりますが、詳細につきましては、議案審議の折に担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議方お願い申し上げます。

○議長(塩釜俊朗君) これで、提案理由の説明を終わります。

日程第2 議案第40号 南種子町移住定住促進住宅条例制定について

○議長(塩釜俊朗君) 日程第2、議案第40号、南種子町移住定住促進住宅条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長(羽生裕幸君) 議案第40号について御説明を申し上げます。

議案第40号は、南種子町移住定住促進住宅条例制定についてでありまして、地方 自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本条例は、南種子町移住定住促進住宅に関し、地方自治法第244条の2第1項の

規定に基づき、施設の設置及び管理につきまして、必要な事項を定めるものでございます。

次に、本文でございます。1ページをお開きください。

第1条は、趣旨でございます。

第2条は、用語の定義であります。

第3条は、設置について定めるものでございます。

第4条は、入居者の公募の方法について定めるものでございます。

第5条は、公募の例外について定めるものです。

次に、2ページをお開きください。

第6条は、入居者の資格等について定めるものでございます。

第7条については、入居者の申込み及び決定について定めるものです。

第8条は、入居者の選考等について定めるものです。

第9条は、入居補欠者等について定めるものです。

第10条は、入居の手続について定めるものです。

次に、3ページ。

第11条は、連帯保証人の変更等について定めるものでございます。

第12条は、同居の承認について定めるものです。

第13条は、入居の地位の承継について定めるものです。

第14条は、家賃について定めてございます。

第15条は、家賃の納付について定めるものでございます。

次に、4ページ。

第16条は、敷金について定めるものです。

第17条は、敷金の運用等について定めるものです。

第18条は、修繕費用の負担について定めるものです。

第19条は、入居者の費用負担義務について定めるものです。

次に、5ページをお開きください。

第20条は、入居の保管義務等について定めるものです。

第21条は、住宅の検査について定めるものです。

第22条は、住宅の明渡し請求について定めるものです。

第23条は、駐車場の使用資格等について定めるものです。

次に、6ページ。

第24条は、立入検査について定めるものです。

第25条は、指定管理者による管理について定めるものです。

第26条は、指定管理が行う管理の基準について定めるものであります。

第27条は、指定の期間について定めるものです。

第28条は、個人情報の取扱いについて定めるものです。

第29条は、委任について定めるものです。

第30条については、罰則について定めるものです。

次に、7ページをお開きください。

附則として、この条例は、令和6年3月1日から施行することとし、準備行為として、入居者の公募、選考、入居の手続等移住定住促進住宅を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしております。 次に、8ページをお開きください。

別表でありますが、名称・所在地・家賃等について定めるものです。

参考資料といたしまして、施行規則の案を添付してございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

- ○議長(塩釜俊朗君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。 6番、柳田博君。
- ○6番(柳田 博君) ちょっとお伺いしたいんですが、この条項を全部見てみると、 町長というのが非常にこう……。管理するのは当然、町長なんですけれども、町長 に届け出なければならないとか承認を得なければならないとか、承認、認めるとい う、こう条項が非常にあるんですけれども、これはよその自治体もこういった町長 がもう全面的にこう出てやる条項になっているのか。

それと、やっぱり町長じゃなくて、私は協議会とか住宅促進協議会とかというのをつくって、その中で許可とか、いろんなそういったものをしていけばよいと。町長の公務の中で非常にハードなあれになってくるんじゃないのかなあと思うもんですから、質問するところですが、お願いします。

- ○議長(塩釜俊朗君) 総務課長、羽生裕幸君。
- ○総務課長(羽生裕幸君) 今回、住宅の定住促進住宅条例というものでございますので、あくまでも住宅管理は町長、町のほうでございますので、町長がその中身を十分に考慮しながら進めて運営をしていくということで、町長が認める者と。いろんなケースが出たりしますので、その場合のことを考えてするようにしております。
- ○議長(塩釜俊朗君) ほかに質疑はありませんか。9番、濱田一徳君。
- ○9番(濱田一徳君) 4点ほど質問がございますけれども、1点ずつ回答をお願いしたいと思います。

まず、2ページ、第5条の第1項第3号、その他町長が認める特別な理由というのがございます。この特別な理由というのはどういうことを想定しているのか、回答をお願いしたいと思います。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 総務課長、羽生裕幸君。
- ○総務課長(羽生裕幸君) お答えをしたいと思います。

公募の例外ということでございますので、その他特別に天災による住宅の損失とかいうことで第2項に定めておりますが、その他というのはいろんな特別な事情、本当に今の中で想定ができるかどうかということがございますけれども、住宅が困難でほかの住宅等が埋まっていて本当に入るところがないとか、そういう特別な事情が生じたときということで理解をしております。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 9番、濱田一徳君。
- ○9番(濱田一徳君) 特別な事情ですから、十分そこは審議をされて入居してもらったらいいんじゃないかなあと思います。

次に、第9条の第3項、これに第1項の入居補欠者としての有効期限は町長がその都度定めると。入居決定者の補欠、要はキャンセル待ちの人ですよね。これがずうっと延々と続くとなるとちょっと問題かなあと。大体1年ぐらいで切って、1年の間にはそのキャンセル待ちをしとった人も別な住宅に入れば、もう入らんでよかがと。この定住促進住宅に入れんでもよかがという人も当然出てくるんじゃないかと思うんですけれども、ここは町長がその都度定めるという、この文言ですけれども、これについては何か特別な制約か何かあってこのような文言になったんでしょうか。

- ○議長(塩釜俊朗君) 総務課長、羽生裕幸君。
- ○総務課長(羽生裕幸君) これについては入居までの期間を決定通知の中で、いつまでに入居してくださいということでいきます。その中において入居者のほうが特別な事情があって、もう要らなくなったといったときにまた再度公募をして抽せんをするというような時間的なこともありまして空けることになりますので、その場合の期間です。ですので、入居者が入って、おおむね3か月程度を予想しているところでございます。1か月から3か月ということで御理解いただきたいと思います。
- 〇議長(塩釜俊朗君) 9番、濱田一徳君。
- **〇9番(濱田一徳君)** 分かりました。

次が3ページになるんですけれども、3ページの第12条、同居の承認ということで、入居者は、当該入居者の入居の際に同居した親族以外の親族を同居させようとするときは、町長の承認を得なければならないと。

これは前条の第6条関係とか第8条関係に大分絡んでくるんじゃないかと思うんですけれども、普通、反社会的人間というのは入居する場合は、配偶者あるいは戸籍には載っていないけれども、自分の内縁関係にある者が先に入居して後からそこに入ってくるというのが通常一般的に見られるんですけれども、この第8条で親族

が暴力団員であるかどうかについては、本町の区域を管轄する警察署の署長の意見 を聞くことができるということで定めてあるんですよね。

これは暴対法ができた当時に、各市町村と警察と公安委員会で提携を結んで情報 交換をしましょうという、そういうのがありましたけれども、この後から入ってく る、これ。これについても、やはり同じように公安委員会に照会を出して回答をも らうというような、そういうあれでないとなかなか把握ができないと。いつの間に か入っておったというような状況も出てくると思いますけれども、ここについて 1回1回また公安委員会のほうに照会を出すのかどうか、そこら辺のところを聞か せてください。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 総務課長、羽生裕幸君。
- 〇総務課長(羽生裕幸君) 警察のほうにも問合せ、連携を行うということで、それは確認しながら進めていくように運用の中で対応していきたいと、このように思います。
- 〇議長(塩釜俊朗君) 9番、濱田一徳君。
- ○9番(濱田一徳君) では、最後になります。5ページです。第20条の第6項です。 入居者は、当該住宅、定住促進住宅を住宅以外の用途に使用してはならないとありますけれども、住宅以外の用途というのはどのようなのを想定しておりますか。
- ○議長(塩釜俊朗君) 総務課長、羽生裕幸君。
- ○総務課長(羽生裕幸君) 住宅以外ということでございますので、その他事務所にしたり、完全に住居を伴わない事務所にしたり、そういう目的、違うものに使用した場合ということを想定しております。
- ○議長(塩釜俊朗君) ほかに質疑はありませんか。8番、上園和信君。
- ○8番(上園和信君) 質疑は3回までとなっておりますので、まず、1点目ですね。 1点目で3点質問をしたいと思います。

この別表の戸数、6戸、6戸、4・6・6・6・2、それぞれの地区に建設をするようになっていますが、この集落名ですかね、地区名ですかね、これを教えてください。

この住宅は南種子町が建設をするのか、それとも民間に建設をしていただいて リース方式で借り受けるのか。

それから、この完成する年月日です。一応この3点についてお尋ねをいたします。

- ○議長(塩釜俊朗君) 総務課長、羽生裕幸君。
- ○総務課長(羽生裕幸君) まず、集落・地区名でございますが、平山については学校 の前の中学校跡地でありますので多分、仲之町の地域ということになるのではない かと思います。茎永についても東馬渡ですので、仲之町になると思います。下中に

ついては壽珠田ですので里、西之については字中野ですので平野、島間については 今出川なので、あそこは仲之町…… (「大久保」と呼ぶ者あり) すみません。大久 保だそうです。長谷については学校前の住宅ということで考えておりますので…… (発言する者あり) ちょっとすみません。資料がないのでちょっと分かりません。 学校の前ということで…… (「南種子町が建設するのか、それとも民間が建設して リースになるのか。それから、完成年月日」と呼ぶ者あり) 民間が建設をしてリー ス方式で行うことにしております。

完成については個別でありまして、10月、2月ということで分かれております。 地区名でいきますと、平山・下中・島間が10月、茎永・西之・長谷については 2月を完成予定と、このようにしております。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 8番、上園和信君。
- ○8番(上園和信君) この条例の4ページを見てください。敷金とありますよね。これは保証金という捉え方でいいと思うんですけれど、2020年の4月に民法が改正されたということで、この敷金ゼロの物件が増えているということですよね。この条例を見ると、敷金を2か月分を徴収するというふうになっていますけれども、民法の何条かはちょっと分かりませんが、この第16条第1項、第2項、これは整合性は取れていますかね。
- ○議長(塩釜俊朗君) 総務課長、羽生裕幸君。
- ○総務課長(羽生裕幸君) 敷金・礼金については、その法に基づくもので集約といいますか、もらうことができますので、これはそのように対応しておりますので、法に抵触するということではございません。
- 〇議長(塩釜俊朗君) 8番、上園和信君。
- ○8番(上園和信君) この条例を制定したり廃止、条例の改廃ですよね。南種子町の 法規審議会という審議機関がありますよね。ここでの議は経てきたのかです。
- ○議長(塩釜俊朗君) 総務課長、羽生裕幸君。
- ○総務課長(羽生裕幸君) 今までも上園議員の法規審議会の開催についてはお答えしているように、新規につくる場合、もちろん手数料等もありますので、これについては法規審議会を開催して実施したところでございます。
- ○議長(塩釜俊朗君) ほかに質疑はありませんか。2番、野首久教君。
- **〇2番(野首久教君)** 2点質問したいと思います。

まずは3ページ、表現の確認についてですが、第13条の入居の地位の承継とありますが、この承継という表現はこれでよいのかという確認です。まず1点です。

- **○議長(塩釜俊朗君)** 総務課長、羽生裕幸君。
- ○総務課長(羽生裕幸君) この条例を策定する際に、文字等については各全国的な条

例案件を参考にしておりまして、適切にこのように表現がされているようでございます。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 2番、野首久教君。
- ○2番(野首久教君) もう1点ですけれども、8ページ、別表の備考欄ですけれども、家電設備等を常備している住戸を使用する場合という表現があります。家電設備を常備している住戸があるというふうに理解しますが、これについての説明、それと家電設備等にはどんな家電や設備が含まれているのかということについて、説明をお願いしたいと思います。
- 〇議長(塩釜俊朗君) 総務課長、羽生裕幸君。
- ○総務課長(羽生裕幸君) 家電設備については、宇宙留学生の中で家族留学に対応する家族に対して行うものでございまして、その中で品目については、エアコン、テレビ、冷凍冷蔵庫、こんろ、洗濯機、照明、食器棚、食卓ということで、あくまでも家族留学の期間が1年であることから、入居者の負担を軽くするためということで一定の家電設備を設置するということにしておりますので、まだ数については教育委員会のほうも受入れの中で決定次第その上限は変わっていくと、このように思います。
- ○議長(塩釜俊朗君) ほかに質疑はありませんか。6番、柳田 博君。
- ○6番(柳田 博君) もう1点教えてください。この別表の駐車場使用料、これは 1区画800円(月額)となっています。各家庭が2台ぐらいは車を持っていると思 うんですよね。これは2区画使うと、その値段をもらうという理解でいいですかね。
- **○議長(塩釜俊朗君)** 総務課長、羽生裕幸君。
- ○総務課長(羽生裕幸君) 一定の数量しかございませんので、1家族がまた2台も 3台もというのもなかなか厳しくございます。建設工区によってそれぞれ違います ので、一応基本的には1区画と制限しておりますので、それについてまた十分検討 していくべきかとは思います。
- 〇議長(塩釜俊朗君) 6番、柳田 博君。
- ○6番(柳田 博君) 1家族に1区画しか与えないということであれば、やっぱり 2台持って来ている人は、入居する人は路上駐車とか、それからまた邪魔になるよ うなところに停めるということもあろうかと思うので、そこら辺を十分検討した上 で入居をお願いしたいと思います。
- ○議長(塩釜俊朗君) 企画課長、稲子秀典君。
- **○企画課長(稲子秀典君)** 駐車場については、各住宅共に1世帯2区画は確保できるように設計の中で今しておりまして、そのように建設を進めているところであります。

- ○議長(塩釜俊朗君) ほかに質疑はありませんか。4番、福島照男君。
- ○4番(福島照男君) この住宅の運用について教えてほしいんですが、主に家族留学の方が優先されるんだろうと思うんですが、家族留学の方もかなり定着率が増えてきたという傾向にあって2年目以降もここにとどまりたいという方が当然出てくるわけですが、条例の中身を見れば引き続き住居可能というような中身になっています。

そうすると、家族留学以外の方もここの住宅に入居されると1年1年家族留学が変わっていく仕組みの中で、当然またすぐ住宅不足に直面してくるんだろうなあというふうには想定されて――人口が増えるということはありがたいことではあるんですが、そこら辺のその運用の見通しと、そういう場合の対応、住宅を出てほかに住宅を見てもらうというのもなかなか難しいのかと思ったりするんですが、そこら辺はどのような想定でこの住宅運用をしていこうと考えているのか、教えていただけますか。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 町長、小園裕康君。
- ○町長(小園裕康君) 基本的な考え方ですけれども、以前から申し上げているとおり、今年度については家族留学が41世帯の希望でありました。現在、何とか住居を町民の皆さんの御協力を頂きながら確保できて、今入居していただいている家族留学が20世帯であります。そういうことを踏まえ、やっぱり少しここを拡大したいということで、こういう民間からの提案もありましたので、また公共事業でこういったのを一挙にするというのは非常に難しゅうございますので、皆様方の議決も頂いて今進めているところであります。それで現在、西海が今日追加で用地が決まりましたので、ちょっと遅れておりますけれども、それを除く6地区で36戸ほどであります。

現在その20世帯ですけれども、それを少しやっぱり拡大をしていきたいということでありまして――ただ、町民の皆様方にも各地区に帰りたいという方がいろいるおられますから、そこの枠も含めての今回の計画でこの住宅の活用になっていくと思います。そういう意味では、今の20世帯を少し拡大をした形での希望を私は持っておりまして、今、教育委員会のほうとそういう話もしておりますけれども、募集を経て、そしてまた子供たちのその学校の状況を全部把握をしてから決定になるもんですから、今ここで何戸ということはちょっとお答えできませんが、今年中にはそこは決定するものと思っております。

現在使われておりますこの家族留学の住宅については、ここにそのまま残りたい 方々がおりますので、今残りたい方々の住居の確保が非常に苦慮しておりまして、 なかなか住居が探し切れていないものですから、そこについては現在の家族留学で 使っている住宅についてはそのようにここに残られる方とか、そういったところに 住居確保として活用ができればと思っておりますので、そこは今後も住居の所有者にも協力要請をして、そのようにしてこちらにしっかり移住していただけるような 仕組みをつくりたいなあというふうに思っているところであります。

ただ、希望者がかなりおりますので、これがどこまで、どのような対応ができていくかというところで36戸できて、それでちょっと西海のほうが遅れてまた4戸できますけれども、その住宅の状況によってこれがどのように推移していくかなあというところでありまして、非常にこれが多くなってくるということは本町に移住していただく御家族、そしてまた子供たちも増えてくるということで、それはそれでしっかりそこを見極めながら、また今後も対応できるように努力していきたいというふうに思います。

- ○議長(塩釜俊朗君) ほかに質疑はありませんか。4番、福島照男君。
- **〇4番(福島照男君)** 町長に重ねて関連質問です。多分、住宅入居要望は非常に多い と思われますので、うまく流用されていくんだろうなあというふうに思っておりま す。

先の話をすると鬼が笑うといいますが、このリース方式、私はなかなかよい運営 方式だなと思っているんですが、仮に本町の利用率が高まってきたと、満杯状態と。 さらに希望が増えるというような見通しが出てきた中においては、この事業のさら なる拡大という予知はあるのかないのか、そこだけ1点教えていただけますか。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 町長、小園裕康君。
- **〇町長(小園裕康君)** 後の議案の中でもまたいろいろあるんだろうと思いますけれど も、現在このやっぱり馬毛島の関係であったり、国の状況から言うと非常にこの資 材等の価格高騰の影響が出てきております。

そういった中においても通常いろいろ試算をしますと、私どもの町においては、この今造っている鉄筋コンクリートの鉄骨造りの住居というのはなかなか地元、島内において造るというのはもう非常に難しい状況だと思います。またそれで、こういう工事関係もありまして、そういう鉄筋工であったり、いろんな方々がいないので、状況としては外部から連れてくる以外、そしてまたそういうところにお願いする以外非常に厳しい状況かなあと思っておりまして、いろんな要素が絡んで今後しばらくはこういう状況が続いて高騰した状態かなあというふうに思っております。

ただ、今がしっかりこれができていくということは一番やっぱりチャンスではあるんだろうというふうに思いまして、私どもの町にもいろんな自治体からもいろいろお話が、問合せが来ております。

そこで、公共住宅も木造では今対応できているんですけれども、昨年、西海でしたか、造った住宅についても単純に申し上げますと、民間の住宅をここの事業者が

造るということになると今、何か聞くところによると坪単価60万円程度らしいです。 それが公共単価でやるとやっぱり160万円程度、そのような状況らしいですから、 これを今度は鉄骨に置き換えるとまた同じようなその割合でいくと、これは大変な 金額だなあというふうに感じております。

しかしながら、やっぱり今こういう民間でやれるところについては民間にお願いをして、そしてなかなかこの地元事業者でやるのも今事業もかなり多いですから、そういう中においては今やっている事業をしっかりとやっていただいて完成をして受入れをやっぱりやっていきたいなあと。

それで、議員がおっしゃられるように、状況によってそういう希望、そういうことが非常に多くて、また今後の対応にそういう必要性があるとすれば、私どもはこれをしっかりとまたやっていただけるような方向でちょっとそういう御提案を頂けるような方向に、お話等についてはやっぱり要請をしていく必要があろうかなあというふうに思っております。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 5番、名越多喜子さん。
- ○5番(名越多喜子さん) 先ほど濱田議員が第12条の件で、やっぱり警察等に相談することというのを入れたほうがいいんじゃないかという質問がありましたけれども、私も運用ということは内規的なことだと思いますので、ちゃんと表に出して、ちゃんと警察とも相談をして――することができるようにしていたら、この条例として載せるのであれば、やっぱりそこは正々堂々と「こういうことで警察にも相談しました」ということも言えるんじゃないかなと思いますけれど、そこは運用だけで大丈夫なのか。今の世の中は物すごくいろんなことが出ていますので、なかなか難しいんじゃないかなと思いますけれど、そのほうはどう考えますか。
- ○議長(塩釜俊朗君) 総務課長、羽生裕幸君。
- ○総務課長(羽生裕幸君) 今回、私どもも審議の中でいろいろして協議の中でもしてきたところでございますので、条例では暴力団等については警察のほうにお願いしてということでありますので、これはもう入居条件の中に入って全体的な中に入っていきますので、そこは運用の中でしても構わないというふうに認識をしております。ここで条例の中身を追記すると、またいろいろ手続が出てきますので、これについては運用ということで取扱いはさせていただきたいと思います。
- 〇議長(塩釜俊朗君) 町長、小園裕康君。
- **〇町長(小園裕康君)** この条例の中身については、法制審議会の中で協議をして、そしてまた、ほかのところの条例等についても参考にしながら協議をして今回提案をしたものであります。

詳細については総務課長が言ったとおりでありますけれども、現在の他の住宅に

ついても同居するときにはこの決裁というか、承認のあれが回ってきます。よく回ってくるのはやっぱり結婚の予定があるとか、そしてそういうのが最近も回ってきました。そういうことだろうというふうに思います。

ただ、全くどういう形の人で、ただ同居したいということではなかなかそれは簡単に承認もできませんので、そこはしっかりとした先ほどあったようなことで確認ができるような方向でやっぱり運用をしていくことは重要だと思いますので、そのようにしっかりまたここは考えていきたいと思います。

- ○議長(塩釜俊朗君) ほかに質疑はありませんか。4番、福島照男君。
- ○4番(福島照男君) 条例の中でよく分からないところがあって教えてほしいんですが、小さな種類については個別に対応してもらうということになっていますが、町営住宅の場合は、修理等は町に申し込んで町が負担することになっています。ここは民間からのリース方式ですので、修理等の依頼があった場合は入居者から町のほうに申し出て、そして町が民間業者に修理依頼をするというような流れの確認でよろしいのか、お願いします。
- 〇議長(塩釜俊朗君) 総務課長、羽生裕幸君。
- ○総務課長(羽生裕幸君) あくまでも施設はこちらで借り受けますので、こちらのほうに管理等はなります。(発言する者あり)町のほうで管理ということになりますので、通常の公営住宅と同じように私どもが施設を借り受けてリース料を払っていくということになりますので、修理については私どものほうで管理をしていくということになります。

条項の中で指定管理ができるということになっていますので、そのときは管理のほうを公募でいたしまして、管理のほうはそちらにしていただくという形になっていきますので、今現在のところは指定管理をせずに自分たちで管理をしていくということになっていきます。

○議長(塩釜俊朗君) ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(塩釜俊朗君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(塩釜俊朗君) 討論なしと認めます。

これから、議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(塩釜俊朗君) 異議なしと認めます。したがって、議案第40号南種子町移住定

住促進住宅条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第41号 令和5年度南種子町一般会計補正予算(第5号)

〇議長(塩釜俊朗君) 日程第3、議案第41号令和5年度南種子町一般会計補正予算 (第5号)を議題とします。

_ . _

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長(羽生裕幸君) 議案第41号令和5年度南種子町一般会計補正予算(第5号)について、御説明を申し上げます。

それでは、予算書に基づいて説明をいたしますので、表紙をお開きください。

今回の補正は、債務負担行為の追加2件と、昨年の第3回定例会において債務負担行為として予算を提案し、可決されました南種子町移住定住促進住宅整備事業に係るリース料が主なもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ767万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ65億6,108万1,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

次に、3枚目をお開きください。

第2表、債務負担行為補正については、南種子町移住定住促進住宅整備に係る リース料の追加2件です。

まず、6地区追加分については、現在整備中の6地区において、資材の価格高騰 や工事内容の変更などに対応するための追加となり、期間を令和6年度から令和25 年度までとし、限度額を3億1,930万4,000円とするものです。

次に、西海地区分については、新たに西海地区に建設可能な土地が確保できたことに伴う追加で、期間を令和6年度から令和26年度までとし、限度額を2億6,121万6,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

歳出予算から主なものについて説明いたしますので、4ページをお開きください。 財産管理費については、移住定住促進住宅リース料が主なもので、767万4,000円 を増額するものです。

以上が歳出であります。

次に、歳入を説明いたしますので、3ページにお戻りください。

まず、地方交付税については今回補正の不足額を補うため、普通交付税690万 6,000円を増額するものです。

次に、同ページ、財産収入については、移住定住促進住宅貸付収入が主なものです。

以上、説明を終わりますが、説明不足あるいは詳細については、この後の審議に

おいて説明を申し上げますので、御審議方よろしくお願いいたします。

- ○議長(塩釜俊朗君) これから質疑を行います。
 - 質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。6番、柳田 博君。
- **〇6番(柳田 博君)** ちょっとお伺いします。 4ページの歳出の款 2 の目 6 になります。 光熱水費 6 万円、この使途についてちょっと説明を頂きたいと思います。
- **〇議長(塩釜俊朗君)** 総務課長、羽生裕幸君。
- ○総務課長(羽生裕幸君) 光熱水費については電気料と水道料でございまして、6か 所分の共益、供用部分についての支払いということで計上させていただいていると ころです。
- ○議長(塩釜俊朗君) ほかに質疑はありませんか。4番、福島照男君。
- ○4番(福島照男君) 各住宅料の金額はそれぞれ決まっているわけですが、この年間のリース料とそれから家賃収入、全戸の家賃収入、年間としたときに大体どれぐらいの差額が出てくるのか。なかなか全く一律、同一ということにはなっていないと思うんですが、年間発生する町負担分はどれぐらい見込んでおられるのか教えていただけますか。
- **〇議長(塩釜俊朗君)** 総務課長、羽生裕幸君。
- ○総務課長(羽生裕幸君) 負担については、家賃収入で月170万5,000円を見込んでおるところでございます。家賃収入だけということでございます。(「リース料は」と呼ぶ者あり)家賃収入と差額ですか。すみません。申し訳ないです。
- ○議長(塩釜俊朗君) 4番、福島照男君。
- ○4番(福島照男君) 月じゃなくて年間でいいです。1年間の中で家賃収入と、それから町がリース料で払う金額、家賃収入プラス固定資産税があるか分からないですけれど、要はプラス・マイナス・ゼロになるのか。恐らく、町の負担のほうが増えるんじゃないかと私は想定しているんですが、その差額が分かればどれぐらいになりますかという質問です。
- 〇議長(塩釜俊朗君) 町長、小園裕康君。
- **〇町長(小園裕康君)** その差額については、総務課長から後で答弁があろうと思いますけれども、当然リース料のほうが高くなります。

それで、住宅料というのは先ほど申し上げたような条例での設定をしております。これは債務負担行為を議決いただいたときも申し上げましたが、リース料については会社のほうで民間でやっていただくということで、それを割り崩したリース料になっておりますので、当然高くなっていく。ただ、20年間の無償貸付けをしているその固定資産であったり、そこに建てていただくわけですから固定資産であったり、いろんなもの、住宅料とそういうものが入ってくるということです。あと、その

リース料については今後、私どもは過疎債のソフト事業の対象になるということな ので、それを借りるような方向での今検討をしております。

過疎債を借りるということは、今後その返済のリース料の7割だったかな、これはまた国の交付税で算入をされて返ってくるお金ですので、そういう有利なものはしっかりと活用をして町の財源としてやっていく方法が一番だろうなあと。

それであともう一つは、この人がここに住んでいただくことによって普通交付税のほうで算定をされますので、まずは人口での算定がされます。それで、子供たちの児童生徒数のカウントもあります。それと学校数、学級数があります。それに伴ってここに多くの子供たちがしっかりと維持できれば、それに伴う先生方、教職員に係る経費も当然有利になるわけですから、そういったものをしっかりとやって私どもの歳入にもつなげて、そこでこうバランス――そちらのほうが有利な確保ができるということで見込んでおりますので、先ほど言いましたような住宅料とその差額でしたか、そこについては総務課長が分かっていれば答弁させてもらいたいと思います。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 総務課長、羽生裕幸君。
- ○総務課長(羽生裕幸君) それでは、申し訳ありませんでした。年間のリース料が 1億440万円程度です。先ほど、家賃収入については2,046万円ということになって おりますので、差し引きしますと8,396万円でありますが、この中身についてマイ ナスになってきますが、過疎対策事業債、町長が先ほど言いましたように、それら を充てたり、また交付税、人員増による交付税の算定とか、そうしますと実質の負 担額というのは3,900万円程度ということで見込んでおります。
- ○議長(塩釜俊朗君) ほかの質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(塩釜俊朗君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(塩釜俊朗君) 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(塩釜俊朗君) 異議なしと認めます。したがって、議案第41号令和5年度南種 子町一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

日程第4 認定第1号 令和4年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について

- 日程第5 認定第2号 令和4年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出 決算認定について
- 日程第6 認定第3号 令和4年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第4号 令和4年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決 算認定について

日程第8 認定第5号 令和4年度南種子町水道事業会計決算認定について

○議長(塩釜俊朗君) 日程第4、認定第1号令和4年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定から日程第8、認定第5号令和4年度南種子町水道事業会計決算認定までの5件を一括上程します。

この決算認定議案5件については、議会運営委員会の決定により、後もって決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることとしておりますので、説明と質疑は総括的に行います。

認定第1号から認定第5号まで順番に説明を求めます。

初めに、認定第1号令和4年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について、総 務課長、羽生裕幸君。

○総務課長(羽生裕幸君) 認定第1号令和4年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定 について御説明申し上げます。

それでは、決算書の74ページをお開きください。

決算額については、歳入総額63億5,264万8,041円、歳出総額62億4,366万1,605円、歳入歳出差引残高は1億898万6,436円の黒字となります。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費が3,868万4,000円、事故繰越し額が2,101万4,801円でありますので、差し引いた実質収支額は4,928万7,635円の黒字決算となっております。

さらに、地方自治法及び地方財政法の規定に基づき2,500万円を財政調整基金へ 積み立てましたので、翌年度繰越額は2,428万7,635円となったところでございます。

決算額の前年度比については、歳入総額1億6,866万5,815円、2.7%の増、歳出 総額1億3,182万2,915円、2.2%の増となったところでございます。

それでは、お手元に配付しておりますA4サイズ横3枚綴りの令和4年度一般会計決算説明資料に基づき、主なものについて御説明を申し上げます。この資料の数値につきましては、地方財政状況調査の数値を引用しているために、決算額及び決算区分が決算書と異なる部分がありますが、御理解をお願いいたします。

それでは、1ページの歳入について御説明をいたします。

まず、地方税について8億4,047万6,000円で13.2%を占めており、前年度比

7,432万5,000円、9.7%の増となっております。徴収率は町全体で92.4%、前年度より1.2ポイントの減となっております。

次に、地方交付税については28億8,262万1,000円で、45.4%と高い割合を占めており、前年度比で1,226万3,000円、0.4%の減となっております。普通交付税において、令和3年度限り創設された臨時財政対策債償還費による影響でございます。

次に、国庫支出金については10億4,469万円で前年度比9,032万1,000円、9.5%の増となっており、公営住宅建設事業、特定防衛施設再編交付金による影響でございます。

次に、県支出金については4億3,170万9,000円で、前年度比4,624万2,000円、 12.2%の増となっており、種子島南部観光周遊ルート整備事業、種子島周辺漁業対 策事業による影響でございます。

次に、財産収入について6,435万3,000円で、前年度比2,925万8,000円、83.4%の増となっており、防衛省への旧南種子高校グラウンド払下げによる影響でございます。

次に、寄附金について8,443万5,000円で、前年度比2,889万3,000円、25.5%の減 となっており、サツマイモ基腐病の影響によるふるさと応援寄附金の減によるもの でございます。

次に、繰入金については1,066万9,000円で、前年度比410万5,000円、62.5%の増となっております。予算編成時の財源不足を補うため、各目的基金から繰り入れておりましたが、普通交付税の増などによる影響により、預託牛事故対策基金、森林環境譲与税基金からの繰入金以外については全額を繰り戻したことによるものでございます。

次に、諸収入については 1 億3,403万9,000円で、前年度比3,376万7,000円で 20.1%の減となっており、二酸化炭素排出抑制対策事業による影響でございます。

次に、地方債については 4 億8,633万1,000円で、前年度比2,543万3,000円、 5.0%の減となっており、各種道路橋梁整備事業、公営住宅建設事業、島間分団詰 所整備事業などに伴う起債となっております。

次に、歳出について説明をいたします。

資料については、2ページが目的別、3ページが性質別による決算額となっております。歳出の説明につきましては、3ページの性質別で御説明申し上げますので、3ページをお開きください。

まず、義務的経費については総額25億1,840万3,000円となっており、40.3%を占めております。このうち、人件費については10億5,361万5,000円で16.9%を占めており、前年度比1,281万6,000円、1.2%の減となっております。

扶助費については6億6,788万6,000円で10.7%を占めており、前年度比8,267万4,000円、11.0%の減となっております。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う非課税世帯臨時特別交付金事業、子育て世帯生活支援特別給付金事業の影響によるものでございます。

公債費については7億9,690万2,000円で12.8%を占めており、前年度比460万円、0.6%の減となっております。平成23、24年度に借入れを行いました平山消防詰所建設事業、上中本村線道路改良事業などの償還終了による影響でございます。

次に、投資的経費については総額7億2,463万2,000円で11.6%を占めており、前年度比で1億1,100万2,000円、18.1%の増となっております。このうち、普通建設事業費については7億1,680万3,000円、前年度比1億6,522万円、30.0%の増となっており、公営住宅建設事業、宇宙ヶ丘公園整備事業、島間分団詰所整備事業などの影響によるものでございます。

次に、物件費をはじめとするその他の経費については、総額30億62万6,000円で48.1%を占めている。このうち、物件費については8億5,485万円で13.7%を占めており、前年度比6,618万6,000円、8.4%の増となっております。燃料価格高騰による光熱水費の増や電子地域通貨システム導入事業などの影響によるものでございます。

補助費については13億9,299万3,000円で22.3%を占めており、前年度比1億4,170万9,000円、11.3%の増となっております。地方創生臨時交付金を活用したデジタルクーポン券支給事業、燃料価格高騰対策として実施した農業・漁業・畜産業者への支援事業などの影響によるものでございます。

積立金については2億3,189万円、前年度比で1億2,975万円、35.9%の減となっております。歳入でも説明いたしましたが、普通交付税の再算定による影響や歳出全般における経費削減に取り組んだ結果、財源の確保ができたために、町有施設整備事業基金へ約7,700万円、宇宙のまち応援基金へ約4,300万円、再編交付金事業基金へ約8,400万円、農業振興基金、肉用牛貸付基金へそれぞれ2,000万円を積み立てたことによるものでございます。

投資及び出資金については4,370万円となっており、水道事業会計への補助金の 財源として令和3年度から一般会計出資債を借り入れていることによるものでござ います。

次に、各財政指数の状況について御説明申し上げます。

4ページをお開きいただきたいと思います。

財政力指数は3か年平均で0.23となっております。

経常収支比率は財政構造の弾力性を判断するための指標でございまして、前年度

より2.2ポイント増の88.8%となっております。

次に、地方債の令和4年度末現在高については前年度より2億9,726万9,000円、5.0%の減となっております。総額で56億3,732万1,000円となっております。

次に、積立金の令和4年度末現在高については前年度より2億5,144万6,000円、10.3%の増となっており、総額26億8,619万2,000円となっております。主な基金ごとの残高については、お目通しをいただきたいと思います。

次に、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、企業会計を含む全会計の 実質赤字及び資金不足を判断する指標のことでございまして、令和4年度は黒字決 算でありますので、数値の記載はございません。

次に、実質公債費比率については、一般会計等が負担する元利償還金と公営企業債の償還に当てたと見られる繰出金、組合等が起こした地方債の償還に当てたと認められる負担金、補助金などの標準財政規模に対する比率のことでございまして、前年度比0.2ポイント減の11.0%となっているところでございます。

最後に、将来負担比率については、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のことでございます。前年度比で8.2ポイント減の10.0%となっているところでございます。

令和4年度について、これらの4つの指標についても早期健全化基準及び財政再生基準内であり、健全な財政運営がなされていると判断しているところでございますが、今後も各指標の分析をしながら、引き続き健全な財政運営に努めていきたいと考えております。

以上、決算の概要について説明を終わりますが、細部にわたりましては、この後 に設置されます決算審査特別委員会の審査において、各課から詳細な説明がありま すので、審査方よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 次に、認定第2号令和4年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、くらし保健課長、木田美幸君。
- **Oくらし保健課長(木田美幸君)** 認定第2号令和4年度南種子町国民健康保険事業勘 定特別会計歳入歳出決算認定について、御説明を申し上げます。

それでは、決算書の87ページをお開きください。

決算額につきましては、歳入総額 8 億261万95円、歳出総額 7 億9,171万7,782円、 歳入歳出差引残額1,089万2,313円となりました。このうち、国民健康保険基金への 積立てを989万2,313円といたしましたので、翌年度繰越額は100万円となったとこ ろでございます。

決算額の前年度比につきましては、歳入総額3,971万3,862円、4.7%の減、歳出

総額3,640万1,689円、4.4%の減となったところでございます。

保健事業については、被保険者の健康の保持増進と疾病の早期発見により将来的な医療費の抑制を図るため、国民健康保険事業計画に基づき、特定検診及び特定保健指導の実施、人間ドックの助成や生活習慣病予防事業などを行ったところでございます。

令和4年度の特定検診実施率については48.4%で、前年度比7.1%の増、特定保健指導実施率については56.7%で、4.8%の増となったところでございます。

また、国民健康保険税の収納状況については現年度分97.92%、前年度比で 0.72%の増、滞納繰越分12.23%で、前年度比3.36%の減となったところでございます。

以上で、概要の説明を終わります。

詳細につきましては、この後に設置されます決算審査特別委員会において御説明 いたしますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(塩釜俊朗君) 次に、認定第3号令和4年度南種子町介護保険特別会計歳入歳 出決算認定について、くらし保健課長、木田美幸君。
- **Oくらし保健課長(木田美幸君)** それでは、認定第3号令和4年度南種子町介護保険 特別会計歳入歳出決算認定について、御説明を申し上げます。

決算書の102ページをお開きください。

決算額につきましては、歳入総額7億321万623円、歳出総額7億244万901円、歳入歳出差引残額76万9,722円となっており、その全額を翌年度へ繰り越したところでございます。

決算額の前年度比につきましては、歳入総額900万6,524円、1.26%の減、歳出総額928万7,461円、1.31%の減となったところでございます。

介護保険事業につきましては、保険者として適正な機能発揮を図るとともに、第 8期の介護保険事業計画に基づき、介護予防・重度化防止を推進するとともに、地 域支援事業の充実に努めたところでございます。

令和5年3月末現在の要介護・要支援認定者数は297名となっており、このうち要介護3以上の認定者は、全体の50.84%を占めているところでございます。

認定者のサービス利用実績は全体件数で7,867件となっており、このうち、訪問・通所系のサービスが2,216件で29.73%、居宅介護支援が1,987件で26.65%、福祉用具の貸与が1,540件で20.66%などが主なものとなっているところでございます。

保険給付事業については、決算額 5 億7,633万1,479円で、前年度比3,148万2,435円、5.18%の減となったところでございます。

また、介護保険料の収納状況につきましては、現年度分で98.88%、前年度比

0.15%の減、滞納繰越分20.22%、前年度比5.13%の増となったところでございます。

以上、概要の説明を終わります。

詳細につきましては、この後に設置されます決算審査特別委員会において御説明 いたしますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(塩釜俊朗君) 次に、認定第4号令和4年度南種子町後期高齢者医療保険特別 会計歳入歳出決算認定について、くらし保健課長、木田美幸君。
- **○くらし保健課長(木田美幸君)** それでは、認定第4号令和4年度南種子町後期高齢 者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について、御説明を申し上げます。

決算書の110ページをお開きください。

決算額につきましては、歳入総額9,138万9,507円、歳出総額9,118万3,185円、歳 入歳出差引残額20万6,322円となり、その全額を翌年度へ繰り越したところでござ います。

決算額の前年度比につきましては、歳入総額で207万5,493円、2.3%の増、歳出 総額で230万4,506円、2.6%の増となったところでございます。

後期高齢者医療保険事業につきましては、長寿健診事業や人間ドック助成などを 実施し、疾病の早期発見、早期治療の促進により医療費の適正化を図り、事業運営 に努めてきたところでございます。

また、後期高齢者医療保険料の収納状況につきましては、現年度分の収納済額で4,937万6,100円、収納率100%、滞納繰越分の収入済額で3万6,500円、収納率100%となったところでございます。

以上、概要の説明を終わります。

詳細につきましては、この後に設置されます決算審査特別委員会において御説明 をいたしますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(塩釜俊朗君) 次に、認定第5号令和4年度南種子町水道事業会計決算認定について、水道課長、河野容規君。
- **〇水道課長(河野容規君)** 認定第5号令和4年度南種子町水道事業会計歳入歳出決算 認定について、御説明いたします。

本案は、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけまして、議会の認定に付するものです。

南種子町水道事業決算書、1ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入、第1款事業収益の決算額は2億6,950万217円、支出の第2款事業費の決算額は2億3,055万1,209円となりました。

2ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

第3款資本的収入の決算額は1億3,384万5,000円、支出の第4款資本的支出の決算額は2億868万5,639円となりました。資本的収入の不足する額につきましては、下段に記載してありますとおり補塡しております。

3ページをお開きください。

損益計算書です。

下から4行目、当年度純利益は2,891万458円で、前年度繰越欠損金566万3,371円を差引き、当年度未処分利益剰余金が2,324万7,087円となります。

6ページをお開きください。

貸借対照表です。

下段の資産合計及び7ページ下段の負債資本合計は22億7,776万1,182円となって おります。

8ページをお開きください。

水道事業報告書を記載しています。

内容に沿って、主なものを御説明いたします。

初めに、業務量につきましては、年度末給水人口は5,153人、給水戸数は3,380戸です。総配水量は97万5,493立方メートル、有収水量は65万7,592立方メートルで、有収率は67.41%となっております。

9ページは、建設改良工事の概況です。

水道施設耐震化事業中央地区1工区ほか7件で、建設改良費のうち工事請負実施額は合計で1億3,453万5,000円となりました。

10ページの事業収入及び事業費に関する事項については、お目通しをお願いいたします。

11ページになります。

未収金ですが、水道料金については過年度分次期繰越額が477万6,848円、令和4年度分次期繰越額が1,568万5,100円となっております。

未払金ですが、主に年間契約の委託料などとなり、合計で1,225万4,680円となっております。

12ページをお開きください。

キャッシュ・フロー計算書です。

下段の資金期末残高は6,114万4,597円となりました。

17ページをお開きください。

企業債明細書です。

新規借入れはナンバー35の6,080万円で、水道施設耐震化事業及び水道施設改良

等事業に伴い借り入れたものです。当年度償還高の合計は7,139万9,926円で、未償 還残高は10億6,599万3,638円となっております。

以上で概要の説明を終わります。

詳細につきましては、決算特別委員会において報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長(塩釜俊朗君) これから質疑を行います。質疑は歳入歳出全般にわたって会計 ごとに行います。

初めに、一般会計歳入歳出決算について、質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(塩釜俊朗君) 質疑を終わります。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(塩釜俊朗君) 質疑を終わります。

次に、介護保険特別会計歳入歳出決算について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(塩釜俊朗君) 質疑を終わります。

次に、後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(塩釜俊朗君) 質疑を終わります。

次に、水道事業会計決算について、質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(塩釜俊朗君) 質疑を終わります。

お諮りします。認定第1号から認定第5号までの決算認定議案5件については、 8名の委員で構成する令和4年度決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託 して、閉会中の継続審査としたいと思います。御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(塩釜俊朗君) 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第5号までの決算認定議案5件については、8名の委員で構成する令和4年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることに決定をしました。

お諮りします。令和4年度決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会 条例第7条第4項の規定によって、濱田一徳君、上園和信君、大崎照男君、柳田 博君、福島照男君、平畠 強君、野首久教君、川内田行博君を指名したいと思いま す。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(塩釜俊朗君) 異議なしと認めます。したがって、令和4年度決算審査特別委員会の委員は、濱田一徳君、上園和信君、大崎照男君、柳田 博君、福島照男君、平畠 強君、野首久教君、川内田行博君を選任することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩中に、ただいま設置されました決算特別委員会の正副委員長の選出をお願い いたします。第1委員会室でお願いしたいと思います。

> 休憩 午前11時16分 再開 午前11時27分

○議長(塩釜俊朗君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の正副委員長が決定した旨、報告がありましたので、お知らせをします。

令和4年度決算審査特別委員会の委員長に柳田 博君、副委員長に福島照男君。 以上、お知らせをいたします。

日程第9 委員長報告(総務文教委員会·陳情審査)

○議長(塩釜俊朗君) 日程第9、委員長報告の件を議題とします。

総務文教委員会に付託しておりました陳情につきましては、お手元に審査結果報告書をお配りしておりますが、審査の経過と結果について、総務文教委員会委員長の報告を求めます。総務文教委員会委員長、大崎照男君。

[大﨑照男総務文教委員会委員長登壇]

〇総務文教委員会委員長(大崎照男君) 総務文教委員会委員長報告(陳情審査)。

総務文教委員会委員長、大﨑照男。

令和5年第3回定例会において、総務文教委員会に付託された、陳情第5号義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてと、陳情第6号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情についての審査の結果と経過について報告いたします。

当委員会は、令和5年9月8日(金)、本会議終了後、第1委員会室において、 全委員出席の下、付託を受けた陳情第5号及び第6号の審査方法等について協議を 行い、内容的に本定例会に報告することが望ましいと判断し、当日、提出者からの 趣旨説明を受けることとしました。 同日、14時30分より、提出者の代理で原田氏に出席いただき、陳情者の趣旨説明を求めました。

陳情書の要点は、陳情第5号では、学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき問題が山積しており、ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が必要です。しかしながら、厳しい財政状況の中、自治体間において教育格差が生じることは大きな問題であります。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育が受けられることが、法律上の要請でありますので、教育の機会均等と水準の維持向上を図るための、義務教育費国庫負担制度の負担率引上げをお願いするとの趣旨であります。

陳情第6号については、陳情第5号と同じようなことではありますが、学校現場においては様々な課題があります。2021年の法改正によって、小学校の学級編成標準は段階的に35人に引き下げられるものの、中学校・高等学校においても早期実施が必要であり、きめ細やかな教育活動を進めるためには、少人数学級の実現が必要でありますので、5項目について要望するとの趣旨でありました。

提出者への質疑は特になく、説明を終了した。

その後、総括質疑を行い、質疑なしと認め、討論なく、採決の前に可否同数となった場合、委員長裁決で決定することを確認し、起立採決を行った。

まず、陳情第5号について、起立採決を行った。

起立採決の結果、全員一致で、当委員会に付託された陳情第5号は採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第6号について、起立採決を行った。

起立採決の結果、全員一致で、当委員会に付託された陳情第6号は採択するべきものと決定しました。

陳情第5号及び第6号について、本会議において採択された場合、意見書の発委を予定しておりますので、議員各位の御賛同をお願いいたします。

以上で、総務文教委員会に付託されていた陳情第5号義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてと、陳情第6号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情についての審査の結果と経過についての委員長報告といたします。

○議長(塩釜俊朗君) これから質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(塩釜俊朗君) 質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。討論、採決は陳情ごとに行います。

まず、陳情第5号義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための、2024 年度政府予算に係る意見書採択の陳情についての討論を行います。討論はありませ んか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(塩釜俊朗君) 討論なしと認めます。

これから陳情第5号を採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(塩釜俊朗君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第5号義務教育費国庫 負担制度負担率の引上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳 情については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第6号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年 度政府予算に係る意見書採択の陳情についての討論を行います。討論はありません か。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(塩釜俊朗君) 討論なしと認めます。

これから陳情第6号を採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(塩釜俊朗君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第6号ゆたかな学びの 実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情 については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第10 発委第4号 義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための、 2024年度政府予算に係る意見書の提出について

〇議長(塩釜俊朗君) 日程第10、発委第4号義務教育費国庫負担制度負担率の引上げ をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題とします。 提出者の説明を求めます。総務文教委員会委員長、大﨑照男君。

[大﨑照男総務文教委員会委員長登壇]

〇総務文教委員会委員長(大崎照男君) 発委第4号、提出者、南種子町議会総務文教

委員会。

発委第4号について、提案をいたします。

発委第4号は、義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための、2024年 度政府予算に係る意見書の提出についてでありまして、別紙のとおり会議規則第14 条第2項の規定により提出するものであります。

別紙意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣宛て提出するものであります。

提出者は、南種子町議会総務文教委員会であります。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が必要です。

しかしながら、厳しい財政状況の中、自治体間において教育格差が生じることは 大きな問題であります。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育 が受けられることが、法律上の要請であります。ゆたかな子どもの学びを保障する ための条件整備は必要不可欠であります。

国会及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、強く要望するものであります。

よって、南種子町議会は、2024年度政府予算編成において、別紙事項が実現されるように、この意見書を提出するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

議員各位の御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長(塩釜俊朗君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(塩釜俊朗君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(塩釜俊朗君) 討論なしと認めます。

これから発委第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(塩釜俊朗君) 異議なしと認めます。したがって、発委第4号義務教育費国庫 負担制度負担率の引上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出に ついては、原案のとおり可決されました。

日程第11 発委第5号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024 年度政府予算に係る意見書の提出について

〇議長(塩釜俊朗君) 日程第11、発委第5号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を はかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題とします。 提出者の説明を求めます。総務文教委員会委員長、大崎照男君。

「大﨑照男総務文教委員会委員長登壇」

○総務文教委員会委員長(大崎照男君) 発委第5号、提出説明者、南種子町議会総務 文教委員会。

発委第5号について、提案をいたします。

発委第5号は、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度 政府予算に係る意見書の提出についてであります。

別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出するものであります。

別紙意見書を、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、 文部科学大臣宛てに提出するものであります。

提出者は、南種子町議会総務文教委員会であります。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が必要です。

2021年の法改正によって、小学校の学級編成標準は段階的に35人に引き下げられるものの、中学校・高等学校においても早期実施が必要です。きめ細やかな教育活動を進めるためには、少人数学級の実現が必要であるとの趣旨であります。

国会及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、強く要望するものであります。

よって、南種子町議会は、2024年度政府予算編成において、別紙5項目が実現されるように、この意見書を提出するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。 議員各位の御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長(塩釜俊朗君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(塩釜俊朗君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(塩釜俊朗君) 討論なしと認めます。

これから発委第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(塩釜俊朗君) 異議なしと認めます。したがって、発委第5号ゆたかな学びの 実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出につ いては、原案のとおり可決されました。

日程第12 閉会中の継続調査の申し出

○議長(塩釜俊朗君) 日程第12、閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議 ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(塩釜俊朗君) 異議なしと認めます。したがって、申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第13 議員派遣

○議長(塩釜俊朗君) 日程第13、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配りました議員派遣のとおり、派遣したいと思います。 御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(塩釜俊朗君) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、派遣する ことに決定しました。

閉会

○議長(塩釜俊朗君) 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和5年第3回南種子町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

閉 会 午前11時52分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議長 塩 釜 俊 朗

南種子町議会議員 濱田 一徳

南種子町議会議員 川内田 行 博